青森大学自己点検・評価
報告書(平成 28 年度)

平成 29(2017)年 6 月

青森大学

－ 目 次 －

自己点検・評価の趣旨 1
Ⅰ．建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等 2
青森大学の建学の精神 2
青森大学の使命・目的 2
青森大学の基本理念 2
青森大学の個性・特色等 3
Ⅱ．沿革と現況 3
1．本学の沿革 3
2．本学の現況 5
Ⅲ．使命・目的等 7
Ⅲ－1　使命・目的及び教育目的の明確性 7
(1) Ⅲ－1 の現状 7
Ⅲ－1－①　意味・内容の具体性と明確性について 7
Ⅲ－1－②　簡潔な文章化について 10
(2) 現状の評価 10
(3) 将来の展望 10
Ⅲ－2　使命・目的及び教育目的の適切性 11
(1) Ⅲ－2 の現状 11
Ⅲ－2－①　個性・特色の明示について 11
Ⅲ－2－②　法令への適合について 12
Ⅲ－2－③　変化への対応について 13
(2) 現状の評価 14
(3) 将来の展望 14
Ⅲ－3　使命・目的及び教育目的の有効性 15
(1) Ⅲ－3 の現状 15
Ⅲ－3－①　役員、教職員の理解と支持について 15
Ⅲ－3－②　学内外への周知について 16
Ⅲ－3－③　中長期的な計画及び 3 つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映について 17
Ⅲ－3－④　使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性について 18
(2) 現状の評価 20
(3) 将来の展望 20
Ⅲ．使命・目的等に関する全体の自己評価（現状の評価と将来への展望を含む） 21
Ⅳ．学修と教授 22
Ⅳ－1　学生の受入れ 22
(1) Ⅳ－1 の現状 22
Ⅳ－1－①　入学者受入れの方針の明確化と周知について 22
Ⅳ－1－②　入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫について 23

Ⅳ－1－③　入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持について 27
（2）現状の評価 28
（3）将来の展望 29
Ⅳ－2　教育課程及び教授方法 30
（1）Ⅳ－2 の現状 30
Ⅳ－2－①　教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化について 30
Ⅳ－2－②　教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発について 31
（2）現状の評価 35
（3）将来の展望 35
Ⅳ－3　学修及び授業の支援 37
（1）Ⅳ－3 の現状 37
Ⅳ－3－①　教員と職員の協働並びに TA(Teaching Assistant)等の活用による学修支援及び授業支援の充実について 37
（2）現状の評価 42
（3）将来の展望 42
Ⅳ－4　単位認定、卒業・修了認定等 44
（1）Ⅳ－4 の現状 44
Ⅳ－4－①　単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用について 44
（2）現状の評価 47
（3）将来の展望 47
Ⅳ－5　キャリアガイダンス 48
（1）Ⅳ－5 の現状 48
Ⅳ－5－①　教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備について 48
（2）現状の評価 58
（3）将来の展望 58
Ⅳ－6　教育目的の達成状況の評価と有効活用 61
（1）Ⅳ－6 の現状 61
Ⅳ－6－①　教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発について 61
Ⅳ－6－②　教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果の有効活用について 63
（2）現状の評価 64
（3）将来の展望 64
Ⅳ－7　学生サービス 65
（1）Ⅳ－7 の現状 65
Ⅳ－7－①　学生生活の安定のための支援について 65
Ⅳ－7－②　学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用について 69

(2) 現状の評価 69
(3) 将来の展望 69
Ⅳ－8　教員の配置・職能開発等 70
(1) Ⅳ－8 の現状 70
Ⅳ－8－①　教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置について 70
Ⅳ－8－②　教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD(Faculty Development)をはじめとする教員の資質・能力向上への取組みについて 70
Ⅳ－8－③　教養教育実施のための体制の整備について 73
(2) 現状の評価 73
(3) 将来の展望 73
Ⅳ－9　教育環境の整備 74
(1) Ⅳ－9 の現状 74
Ⅳ－9－①　校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理について 74
Ⅳ－9－②　授業を行う学生数の適切な管理について 80
(2) 現状の評価 80
(3) 将来の展望 80
Ⅳ．学修と教授に関する全体の自己評価（現状の評価と将来への展望を含む） 81
Ⅴ．経営・管理と財務 82
Ⅴ－1　経営の規律と誠実性 82
(1) Ⅴ－1 の現状 82
Ⅴ－1－①　経営の規律と誠実性の維持の表明について 82
Ⅴ－1－②　使命・目的の実現への継続的努力について 82
Ⅴ－1－③　学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守について 83
Ⅴ－1－④　環境保全、人権、安全への配慮について 83
Ⅴ－1－⑤　教育情報・財務情報の公表について 83
(2) 現状の評価 84
(3) 将来の展望 84
Ⅴ－2　理事会の機能 85
(1) Ⅴ－2 の現状 85
Ⅴ－2－①　使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性について 85
(2) 現状の評価 85
(3) 将来の展望 85
Ⅴ－3　大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ 86
(1) Ⅴ－3 の現状 86
Ⅴ－3－①　大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性について 86
Ⅴ－3－②　大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発

揮について 88
(2) 現状の評価 89
(3) 将来の展望 89
Ｖ－4　コミュニケーションとガバナンス 89
(1) Ｖ－4 の現状 89
Ｖ－4－①　法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門の間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化について 89
Ｖ－4－②　法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性について 90
Ｖ－4－③　リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営について 91
(2) 現状の評価 92
(3) 将来の展望 93
Ｖ－5　業務執行体制の機能性 93
(1) Ｖ－5 の現状 93
Ｖ－5－①　権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保について 93
Ｖ－5－②　業務執行の管理体制の構築とその機能性について 96
Ｖ－5－③　職員の資質・能力向上の機会の確保と整備について 96
(2) 現状の評価 96
(3) 将来の展望 97
Ｖ－6　財務基盤と収支 97
(1) Ｖ－6 の現状 97
Ｖ－6－①　中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立について 97
Ｖ－6－②　安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保について 97
(2) 現状の評価 98
(3) 将来の展望 99
Ｖ－7　会計 99
(1) Ｖ－7 の現状 99
Ｖ－7－①　会計処理の適正な実施について 99
Ｖ－7－②　会計監査の体制整備と厳正な実施について 99
(2) 現状の評価 100
(3) 将来の展望 100
Ｖ．経営・管理と財務に関する全体の自己評価（現状の評価と将来への展望を含む） 100
Ⅵ．自己点検・評価 101
Ⅵ－1　自己点検・評価の適切性 101
(1) Ⅵ－1 の現状 101
Ⅵ－1－①　大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価について 101
Ⅵ－1－②　自己点検・評価体制の適切性について 103

Ⅵ－1－③　自己点検・評価の周期等の適切性について 105
（2）現状の評価 106
（3）将来の展望 106
Ⅵ－2　自己点検・評価の誠実性 107
（1）Ⅵ－2 の現状 107
Ⅵ－2－①　エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価について 107
Ⅵ－2－②　現状把握のための十分な調査・データの収集と分析について 109
Ⅵ－2－③　自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表について 109
（2）現状の評価 110
（3）将来の展望 110
Ⅵ－3　自己点検・評価の有効性 111
（1）Ⅵ－3 の現状 111
Ⅵ－3－①　自己点検･評価の結果の活用のための PDCA サイクルの仕組みの確立と機能性について 111
（2）現状の評価 112
（3）将来の展望 113
Ⅵ．自己点検・評価に関する全体の自己評価（現状の評価と将来への展望を含む） ..113
Ⅶ．地域とともに生きる大学 114
Ⅶ－1　地域社会と連携して行う教育・研究・社会貢献活動 114
（1）Ⅶ－1 の現状 114
Ⅶ－1－①　地域社会との連携・協力関係の強化について 114
Ⅶ－1－②　地域社会と連携して行う教育・研究・社会貢献活動の充実について 115
（2）現状の評価 117
（3）将来の展望 117
Ⅶ－2　生涯学習活動 117
（1）Ⅶ－2 の現状 117
Ⅶ－2－①　生涯学習事業の開催について 117
Ⅶ－2－②　地域で開催される生涯学習活動への協力について 119
（2）現状の評価 119
（3）将来の展望 118
Ⅶ－3　大学施設の開放 120
（1）Ⅶ－3 の現状 120
Ⅶ－3－①　大学施設の積極的な開放について 120
（2）現状の評価 120
（3）将来の展望 120
Ⅶ－4　社会人の受入れ 121
（1）Ⅶ－4 の現状 121
Ⅶ－4－①　社会人の積極的な受入れについて 121
（2）現状の評価 121
（3）将来の展望 121

（1）Ⅶ－5 の現状 121
Ⅶ－5－①　学内組織体制の整備について 121
Ⅶ－5－②　学生・教職員に向けた普及啓発について 122
Ⅶ－5－③　情報の収集と発信について 122
（2）現状の評価 122
（3）将来の展望 122
Ⅶ．地域とともに生きる大学に関する全体の自己評価（現状の評価と将来への展望を含む） 123
Ⅷ．学生中心の大学 123
Ⅷ－1　方針・学習支援センター 123
（1）Ⅷ－1 の現状 123
Ⅷ－1－①　方針について 123
Ⅷ－1－②　学習支援センターについて 123
（2）現状の評価 124
（3）将来の展望 124
Ⅷ－2　カリキュラム改善 125
（1）Ⅷ－2 の現状 125
Ⅷ－2－①　基礎スタンダード科目群について 125
Ⅷ－2－②　学修時間・学修行動調査について 125
（2）現状の評価 125
（3）将来の展望 125
Ⅷ－3　学修環境の整備 126
（1）Ⅷ－3 の現状 126
Ⅷ－3－①　「集いのスペース」について 126
Ⅷ－3－②　学習相談窓口について 126
Ⅷ－3－③　ミニセミナーの実施について 126
Ⅷ－3－④　学修環境の IT 化推進について 127
（2）現状の評価 127
（3）将来の展望 127
Ⅷ．学生中心の大学に関する全体の自己評価（現状の評価と将来への展望を含む） . 128
Ⅸ．　研究活動の活性化と教育 128
Ⅸ－１　研究推進の基盤整備 128
（1）Ⅸ－1 の現状 128
Ⅸ－1－①　研究活動の活性化について 128
Ⅸ－1－②　研究費支援の充実について 130
Ⅸ－1－③　外部研究費等の獲得について 131
（2）現状の評価 136
（3）将来の展望 137
Ⅸ－２　青森大学付属総合研究所 137
（1）Ⅸ－2 の現状 137

Ⅸ－2－①　青森大学付属総合研究所の趣旨・理念の明確化について..... 137
Ⅸ－2－②　青森大学付属総合研究所の充実について 137
（2）現状の評価 138
（3）将来の展望 138
Ⅸ－３　研究活動の地域・教育への還元..... 138
（1）Ⅸ－3 の現状 138
Ⅸ－3－①　研究活動の地域への還元について 138
Ⅸ－3－②　研究活動の教育への還元について 140
（2）現状の評価 141
（3）将来の展望 141
Ⅸ．研究活動の活性化と教育に関する全体の自己評価（現状の評価と将来への展望を含む） 141

自己点検・評価の趣旨

青森大学学長　　崎谷　康文

大学が教育研究等の活動の質を高め、活性化を図り、使命を達成するためには、大学自らが継続的な自己点検・評価を行い、改善への努力を続けていくことが不可欠である。

平成3年及び平成11年の大学設置基準の改正により、大学の教育研究水準の向上を図り、大学の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等について大学自らが点検評価を行い、その結果を公表することが義務づけられた。さらに、平成14年の学校教育法の改正により、自己点検・評価の実施と結果の公表は、法律上の義務となった。併せて、大学は、教育研究等の総合的な状況について、認証評価機関による評価を受けることが義務づけられた。

青森大学は、平成11年に最初の自己点検・評価報告書を作成し、平成14年に第2回の自己点検・評価報告書を作成した。平成22年に日本高等教育評価機構に提出した自己評価報告書も自己点検・評価の報告書と位置づけることができる。

平成24年度、青森大学は、毎年度の大学の活動について、自己点検・評価報告書を作成するとの方針を決めた。この方針に基づき、平成22年度設置の青森大学自己点検評価・認証評価審査対策委員会（学長が委員長）の下、平成 24 年度の報告書を作成するとともに、平成25年度以降、各年度ごとの報告書を作成している。

青森大学は、昭和43年度の設立以降、地域社会に根ざし、地域とともに生きる大学として実績を上げてきているが、さらに充実・発展していくためには、少子高齢化の進展や地球規模での経済社会の変貌の中で、教育研究活動等の刷新を常に続けていくことが必要である。私は、平成 24 年 4 月、学長に就任して、「青森大学ルネッサンス」を掲げ、基本に返り、原点を大切にして、時代を先取りする不断の改革努力によって、大学の魅力を高めていこう、学生が生き生きと能動的に学ぶ大学にしていこうと呼びかけ、全ての教職員の力を結集し、地域貢献活動の充実、教育課程、教育方法の改革を進めている。

「青森大学ルネッサンス」を的確に進めていくには、目標や計画に照らし、具体的にどのような活動が実施できているか、総合的、体系的に整理しつつ点検し評価して、次の改善へつなげていくことが必要である。

自己点検・評価報告書の作成は、PDCA サイクル（計画・実行・評価・改善の継続的な循環により不断の改革を進めること）を確立していくための第一歩である。青森大学は、平成25年度には、地方公共団体や地域社会との連携を進め、また、基礎スタンダード科目群を開始し、学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針等を明確にし、全学的な教学マネジメントを確立する努力を続け、改革を推進してきた。平成26年度には、学長ガバナンスの体制を確立しつつ、さらに改革を進めてきた。今回の自己点検・評価報告書は、その成果が反映されたものであるが、PDCA サイクルの確立へ向けて、一層の改革努力が必要であることは、言うまでもない。

平成28年度の報告書は、各部署が協力してまとめたものであるが、今後の改善のためにも、みなさまから忌憚のないご批判、ご意見をいただければ幸いである。

Ⅰ．建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

青森大学の建学の精神

青森大学は、昭和 43 年に設立された。創立当初は、経営学部のみであったが、今や、社会学部、ソフトウェア情報学部、薬学部を加え、文系、理系の 4 学部の総合大学である。青森大学の設置者は、学校法人青森山田学園である。学園の前身は大正 7 年に発足した山田きみ裁縫教授所である。教育の理念として、「誠実、勤勉、純潔、明朗」を掲げ、地域の子弟、特に女性に対し、手に職を付けさせるとともに、自立して地域社会で生きることができる力を付けさせるための教育を行った。

その後、昭和 23 年に青森山田高等学校が開設され、昭和 37 年に青森短期大学が設立された。そして青森大学が設立されたのは、第二次世界大戦後のベビーブーム世代が次々に高校を卒業し、大学への進学率が上昇が著しい頃の頃の昭和 43 年であり、地域の期待に応えて、青森県を中心として若者を大学に受け入れ、青森県をはじめとする我が国の科学技術の進展や経済の発展に貢献できる人材を育てていこうとする考え方が基本にあったからである。

青森山田学園が設置してきた全ての学校（大学を含む）を貫く建学の精神が地域の子弟を受け入れ育てて、社会に有為な人材を送り出すことであることは、疑いがない。およそ私学は建学の精神を持ち独自の気風を育てており、青森山田学園全体そして青森大学にとって、「地域とともに生きる」ことが原点であり、建学の精神である。

青森大学の使命・目的

青森大学の使命・目的は、青森大学学則に明記するとおり、「教育基本法及び学校教育法に基づき、学術の理論と応用を教授研究して、有能にして良識ある人材を育成し、文化の発展並びに人類の福祉に貢献するとともに、地域社会の向上に資することを目的とする」（第 1 条第 1 項）である。青森大学は、学問の府にふさわしい教育研究と人材養成により、文化の発展及び人類の福祉に貢献するとともに、地域社会の向上に資する大学として、すなわち地域社会に貢献し、地域社会とともに生きる大学として設立された。この基本は、今日も変わらない。

青森大学の基本理念

学則が示す使命・目的に基づき、大学設立時には経営学部を開設したので、経営学部の理念を提示した。これは、次の 3 点に要約される。1)　中小企業を対象に、経営の近代化を目指し研究調査と教育指導を行う。2)　中小企業の発展に寄与する人材を育成する。3) 地域企業と連携を強化し、地域の産業発展に貢献する。

その後、青森大学が社会学部、工学部、ソフトウェア情報学部、薬学部、大学院環境科学研究科等の増設を行い、総合大学へと発展していき、また、大学への進学率が上昇していくに伴い、幅広い能力や個性を有する学生が入学してくるようになった。

このような状況の中、4 学部及び大学院に共通する大学全体としての基本理念が、主として教育の在り方に関して明確になってきた。青森大学の基本理念は、平成 21 年度に明文化され、平成 24 年 12 月 7 日付けで学則に加えられた。学則に示されている基本理念は、次

のとおりである（第１条第３項）。

１　青森の豊かな自然と文化の中で人間性と確かな教養を培い、社会に役立つ基礎学力、技術及び専門知識を付けるための実践的な教育を行う。

２　教員と学生の親密なコミュニケーションを通じて、教員が個々の学生の能力を十分に引き出すための親身な指導を行う。

３　大学の知的財産を活用することにより地域への社会貢献を行うとともに、地域との親密な交流を通じて地域から愛される大学となることを目指す。

青森大学の個性・特色等

平成 24 年 4 月に就任した崎谷康文青森大学学長は、学生に身に付けてほしい 3 つの力として、「生涯をかけて学び続ける力」、「人とつながる力」及び「自分自身を見据え、確かめる力」を提示し、この考え方を基本として、教養科目の再構築などカリキュラム改革を進め、平成 25 年度から新しい教養教育課程「青森大学基礎スタンダード」を展開し、平成 26 年度からは地域貢献基礎演習を導入している。崎谷学長が示した３つの力は、学則に定める基本理念の 3 項目と対応し、また、基本理念を補完している。すなわち、基本理念の第 1 項は、学生に身に付けさせるべき教育内容として、人間性と確かな教養、基礎学力と社会に役立つ実践的な能力を示しており、このことは、学長が提示する、生涯をかけて学び続ける力を身に付けさせることにつながる。基本理念の第 2 項は、教員と学生のコミュニケーションと親身な指導という教育方法を示しており、このような指導により、学生が社会において適切な人間関係を築くことができる力を備えさせることができる。基本理念の第 3 項は、大学の教育研究活動が地域と緊密な連携をとり、地域社会から愛される大学となることを謳っており、このことは、学生が社会において自分が果たすべき役割を自覚していくこと、自分自身を見据え、確かめていき、広く発信していくことに結びつく、と考える。

Ⅱ．沿革と現況

1．本学の沿革

青森大学は、学校法人青森山田学園に属する。学園の前身は、大正７年に発足した山田きみ裁縫教授所である。昭和２３年に青森山田高等学校を開設し、これに伴って、昭和２６年、学園は、学校法人青森山田学園と名称を変更し認可された。昭和３７年、学園は、青森短期大学を開設した。

昭和４３年に、青森市初めての４年制大学として青森大学を開設し、経営学部・経営学科を設置した。当時青森市には４年制の大学がなかったので、青森大学は青森市初めての４年制大学であった。昭和５６年に社会学部・社会学科を、平成４年に工学部（電子情報工学科、情報システム工学科、生物工学科）を、平成９年に経営学部に産業学科、社会学部に社会福祉学科を、そして平成１１年に大学院環境科学研究科（環境管理学専攻、環境教育学専攻）を設置した。

平成１６年、工学部・生物工学科を改組して薬学部・医療薬学科を設置し、工学部の電子システム工学科と情報システム工学科を改組して、ソフトウェア情報学部・ソフトウェ

ア情報学科を設置した。平成１８年から、薬学部６年制がスタートし、学科名を薬学科に変更した。平成２４年、大学院環境科学研究科を募集停止とし、社会学部は、社会福祉学科を廃止して社会学科１学科に統合した。平成２５年、大学院環境科学研究科を廃止した。また、同年、青森短期大学を廃止した。

平成 29（2017）年度より、経営学部の名称を総合経営学部に変更することとなった。

青森大学の沿革

昭和41(1966)年　4月	青森大学校舎完成（5,354 m^2）
昭和43(1968)年　4月	青森大学経営学部・経営学科開設　入学定員　100 人
昭和54(1979)年　8月	青森大学体育館新設(1,385 m^2)
昭和56(1981)年　4月	青森大学社会学部・社会学科開設　入学定員　100 人 青森大学 3 号館建築完成(2,401 m^2) 青森大学 4 号館（含む図書館）建築完成（2,760 m^2）
昭和59(1984)年　6月 7月 9月 10月	青森大学研究室増設　(378 m^2) 青森大学合宿所新設(581 m^2) 青森大学相撲道場新築　(158 m^2) 青森大学・短期大学雲谷ヒュッテ新築　(576 m^2)
昭和61(1986)年 12月	青森大学食堂増改築　(223 m^2)
平成 3(1991)年　4月	経営学部臨時定員 80 人、社会学部臨時定員　80 人
平成 4(1992)年　1月 4月	青森大学工学部新校舎 6 階建完成　(8,820 m^2) 青森大学工学部開設　電子情報工学科入学定員 45 人､情報システム工学科入学定員 45 人、 生物工学科入学定員 45 人
平成 6(1994)年 10月	青森大学新体育館完成　(3,179 m^2)
平成 7(1995)年　4月	青森大学研究棟完成　(1,061 m^2)
平成 8(1996)年　3月	青森大学・短期大学クラブ室完成　(580 m^2) スチューデントプラザ学生会館完成　(8,073 m^2)
平成 9(1997)年　4月 7月 12月 	経営学部・産業学科開設　入学定員昼間主コース　80 人 同夜間主コース　20 人　編入定員　20 人 経営学科入学定員を 100 人から 80 人に変更 社会学部・社会福祉学科開設　入学定員 100 人 青森大学・短期大学 6 号館（大講義室・実験実習室）完成(2,161 m^2) 青森大学 7 号館（研究室・ゼミ室）完成　(1,366 m^2) 新図書館完成　(1,000 m^2) レストラン完成　(814 m^2) 青森大学ヒュッテ完成　(429 m^2)
平成11(1999)年　3月 4月	青森大学大学院研究棟完成 A 棟（研究室　416 m^2)　B 棟 (研究室　303 m^2)　C 棟（研究室　291 m^2) 青森大学大学院環境科学研究科開設　環境管理学専攻入学定員 10 人　環境教育学専攻入学定員 10 人

平成14(2002)年　4月	経営学部・産業学科を産業デザイン学科に改称 工学部・電子情報工学科を電子システム工学科に改称
平成15(2003)年　3月 4月	社会学部・社会福祉学科に介護福祉養成施設等指定認可 社会学部・社会福祉学科の入学定員を 100 人から 150 人に変更
平成16(2004)年　4月	工学部・生物工学科を改組して、薬学部・医療薬学科（入学定員　100 人）を開設 工学部・電子システム工学科、情報システム工学科を改組して、ソフトウェア情報学部・ソフトウェア情報学科（入学定員　60 人）を開設
平成18(2006)年　4月	薬学部 6 年制スタート　これに伴い薬学科と名称変更 薬学部の定員を 100 人から 120 人に変更
平成20(2008)年　3月 4月	経営学部・産業デザイン学科廃止 経営学部・経営学科の入学定員を 100 人から 120 人に変更 社会学部・社会福祉学科の入学定員を 150 人から 130 人に変更
平成21(2009)年　3月 4月	工学部廃止 経営学部・経営学科の入学定員を 120 人から 130 人に変更 社会学部・社会学科の入学定員を 100 人から 90 人に変更 社会学部・社会福祉学科の入学定員を 130 人から 60 人に変更 薬学部・薬学科の入学定員を 120 人から 90 人に変更 ソフトウェア情報学部・ソフトウェア情報学科の入学定員を 60 人から 50 人に変更
平成24(2012)年　3月 4月	大学院環境科学研究科募集停止 社会学部は社会福祉学科を募集停止して社会学科 1 学科に統合
平成25(2013)年　3月 4月	大学院環境科学研究科廃止 経営学部の入学定員を 130 人から 100 人に変更 ソフトウェア情報学部の入学定員を 50 人から 40 人に変更
平成28(2016)年　4月	社会学部の入学定員を 90 人から 70 人に変更

2. 本学の現況

・大学名　　青森大学
・所在地　　青森県青森市幸畑 2 丁目 3 番 1 号
・学部の構成

経営学部	経営学科
社会学部	社会学科
ソフトウェア情報学部	ソフトウェア情報学科
薬学部	薬学科

・学生数

学生数（平成 28 年 5 月 1 日現在）

学　部	学　科	在　籍　学　生　数（人）						計
		1 年次	2 年次	3 年次	4 年次	5 年次	6 年次	
経営学部	経営学科	117	91	64	79	—	—	351
社会学部	社会学科	57	53	50	59	—	—	219
ソフトウェア情報学部	ソフトウェア情報学科	18	37	18	26	—	—	99
薬学部	薬学科	59	73	46	64	38	84	364
合　計		251	254	178	228	38	84	1033

・教員数

教員数は、下表のとおり、専任教員は 87 人であり大学設置基準を満たしている。社会学科とソフトウェア情報学科においては、収容定員が大学設置基準別表第 1（第 13 条関係）に定める収容定員に満たないため、この 2 つの学科の必要専任教員数は、各 12 名となる。

教員数（平成 28 年 5 月 1 日現在）

学　部	学　科	専任教員（人）							兼担教員（人）	兼任教員（人）
		教授	准教授	講師	助教	助手	計	設置基準上必要人数		
学長		1(0)					1(0)			
副学長		1(1)					1(1)			
経営学部	経営学科	11(1)	5(1)	2(1)	0(0)	0(0)	18(3)	14	23	6
社会学部	社会学科	15(3)	3(1)	2(2)	1(0)	0(0)	21(6)	12	17	9
ソフトウェア情報学部	ソフトウェア情報学科	8(0)	6(0)	0(0)	1(0)	0(0)	15(0)	12	26	4
薬学部	薬学科	15(3)	10(2)	1(0)	4(1)	1(1)	31(7)	28	10	10
大学設置基準上大学全体の収容定員に応じて必要とされる専任教員数								17		
合計		51(8)	24(4)	5(3)	6(1)	1(1)	87(17)	83	86	29

（注）（　）内は女性教員で内数。

※「大学設置基準」＝昭和 31 年 10 月文部省令第 28 号（教員数は第 13 条）

・**職員数**　（平成 28 年 5 月 1 日現在）

本務者　　（人）	兼務者　　（人）	計　　（人）
28	2	30

Ⅲ．使命・目的等

Ⅲ－1　使命・目的及び教育目的の明確性

（1）Ⅲ－1 の現状

Ⅲ－1－①　意味・内容の具体性と明確性について

【全学】

青森市初めての４年制大学として、地域の期待に応え、設立された青森大学の使命・目的は、学則に「学術の理論と応用を教授研究して、有能にして良識ある人材を育成し、文化の発展並びに人類の福祉に貢献するとともに、地域社会の向上に資することを目的とする」（第１条第１項）と明記されている。

この大学の使命・目的に基づき、大学の基本理念が平成 21 年度に明文化され、平成 24 年度に学則に取り入れられた。学則に示されている基本理念は、次のとおりである（第１条第３項)。

１　青森の豊かな自然と文化の中で人間性と確かな教養を培い、社会に役立つ基礎学力、技術及び専門知識を付けるための実践的な教育を行う。
２　教員と学生の親密なコミュニケーションを通じて、教員が個々の学生の能力を十分に引き出すための親身な指導を行う。
３　大学の知的財産を活用することにより地域への社会貢献を行うとともに、地域との親密な交流を通じて地域から愛される大学となることを目指す。

人材養成及び教育研究上の目的に関しては、学則第 1 条第 2 項に学部学科ごとに規定している。

【経営学部】

経営学部の人材養成及び教育研究上の目的は、現代社会においてリーダーシップを発揮できる人材の育成、論理的思考やコンテクスト思考など、多様な角度から問題解決を図れる人材育成、実践的な人材育成を行っている。そのために一貫したキャリア教育、選択できるコース制、担任ゼミナール、選べるサブコースを用意している。また、経営学、商学、経済学の経営学部における 3 本柱の修得を合わせて行っている。経営学部の使命・目的は、学則に基づき、これを一層具体化し明確にしたものである。また、平成 28 年度に改訂した卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）において、目指す人材育成について明記している。

【社会学部】

社会学部の人材養成及び教育研究上の目的は、次のとおりである。

現代社会の理解に必要な、社会学を中心とした関連諸学問に関する幅広い知見を身に付け、現代社会の諸問題を深く理解し、専門的な社会調査・分析能力を持って、地域社会や国際社会が直面している諸問題を実践的に解決していく能力を有する人材を育成する。

また、基本的人権の尊重、権利擁護を基礎とした社会福祉の知識・技術・価値観の学びと実践を通して総合的で高度な専門知識を教授し、地域社会に貢献できる人材を育成する。

これに基づいて、平成 28 年度に学部のディプロマ・ポリシーを次のように策定した。

社会学部では、次のような方針で教育を行い、所定の単位を修得した学生に対して卒業を認定する。

現代社会の理解に必要な社会学及び社会福祉学を中心とした関連諸学問に関する幅広い知識や技術を身に付け、現代社会の諸問題を深く理解し、専門的な社会調査・分析能力あるいは相談・援助の能力を身に付け、地域社会が直面している諸問題に、実践的に取り組む能力及び意欲を有する人材を育成する。

【ソフトウェア情報学部】

ソフトウェア情報学部の人材養成及び教育研究上の目的は、学則（第１条第２項）に次のように明示されている。

基礎的な知識や情報技術からネットワークとプログラミング、CG・マルチメディア、インテリジェントシステム等の高度な情報技術までを教授することにより、応用力、実践力を身に付けさせ、情報通信社会の発展に寄与する人材を育成する。

これに基づいて学部のディプロマ・ポリシーを平成 25 年度に策定した後、平成 28 年度に見直しを行い、次のように改定した。

ソフトウェア情報学部は、所定の期間在学し、学位プログラムの課程を修め、基準となる単位数の修得と必修等の条件を満たした上で、ソフトウェア情報学の専門的な知識・技能を修得し、かつ、「生涯をかけて学び続ける力」、「人とつながる力」及び「自分自身を見据え、確かめる力」の３つの力（以下「３つの力」という。）を備えた人物に学位を授与する。学位授与の可否の判定は、次に示す４つの観点を基に行う。

1. 生涯をかけて学び続ける力

   社会の発展や自身の成長に応じて、広い関心と知的好奇心を持って、新たな価値創造や学習経験等の必要性に気づき、専門分野に限定せずに広い視野で、他者と協働しながら自らの学修を主体的・継続的に進めることができる。

2. 人とつながる力

   将来の地域社会を担う主体となることの自覚を持って、自分の考えを効果的に表現するとともに、他者に共感し、敬意を払って対話でき、社会の人々と新たな信頼関係を築きながら、協働することができる。

3. 自分自身を見据え、確かめる力

   将来を展望しつつ、自らの学修活動を計画し、その実践を多面的に振り返り、社会において自ら果たすべき責任を自覚し、自身の能力・資質の成長を確認するとともに、

新たな課題を発見し、改善策を見出す活動ができる。

4. 専門的知識・技能を活用する力

① 工学の基礎となる数学や物理学の知識を有する。

② 情報システムを構成するソフトウェアとハードウェアの両面に関する知識・技能を有する。

③ 課題を解決するために必要な情報システムを設計、実装、活用、評価することができる。

【薬学部】

薬学部の人材養成及び教育研究上の目的は、薬学の基礎となる科学的知識・技術を授け、さらに医療薬学的知識・技術及び医療人としての心構えと態度を身に付け、わが国の医療環境の進展に応え得る薬剤師を育成すること、である。この基本理念を基に、平成 25 年度に学部の策定したディプロマ・ポリシーを平成 28 年度に改定し、次のように定めた。

薬学部は、所定の期間在学し、学位プログラムの課程を修め、基準となる単位数の修得と必修等の条件を満たすことにより、薬剤師として必要な知識・技能・態度を修得し、「生涯をかけて学び続ける力」、「人とつながる力」及び「自分自身を見据え、確かめる力」の３つの力（以下「３つの力」という。）を備えた人物に学位を授与する。学位の授与の可否の判定は、次に示す４つの観点を基に行う。

1. 生涯をかけて学び続ける力

社会の発展や自身の成長に応じて、広い関心と知的好奇心を持って、新たな価値創造や学習経験等の必要性に気づき、専門分野に限定せずに広い視野で、他者と協働しながら自らの学修を主体的・継続的に進めることができる。

2. 人とつながる力

将来の地域社会を担う主体となることの自覚を持って、自分の考えを効果的に表現するとともに、他者に共感し、敬意を払って対話でき、社会の人々と新たな信頼関係を築きながら、協働することができる。

3. 自分自身を見据え、確かめる力

将来を展望しつつ、自らの学修活動を計画し、その実践を多面的に振り返り、社会において自ら果たすべき責任を自覚し、自身の能力・資質の成長を確認するとともに、新たな課題を発見し、改善策を見出す活動ができる。

4. 専門的知識・技能を活用する力を持ち、薬剤師として必要な資質を有する

① 薬の専門家として、豊かな人間性と生命の尊厳について深い認識を持ち、人の命と健康な生活を守る使命感・責任感及び倫理観を有する。

② 医療人として必要なコミュニケーション・プレゼンテーション能力を修得し、医薬品の専門家としてチーム医療に貢献できる。

③ 地域の保健、医療、福祉、介護の課題を理解し、問題発見・解決能力により、薬剤師として貢献することができる。

④ 患者・生活者、他職種から情報を適切に収集、分析でき、様々な体験から継続的に獲得した知識を、外部に発信できる。

⑤ 医薬品適正使用の基盤となる科学を修得し、医薬品の供給、調剤、服薬指導、処方設

計の提案等の薬学的管理の実践に応用できる。

Ⅲ－1－②　簡潔な文章化について

【全学】
Ⅲ－1－①で説明した大学の使命・目的は、学則第１条第１項に規定されており、簡潔な文章化が図られている。また、学則第 1 条第２項には、大学の使命・目的に基づいて記述された各学部・学科の人材養成に関する目的並びに教育研究上の目的が簡潔かつ具体的に示されている。さらに、学則第１条第３項に、大学の基本理念が簡潔に示されている。

【経営学部】
学則第 1 条第 2 項に簡潔な文章で明記している。また、具体的にはディプロマ・ポリシー等として文章化している。

【社会学部】
学則第 1 条第 2 項に簡潔な文章で明記しており、具体的にはディプロマ・ポリシー等として文章化され、公開されている。

【ソフトウェア情報学部】
ソフトウェア情報学部の使命・目的及び教育目的は、学則第１条第２項に簡潔に明示され、より具体的には卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）として文章化され、公開されている。

【薬学部】
学則第１条第 2 項において、薬学の使命・目的に合わせ、具体的かつ明確に書かれている。

(2) 現状の評価

本学の使命・目的及び教育目的については、全学及び各学部とも、学則及びディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー等により、意味・内容を具体的かつ明確に示している。

(3) 将来の展望

【全学】
本学の使命・教育目的は、明確である。今後は、これらを現在進行中の大学改革にさらに反映させるとともに、改革を続けている大学の姿と方向性をより分かりやすく発信していくことが重要であると考える。そのためには、教職員が一丸となって、社会に有為な人材を育成するという本学の使命・目的が達成できるように努力を続けることが必要である。

【経営学部】
現時点で、使命・目的を十分に果たしているが、今後は、本学で掲げる 3 つの力、①生涯をかけて学び続ける力、②人とつながる力、③自分自身を見据え、確かめる力、を備え得る人材の育成を基軸とし、これまでの教育の一層の深化を図るとともに、社会の変化に適応できる人材の育成へとつなげていく。

【社会学部】
社会学部の使命・目的及び教育目的は具体的かつ明確であるが、今後も時代の変化に応じて点検を行っていく。

【ソフトウェア情報学部】
学則や卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）として文章化されている学部の使命・目的及び教育目的が具体的かつ明確であるか、また、十分簡潔に書かれているかを今後も折に触れて見直し、改善すべき点を見出した場合には的確に対応することが必要である。

【薬学部】
大学の基本理念及び薬学部のディプロマ・ポリシー等については、平成 28 年度に改定された。今後、社会状況の変化に合わせて適切な表現に変更しつつ、あらゆる機会を利用して学内外に周知していく。

Ⅲ－2　使命・目的及び教育目的の適切性

(1) Ⅲ－2 の現状

Ⅲ－2－①　個性・特色の明示について

【全学】
平成 24 年４月に就任した崎谷康文青森大学学長は、「青森大学ルネッサンス」を提唱し、学生に身に付けてほしい３つの力として、「生涯をかけて学び続ける力」、「人とつながる力」及び「自分自身を見据え、確かめる力」を提示した。大学の建学の精神及び大学の使命・目的に示されている考え方を基本として、教養科目の再構築などカリキュラム改革を進め、平成 25 年度から教養科目を再構築して「青森大学基礎スタンダード科目」を導入し、学生が主役になる新しい教養教育を展開し、平成 26 年度からは地域貢献基礎演習を、平成 27 年度からは地域貢献演習と地域貢献プランニングを実施している。
崎谷学長が示した３つの力は、学則に定める基本理念の３項目と対応し、また、基本理念を補完したものであるとともに、青森大学独自の伝統と資産を継承しつつ、大学の充実と新生に取り組むものであり、東北日本の個性ある大学を目指すものである。
本学の個性・特色については、青森大学のホームページで詳しく紹介するとともに、青森大学学生生活ガイドブックを配布して、新入生オリエンテーションなどにおいて、学生

に明示している。

【経営学部】
経済のグローバル化や ICT 化などに対応できる人材、多角的な視点で課題を捉え柔軟で創造的な発想・解決法を提案できる人材を育成するために、カリキュラムに学部横断で学ぶ科目「青森大学基礎スタンダード」を配置し、加えて一貫したキャリア教育、選択できるコース制、担任ゼミナール、選べるサブコースを用意している。
また、経営学、商学、経済学の経営学部における 3 本柱の修得を合わせて行っている。特に、学生が自身の興味・関心に基づいて選択できるコース制により個性の伸長を図っている。

【社会学部】
学則及びディプロマ・ポリシーとして文章化されているように、社会学や社会福祉学を学び、地域の問題を解決し地域に貢献できる人材を育てることを具体的な目標としていることは、大学の基本理念に示された個性や特色を反映・明示したものである。

【ソフトウェア情報学部】
学則及び卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）として文章化されているソフトウェア情報学部の使命・目的及び教育目的に関する記述は、「ネットワーク」、「CG・マルチメディア」、「インテリジェントシステム」など、情報技術の重要な応用分野を具体的に挙げ、課題を解決するために必要な情報システムの設計から実装、活用、評価までを行えるようになるための教育に力を入れるという本学部の特色を明示している。

【薬学部】
薬学部のディプロマ・ポリシーには、地域の保健、医療、福祉、介護の課題を理解し、問題発見・解決能力により、薬剤師として貢献することができるという文言があり、これは、学部の個性・特色を明示したものとなっている。
本学の個性・特色は、大学の教育理念に明示されており、これを基に学部の 3 つのポリシーが構成されている。教育目的は、地域住民の健康と福祉への貢献を目指した本学及び薬学部の使命・目的を反映したもので、薬学部としての個性・特色が出ているものと判断する。

Ⅲ－2－②　法令への適合について

【全学】
学則第 1 条第 1 項は、「本大学は、教育基本法及び学校教育法に基づき、学術の理論と応用を教授研究して、有能にして良識ある人材を育成し、文化の発展並びに人類の福祉に貢献するとともに、地域社会の向上に資することを目的とする」と定めている。これは、学校教育法第 83 条第 1 項「大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする。」及

び同条第２項「大学は、その目的を実現するための教育研究を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。」に合致している。

また、大学設置基準第２条「大学は、学部、学科又は課程ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を学則等に定めるものとする。」の規定に従い、学則第１条第２項に、設置する学部・学科の教育研究上の目的を定めている。

大学及び各学部・学科の名称は、大学設置基準第 40 条の４「大学、学部及び学科の名称は、大学等として適当であるとともに、当該大学等の教育研究上の目的にふさわしいものとする。」の規定に合致している。

【経営学部】

学部の設置については、昭和 43 年 4 月、開設について文部省（現文部科学省）より認可を得ている。

教職課程（高等学校教諭一種商業・高等学校及び中学校教諭一種保健体育）についても、教育職員免許法及び同法施行規則に基づいて教職課程設置認可を得ている。

【社会学部】

学則第 1 条第 1 項で本学が教育基本法及び学校基本法に基づき、教育研究を行うことを明記している。

【ソフトウェア情報学部】

学則第 1 条第 1 項で本学が教育基本法及び学校基本法に基づき、教育研究を行うことを明記している。同条第２項に掲げた学部の目的及び本学ホームページで公開している学部の卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）も法令に適合したものである。

【薬学部】

本学の使命・目的及び教育目的は、教育基本法及び学校基本法に基づき、薬学に関する大学教育を行い研究することを学則等において定めている。

Ⅲ－2－③　変化への対応について

【全学】

大学の理念、使命・目的は、学部の改組、新設学部の設置等とともに、大学開設時から次第に変化している。しかしながら、学問の府としての大学本来の使命を果たすべきことと同時に、地域社会に貢献し、地域とともに生きる大学であるという基本の考え方は、青森大学の建学の精神でもあり、現在も維持していると考える。また、大学の理念、使命・目的が具体的な教育研究活動に十分に生かされているかどうかに関しては、年 2 回行われる教職員研修会や部長会などで、積極的に討議する機会を設けている。

【経営学部】

本学開学以来、経営学部は社会の変化に対応して、経営学科・産業学科・産業デザイン学科・ビジネス情報学科の改廃を行いながら、現在の経営学科を設置している状況にある。これまでに、社会の要請に応えて数多くの有為な人材を輩出している。今後、学部再編が

見込まれるが、経営学を中心とした専門的能力の育成は不可欠である。

【社会学部】
社会学部は、社会学科及び社会福祉学科の 2 学科で構成されていたが、平成 24 年度より社会福祉学科の学生募集を停止し、社会学科単独の構成となった。平成 26 年度までに移行期間も終了した。これに伴い、学部の使命・目的及び教育目的の見直しも行われた。
このように、社会学部を取り巻く社会状況や入学生、在学生の状況を勘案し、個性、特色のある学部を目指しつつ、1 学部 2 学科体制から 1 学部 1 学科体制へ移行し、変化への対応を行ってきた。

【ソフトウェア情報学部】
ソフトウェア情報学部では、平成 25 年度に学部での審議を経てディプロマ・ポリシーを策定した。その後、平成 28 年度には全面的な見直しを行って改定した。したがって、そこに明示されている教育目的などは現時点において社会の要請に対応したものと考える。

【薬学部】
本学薬学部は、４年制薬学部として平成 16 年度に開設し、その後、新薬学教育制度や薬剤師国家試験制度の改正に伴い、教育目的の見直しや目的に合わせたカリキュラム改正などを行い、平成 18 年度に 6 年制薬学部薬学科に移行している。また、６年制に合わせて教員組織の見直しも行った。さらに、平成 27 年度から行われている改訂薬学教育モデル・コアカリキュラムに準拠した新教育課程表を策定し、これにより社会情勢等の変化への対応を図っている。

(2) 現状の評価

本学の個性・特色の明示の明示、法令への適合及び変化への対応については、全学及び各学部とも、適切に行われている。

(3) 将来の展望

【全学】
本学の個性・特色の明示及び法令への適合については、今後も法令の改正や社会の変化を見極めながら、学部の改組などを含め適切に対応していくが、建学の精神を踏まえ、基本の考え方を大切にしながら、具体的な教育の目的や方法を柔軟に見直していく。

【経営学部】
現時点での個性・特色の明示について問題はないが、社会の要請及び学生のニーズに適合した特色あるカリキュラム編成するとともに、今後もそれらの内容を学則、大学案内及び青森大学ホームページに明示する。
また、学生のニーズに適合した学部運営を行っているが、社会の変化・学生からのニー

ズに対応した運営をするために、必要に応じ、法令に沿ったしかるべき手続きを行う。
　さらに、これまで社会の変化、社会の要請に応えて数多くの有為な人材を輩出しているが、急激に変化している社会の状況を常に見据え、社会における必要性の変化に応じて使命・目的を再検証し、改善する姿勢を常時保持していく。

【社会学部】
　今後、社会的ニーズから社会学、社会福祉学と情報との融合を目指し、新たな社会学部の可能性を目指して検討を行っている。
また、この魅力ある学部を地域社会、高校生、保護者等に周知を図るため、地域との連携を図り、今後も発展させていく。

【ソフトウェア情報学部】
　学部の使命・目的及び教育目的は、進歩の速い情報技術の発展及び社会の要請の変化に沿うように、今後も常に見直しを行っていくことが必要である。

【薬学部】
　少子高齢化、地域とそれを取り巻く医療体制の変化などの社会情勢、入学者の質の問題などの大学・学部の状況等に対応するため、改訂薬学教育モデル・コアカリキュラムに準拠した新教育課程表を策定し、当面はこの課程表に沿って進めていくが、必要に応じ教育目的の現状への適合性などを今後とも検討し、随時、見直しを図っていく。

Ⅲ－3　使命・目的及び教育目的の有効性

(1) Ⅲ－3 の現状

Ⅲ－3－①　役員、教職員の理解と支持について

【全学】
　大学の理念、使命・目的は、役員及び教職員に理解されている。平成 24 年度に学則に基本理念を明記したが、それとともに、崎谷学長が、基本に立ち返ることの重要性を強く訴え、その後も全教職員が参加する研修会などで確認してきたことにより、これら大学としての理念、使命・目的を全ての教職員が自覚する必要があることが、これまで以上に、認識されるようになった。また、学校法人青森山田学園の理事会等において理事の学長が随時大学の理念、使命等について説明しており、理事の理解と支持を得ている。

【経営学部】
　大学開設以来、理事会、評議員会、部長会、事務局、各委員会等が綿密に社会情勢を分析し、方針について議論を重ね、役員及び教職員の支持に基づいて使命・目的の達成を目指している。学部においても、教授会、各委員会等による審議に基づき、使命・目的の達成を目指している。また、大学運営については、各組織の方針に基づいた議論を心がけている。教職員の意見が役員会等で審議され、運営に役立てられることを期待している。引

き続き、役員、教員及び職員の協働体制の下で使命・目的及び教育目的が達成される必要があろう。

【社会学部】
社会学部の使命・目的及び教育目的は、学則に明記され、本学ホームページにおいて公開している。また学生生活ガイド、大学案内等が教職員に配布され、理解と支持に活用されている。策定においては、学部の意見・判断は、部長会、学長、法人理事会等に提案、決議されて社会学部の使命・目的及び教育目的として決定されている。これらの一連のプロセスは、メールや文書等を活用し教職員間で共有するようになっている。

【ソフトウェア情報学部】
平成 25 年度に策定した「3 つの方針」を平成 28 年度に改定するに当たって、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）も学部内での審議を経て全学の教職員に公開された。ソフトウェア情報学部の使命・目的及び教育目的は、学部及び全学の教職員に理解され支持されていると考えられる。

【薬学部】
本学の教育理念は、明確に学生や教職員に周知され、教育理念を目標として人材育成のための教育を行っていくとの認識については、教職員全体で共有されている。なお、教育理念は、大学案内、大学ホームページ、学生ガイド等に掲載され、明示されている。平成 28 年度には、平成 25 年度に大学の教育理念を薬学部で具体化した３つのポリシーを改定した。この作業は、大学・学部の基本方針に関係することでもあり、この策定過程で教務委員会作成のポリシー素案について、学部で審議を経て決定された。

Ⅲ－3－②　学内外への周知について

【全学】
大学の基本理念は、大学が作成した冊子やホームページなどにより、学内外に広く開示されている。学則に明記されている本学の理念、使命・目的は、教職員に周知されている。入学式や卒業式をはじめとする式典や行事において、大学の理念、使命・目的及びそれらに基づく教育方針について、学長が繰り返し言及している。また、新入生のオリエンテーションにおいて、学部長、学科長などが大学の理念、使命・目的を説明している。さらに、理念、使命・目的を記載した「青森大学学生生活ガイド」を、教職員及び学生に配布している。
青森大学の基本理念の３項目は、学生が集う場所など 10 数か所に掲示しており、教職員及び学生、さらに来訪者にも周知を図っている。

【経営学部】
学部の使命・目的及び教育目的について、教員については教授会を通じて周知を図っている。また、学外には、オープンキャンパス、大学見学会、大学案内及び大学ホームペー

ジ等で周知を図っている。また、高等学校教員には入試懇談会、高校生には進学相談会や高校訪問の場において学部に関する説明を行っている。

【社会学部】

社会学部の使命・目的及び教育方針は、学則に明示され、学生生活ガイドが全学生に配布され、周知されている。また、在学生ガイダンス、新入生オリエンテーション等の機会を活用し説明され周知が図られている。大学案内は各高等学校へ送付し、入試懇談会や高校訪問で説明がなされている。

地域や学外への周知は、ホームページを活用し社会学部の最新情報とともに掲載し周知を図っている。また、社会学部の地域活動や講演会、大学祭等を活用して広く理解と周知に努めている。

【ソフトウェア情報学部】

ソフトウェア情報学部の使命・目的及び教育目的は、学則に明記されているほか、大学案内パンフレットには高校生などにも分かりやすい形で示されている。学則はディプロマ・ポリシーなどとともに本学ホームページで学内外へ広く公開している。

【薬学部】

大学・学部の使命・目的については、大学案内、本学ホームページ等により学内外に公表されている。薬学分野別の第三者評価機関である薬学教育評価機構の「自己評価 21」を平成 21 年に受けており、これについても大学ホームページで公表している。その他、オープンキャンパス、各種進学相談会、高校訪問などあらゆる機会をとらえて薬学部の教育方針についての情報提供と周知を図っている。

Ⅲ－3－③　中長期的な計画及び 3 つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映について

【全学】

本学の設置母体である学校法人青森山田学園の「青森山田学園グランドデザイン―第三次基本構想―」は、平成 28 年 9 月 2 日の法人理事会において決定されたものである。このグランドデザインは、冒頭の法人の理念において、「学園の建学の精神は、地域社会の子弟に対し、教育の機会を与え、社会に貢献できる人材を育てることであり、それが使命であった。」と明記している。グランドデザインは、青森大学の課題と方向性について、学長の提唱する「青森大学ルネッサンス」の下、教育研究と大学運営の見直しを開始し、基本方針として「地域とともに生きる大学」及び「学生中心の大学」を掲げ、改革を進めていることを記述し、「就職に強い」「実践力が身に付く」「学生生活が充実し楽しい」という魅力ある青森大学ブランドイメージを打ち出し、戦略的な改革を進めることを掲げている。

このように、青森大学の使命・目的及び教育目的は、青森山田学園の中長期的な計画に、明確に反映されている。

平成 28 年 12 月に、青森大学の３つの方針（「卒業認定、学位授与の方針」、「教育課程編

成・実施の方針」及び「入学者受入れの方針」）を改訂し、平成 29 年 4 月から施行している。この３つの方針において、本学が「地域とともに生きる大学」かつ「学生中心の大学」として学則第 1 条の「有能にして良識ある人材を育成し、文化の発展並びに人類の福祉に貢献するとともに、地域社会の向上に資すること」を目指す教育を行うこと、専門的知識・技能を身に付け、かつ、「未来を拓く実践力」を培うため、「生涯をかけて学び続ける力」、「人とつながる力」及び「自分自身を見据え、確かめる力」の３つの力を備えた人物に学位を授与することなどを記述している。

このように、青森大学の使命・目的及び教育目的は、３つの方針に明確に反映されている。

【経営学部】

本大学の将来構想については、将来構想委員会が主担当であるが、学部教授会、部長会、理事会等でも議論を尽くし、主体的に将来ビジョンを策定する必要がある。

【社会学部】

青森大学の基本理念、「青森大学ルネッサンス」による３つの力（生涯をかけて学び続ける力、人とつながる力、自分自身を見据え、確かめる力）を社会学部で展開するために、社会学部の使命・目的及び教育方針を生かした教育課程の編成及び実施を行い、入学者の受入れに関する方針に反映させている。

【ソフトウェア情報学部】

ソフトウェア情報学部では、平成 25 年度に策定した 3 つの方針を平成 28 年度に全面的な見直しを行って改定し、それらに学部の使命・目的及び教育目的をより良く反映するようにした。

【薬学部】

薬学部は、6 年制が開始された平成 18 年度以降、薬学教育制度の改革とそれに伴うカリキュラムの見直し、実務家教員の採用など組織について見直しを進めてきた。平成 27 年度に始まった改訂薬学教育モデル・コアカリキュラムに対応した新教育課程表については平成 26 年度末に策定している。薬学部においては、地域の保健、医療、福祉、介護の課題を理解し、問題発見・解決能力により、薬剤師として貢献するとの使命・目的及び教育目的は、薬学系人材（とりわけ、薬剤師の）育成を目指している学部の教育計画の基礎となっている。これは、平成 28 年度に改定した３つのポリシーに十分反映させていると判断している。

Ⅲ－3－④　使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性について

【全学】

各組織が相互に関連性を持って適切に活動するため、各学部及び研究科の委員で構成される全学的な委員会が設置されている。教育に関する委員会としては教務委員会、図書委

員会、FD 委員会、教職課程委員会、情報・IT 化委員会、留学生総合支援局などがあり、学生支援に関しては、学生委員会、就職委員会などがある。

研究に関しては、各学部が基本単位である。また、付属研究所として総合研究所があり、４つの研究班を置いている。各学部の一部の教員は、その専門に近い附属研究班の所員となっており、学部と付属研究所の相互交流が図られている。付属研究所内の意見調整は、各研究班長から構成される総合研究所運営会議で行われ、学部と研究所・研究班の連携は適切に行われている。

教育の基本単位は、学部・学科及び研究科である。各学部・学科には、教務委員会があり、ここで教育に関する基本的な方策が決定される。これとは別に各学部・学科、研究科から選出された委員により構成される全学教務委員会がある。全学教務委員会では、各学部間にまたがる諸問題を議論・調整する。

各学部にわたる全学的な教学マネジメントなど大学運営の基本的な事項は、各委員会の議論を踏まえ、学長が主宰し、法人の理事長等も出席する部長会において審議し、決定している。

【経営学部】

学部学科の構成は、本学の使命・目的に沿って組織されている。本学の 3 つのポリシー等に対応して研究組織が構成されており、使命・目的及び教育目的と教育組織並びに研究組織の構成について整合性を図っている。

【社会学部】

社会学部の使命・目的及び教育方針が全学的な組織に反映できるよう、社会学部教員が総合研究所評議員や役員、全学的な各委員会委員として参画している。また、地域貢献センターのセンター員、学習支援センターのセンター員、オープンカレッジの講師等を務めるなど、社会学部と組織との連携を図っている。

【ソフトウェア情報学部】

ソフトウェア情報学部の使命・目的及び教育目的を達成するため、ソフトウェア情報学科を置き、また、学部教務委員会や学部就職委員会などの諸委員会を構成して教育研究が滞りなく行えるようにしている。

【薬学部】

医療に関わる者にふさわしい倫理観・使命感を持ち、積極的に地域の保健・医療に貢献することができる薬剤師の育成のため、教育研究組織については均衡がとれ、充実した体制の整備を図っている。平成 28 年度には引き続き教員公募を行い、幅広い分野で計 3 名（教授 3）を新たに採用することができた。ここ数年で教員の新陳代謝を図ることができている。しかしながら、特に実務家教員については退職者の補充のため今後も引き続き採用することが必要である。今後も必要に応じ教員の採用を行い、学部教育の活性化を図る。

(2) 現状の評価

大学の理念、使命・目的及び教育目的について、役員や教職員の理解と支持を得て、また、学内外への周知を図っているが、なお工夫努力の必要がある。大学の使命・目的及び教育目的は、現状において、入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）等に反映されている。今後、より長期の展望に立つ計画の中に位置づける必要がある。教育研究組織の構成については整合性のあるものとなっているが、薬学部などさらに努力を続ける必要がある。

(3) 将来の展望

【全学】

本学の基本理念は、様々な形で明示されている。基本理念に加え、本学の建学の精神、使命・目的及び教育目的は、学則などに明示されているものの、引き続き、学内外への周知について工夫し努力していくこととしたい。

今のところ、中長期的な計画及び３つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映がなされており、教育研究組織の構成との整合性が図られているが、今後も自己点検・評価等を通じて継続的に確認し、改善を図っていくこととしたい。

【経営学部】

役員、教職員が協働の体制をとることで、使命・目的及び教育目的の有効性という責務を果たす必要がある。今後も社会の変化と将来の展望を見据え、適確かつ適正な大学運営により、本学に求められている社会的使命を果たさなければならない。

学内外に使命・目的及び教育目的の周知を図っているが、今後はより一層、学内外に対して本学の運営に理解を得られるよう努めなければならない。

本学部における中長期的な計画及び３つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映については、今後、使命・目的を踏まえ、新組織の必要性も視野に入れつつ、円滑に行っていきたい。

【社会学部】

学長を統括者とする「青森大学ルネッサンス」に基づく 3 つの力を備えた学生の育成を目指し､社会学部の 1 学部 2 学科体制から 1 学部 1 学科体制へ学部改組という改革を行い、使命・目的及び教育方針を見直し、実践力ある学生の育成を進めている。具体的には、カリキュラム改革、学生中心の教育研究への教職員の意識改革などであり、講義も学生との双方の授業を実践している。

しかし、まだ学部の改革は途上にあり、さらに発展させていく必要がある。例えば、教員相互の授業参観、自主的な授業研究等は、一部教員間で行われているが、社会学部全体に広がることが望まれる。また、担任制は教職員と学生の相互関係づくりに教員間で温度差がある。今後、社会学部の教育目的・方針を全教職員が実践できる体制を進めていくことが望まれる。

また、カリキュラムにおいては、基礎スタンダードの方向性と連続した形で専門科目を配置することで、専門科目では集中した学習ができるようになってきている。これに伴い必要かつ重要な科目を精査・整理してスリム化を図ることで、学部の変革と発展・展開をさらに進めていく必要がある。

また、社会学部としては、特に様々な分野で地域社会に貢献できる人材を育成することが目標となっており、積極的に学外の機関と連携できる授業科目を構築していく。また、資格関連科目などの教育において、実社会で役立つ授業を行い、これまで以上に身近な地域社会が抱える問題を中心に扱っていく。これにより、社会学部の使命・目的及び教育方針を達成できると考えている。

【ソフトウェア情報学部】

学部の使命・目的及び教育目的の学外への周知については、まだまだ不十分である。高校の生徒、保護者、教職員に対しては、大学案内パンフレット、大学ホームページ、オープンキャンパス、大学見学会、進学相談会などを通じてのみならず、インターンシップ受入れ、高校生向けセミナーの実施、課題研究への助言などの高大連携活動を引き続き行って、学部の教育目的の周知を図って行きたい。

【薬学部】

薬学教育制度の変更後、平成 23 年度末に 6 年制一期生を社会に送り出した。新課程の検証を踏まえて、平成 27 年度からは、改訂薬学教育モデル・コアカリキュラムに準拠したカリキュラムを策定した。今後も本学部の教育理念と使命・目的に則って適切に機能しているかを逐一検討しながら、必要な見直しを図る。なお、これを支えるバランスの取れた教員組織（とりわけ講師、助教・助手の補充による）を維持することは今後とも重要な課題である。

Ⅲ. 使命・目的等に関する全体の自己評価（現状の評価と将来への展望を含む）

本学の使命・目的に関しては、「青森大学ルネッサンス」の下、全学的な改革が行われる中で、原点に立ち返り再点検がなされ、再確認が行われた。このことにより使命・目的や基本理念及び特色等が明確かつ適切な形で機能するようになった。本学の使命・目的については、引き続き、建学の精神を踏まえ、時代の変化に応じ、また、時代を先取りして、より明確かつ適切なものとなるよう、不断の点検を行いつつ、様々な機会での情報発信に努め、学内外に周知を図っている。今後もこれらの再確認を徹底し、誰が見ても本学の使命・目的等が理解できるよう、より一層努力すべきである。

Ⅳ．学修と教授

Ⅳ－1　学生の受入れ

（1）Ⅳ－1 の現状

Ⅳ－1－①　入学者受入れの方針の明確化と周知について

【全学】

入学者受入れの方針は、分かりやすく示している。外部に向けては入学試験ガイド、ホームページなどで告知・周知を図っており、オープンキャンパス、進学説明会や高校訪問においても入試に関する情報提供だけでなく、本学が求める学生像や本学の特色を説明し理解してもらうようにしている。学内においても、学生の受入れに関わる教職員に周知を図り、入学者と求める人材像が適合するように努めている。

【経営学部】

経営学部が示す教育目的に沿った入学者受入れの方針及び受入れの具体的な判断基準を明確にして、学生の受入れを行っている。さらに、以上の方針について，大学のホームページ上で公表・公開し、広く周知を図っている。

経営学部では、経営学、経済学、商学を中心とする理論的・実践的知識及び企業経営に関する論理的思考習慣と研究姿勢を身に付け、企業その他の組織において管理のプロフェッショナルとして活躍できる人材の育成を目指している。高度なコミュニケーション能力を身に付けること、基礎学力・専門知識を社会・経済の変化に対応させた理解へつなげていくこと、経営学的見地より論理的な表現能力を身に付け社会に貢献できる人材に成長すること、などに関心がもてる学生の受入れを行っている。

また，受入れの具体的な判断基準として以下の 5 つを掲げている

・基礎的な学力を備えていることが望ましいこと。
・日々の勉学に対する真摯な態度を有していること。
・社会・経済の変化に対する問題意識や理解力を鍛錬したいと考えていること。
・自分の意見を文章や会話で論理的に表現できる能力を育成したいと考えていること。
・論理的思考法を基盤とした社会貢献に積極的な興味を示していること。

直上の方針について、大学のホームページ上で公開している。

【社会学部】

社会学部では、現代社会の諸問題を深く理解し、地域社会や国際社会が直面している諸問題を、実践的に解決していく専門的な知識・能力・資質を有する人材を育成するため、社会学、社会福祉学及び地域社会への貢献に関わる科目等を学習する。したがって、高等学校までに相応の基礎学力を身に付けた人、現代社会や社会福祉の分野を学ぶ意志を持つ人、並びにこれらの分野に関わる職業を目指す人を受け入れようとしている。このアドミッション・ポリシーは、入学試験ガイド大学案内や本学ホームページで広く周知されている。

【ソフトウェア情報学部】
入学者受入れの方針は「入学試験ガイド」に掲載されており、また、本学ホームページで広く公開している。アドミッション・ポリシーは以前から入学試験ガイドに掲載していたが、平成25年度にディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーとともに3つの方針の一つとして策定した。その後、平成28年度にはディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーとともに全面的に見直しを行い、学外にも広く公表している。

【薬学部】
本学の基本理念に基づき、薬学部では、次に記す資質の学生を求めるアドミッション・ポリシーを定めて学生募集並びに入学者選抜を行っている。薬学部のアドミッション・ポリシーは、「青森大学薬学部は、地域の薬剤師を養成することを目的とした6年制の学部である。従って、薬剤師として必要な資質を得るために必要な、知識、技能及び倫理観を身に付けさせることが使命である。その使命を理解し、必要となる基礎力を有し、薬学を学ぶ強い意志を持つ学生の入学を求める。」とある。このアドミッション・ポリシーについては、大学ホームページや青森大学入試ガイドに掲載して周知徹底を図っている。さらに、オープンキャンパス、入試懇談会、出張講義などにおいて、高校進路担当者、生徒及び保護者に対してきめ細かな説明をしている。アドミッション・ポリシーとして簡潔かつ明確に明示するとともに、大学ホームページなどを通して学内外への周知徹底を図っていると判断する。

Ⅳ－1－②　入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫について

【全学】
本学では、入学試験ガイド及び本学のホームページで公開されている全学及び学部ごとの入学者受入れの方針に基づいて学生の受入れを行っている。平成28年度においては、平成29年度の入学試験へ向けて、入試管理委員会が全学レベルの決定を行い、入試管理委員会との連携の下、学生募集タスクフォースと入試課が全学レベルの学生募集に関する活動を行い、各学部の入学者選抜委員会が実際の入試業務を事務局と協働で行う体制で実施した。入学者受入れの方針は、入学試験ごとに受験生に知らされており、次のようにまとめられる。
１）高等学校において学習することになっている内容の達成度に基づいた入学試験（大学入試センター試験利用入学試験、一般入学試験）
２）本学が提供する教育内容や取得できる資格に係る勉学に高い意欲がある志願者を選抜する入学試験（AO入学試験）
３）高等学校及び中等教育学校の学校長が入学志願者の人物及び学力などを評価して推薦する入学志願者のための選抜試験（推薦入学試験第Ⅰ期、推薦入学試験第Ⅱ期）
本学では、多様な能力を持つ入学志願者を入学させるために、数種類の入学試験を提供している。推薦入試、AO 入試の面接等には各学部の教員が当たり、厳正に審査しており、また、一般入試の入学試験問題は本学の教員が作成し、適切な能力を有しているかどうかを公正に判断できるようにしている。選抜に際しては、各学部の入学者選抜委員会が入学

試験ごとに試験結果をまとめ、入学者選抜会議を開催し、当該学部の入学者選抜委員会としての判定結果を学部教授会に提案する。そして、学部教授会で審議し、入学試験合格予定者を決定する。各学部の入学試験合格予定者は学長に報告され、学長の許可を受け正式に入学試験合格者として発表されている。

入学者受入れの方針に沿って様々な形態の入学試験の機会を提供しており、本学で学ぶ意欲を持つ学生を確保するため、学生募集の活動を積極的に行っている。学生に確かな教養と十分な専門的学力を身に付けさせ、社会に送り出すことにより、青森大学の魅力を高めていくことが肝要であり、平成 25 年度には、教養科目を再構築して、「青森大学基礎スタンダード科目」を開設した。さらに、平成 26 年度からは地域貢献基礎演習を、平成 27 年度からは地域貢献演習を導入するなど、教育課程と教育方法の改革を進めている。本学は、どの学部においても、社会で役立つ資格や免許を取得できる学修ができるのが強みであり、高い就職率を維持している。

このような大学の教育研究活動等、特に教育の成果を明確に示していくことが最も重要である。

さらに、学生募集については、学長自ら青森県の高校を訪問し、「青森大学ルネッサンス」に基づき、教育改革が進展していることを説明するなど、トップセールス活動を行っている。オープンキャンパスを工夫して開催するとともに、平成 25 年度入試から社会人特別入学試験制度を設けるなど、社会人入学や編入学が増えるよう努力している。

【経営学部】

入学者受入れの方針に沿って、基礎学力のある学生、簿記など各種資格取得に意欲のある学生、多方面にわたり知識の習得を行う意欲ある学生及び学業とスポーツ活動の両立を図り、保健体育の教員やスポーツ指導者などを目指す学生の受入れに力を入れている。

多様な学生を受け入れるために、経営学部では次に示す５種類の入学試験を実施している。

１ 一般入学試験（前期、中期、後期）

基礎学力を重視するとともに、積極的な勉学意欲があるかどうかを選考基準とし、前期日程、中期日程、後期日程の 3 つを設定している。一般入学試験では、学力試験を行い、その成績をもとに選考する。また、成績優秀者に対し、授業料半額免除の学力入試学業特待生制度を設けている。

２ 大学入試センター試験利用入学試験（前期、中期、後期）

大学入試センター試験受験者の中から、経営学部が指定する科目の成績を基に選考する。また、試験は前期日程、中期日程及び後期日程の 3 つを設定している。特に成績上位者には授業料半額免除、中でも得点率が約 75%以上の場合は授業料全額免除の学力入試学業特待制度を設けている。

３ 推薦入学試験（第Ⅰ期、第Ⅱ期）

経営学部の教育内容を理解し、経営学の勉学に対して強い意欲がある人を学力・人物に関する学校長の推薦書・調査書及び面接によって選考する。各種検定試験合格者・資格取得者及びスポーツ・文化活動・社会活動（ボランティア等）において顕著な実績のある人は、選考において考慮する。

４ AO 入学試験

受験生が経営学部の教育理念をよく理解した上で、自ら進んで本学で学ぼうとする目的意識を持っているかどうかを、選考の基準とする。調査書、AO 入試志望理由・自己推薦書を参考にして面接を行い、上記の基準を満たしているかどうかを判断する。

５ 編入学試験（第Ⅰ期、第Ⅱ期、AO）

教育内容を理解し、基礎的な知識を身に付け、勉学に対する目的意識と専門分野に強い関心を持ち、学習に取り組む意欲があるかどうかを選考の基準にします。

６ 社会人特別入学試験

高等学校などを卒業後、社会人としての経験があり、新しい知識や技術について学び直したい、また、人生をさらに豊かにするため生涯学習を続けたいなどの意欲があるかどうかを選考の基準にする。出願書類を参考にして面接を行い、上記の基準を満たしているかどうかを判断する。

上記のように、入学者受入れの方針に沿って多様な学生の受入れを行っている。基礎学力のある学生、簿記など各種資格取得に意欲のある学生、多方面にわたり知識の習得を行う意欲ある学生及び学業とスポーツ活動の両立を図り、保健体育の教員やスポーツ指導者などを目指す学生の受入れに力を入れている。

これらの入学試験によって、受験生が各自にふさわしい入学試験を選択できる体制にあると言える。

【社会学部】

社会学部では次の 6 種類の入学試験を行っている。

１　一般入学試験（前期、中期、後期）
２　大学入試センター試験利用入学試験（前期、中期、後期）
３　推薦入学試験（第Ⅰ期、第Ⅱ期）
４　AO 入学試験
５　編入学試験（第Ⅰ期、第Ⅱ期、AO）
６　社会人特別入学試験（第Ⅰ期、第Ⅱ期、AO）

このうち推薦入試、AO 入試合格者を対象として、新聞記事を要約し、その上で意見を書くという入学前課題を行っている。この入学前課題は、社会学あるいは社会福祉学の分野についての専門的な知識を身に付けて地域で活躍したいという意志のある者を受け入れるというアドミッション・ポリシーに沿って考案されたものであり、高校レベルの文章読解力並びに文章作成力の習熟度を調べるとともに、地域社会を中心とした社会問題への敏感さを養うことを目的としている。入試問題の作成は、学部の教員が担当し、入試委員とともに校正を行っている。

【ソフトウェア情報学部】

ソフトウェア情報学部では平成 28 年度までは次の 6 種類の入学試験を行ってきた。

１　一般入学試験（Ａ日程、Ｂ日程、Ｃ日程）
２　大学入試センター試験利用入学試験（前期、中期、後期）
３　推薦入学試験（第Ⅰ期、第Ⅱ期）

４　AO 入学試験
５　編入学試験（第Ⅰ期、第Ⅱ期、AO）
６　社会人特別入学試験（第Ⅰ期、第Ⅱ期、AO）

これらのうち、一般入学試験では「数学Ⅰ」を必須、大学入試センター試験利用入学試験では「数学①」と「英語」を必須とすることにより、本学部で学ぶための基礎学力として何が重要かを明らかにするとともに、できるだけ多くの受験生に門戸を開くようにしてきた。

平成 29 年度入学生のための入学試験では上記のうちの１及び２について、受験生の基礎学力を判断する機能を確保しつつ、試験科目を整理して受験生に分かり易くした。

１　一般入学試験（前期、中期、後期）
　総合経営学部、社会学部、ソフトウェア情報学部共通で「国語」、「数学Ⅰ」、「英語」の 3 科目から 2 科目を選択
２　大学入試センター試験利用入学試験
　数学から 1 科目、国語・理科・英語から 1 科目の計 2 科目を選択

【薬学部】

入学者受入れの方針は、大学ホームページや青森大学入試ガイドに記載して、本学部が求める学生像を簡潔に示し、周知の徹底を図っている。入学者の選抜方針や入試要項に関する事項は入試委員会において作成し案を最終的に教授会で審議して決定する。入試の種類は、次のとおりである。

1 推薦入学試験（第Ⅰ期、第Ⅱ期）
2 一般入学試験（前期、中期、後期）
3 大学センター試験利用入学試験（前期、中期、後期）
4 AO 入学試験
5 編入学試験（第Ⅰ期、第Ⅱ期、AO）

推薦入学試験は、指定校制と公募制があり、いずれも専願制で、出身高校長の推薦書、調査書（成績証明書）と面接試験、小論文により選抜する。どちらの場合も科目試験は科さないが、薬学部の場合、高校における評定平均値として原則 3.5 以上を義務付け、一定レベルの学力を持った者を選抜するように努めている。また、面接では、アドミッション・ポリシーで掲げている項目（倫理観、使命観、地域への貢献など）に関する質問をして、適切であるかについて、複数の面接官が点数化して合否判定の資料を作成している。一般入学試験では、試験科目に「数学」「化学」「英語」を課し、面接試験は行っていない。大学センター試験利用入試では、さらに幅広い科目（外国語、数学、理科）の総合点で判定している。AO 入試では、調査書、本人記載の志望理由書、自己推薦書を参照しながら複数の面接官が面接を行い、さらに小論文により、自己の目標を実現するための意欲を表現でき、物事を正確に捉えて伝えることができると判断できる者を選抜している。

さらに、編入学試験では、以前に所属した（あるいは卒業した）大学等の成績証明書と面接試験を主要な判断材料として選抜する。この場合も面接官として複数の教員が立ち会う。６年制薬学部在籍者は、在籍大学における単位取得状況に応じて、２～４年次への編入が、最終的に教授会の審議を経て認められる。その他の大学学部等出身者の場合、編入

が認められる場合、全て２年次となっている。本学部の編入学試験制度は、平成 21 年度から始まり本学の学生数確保に貢献している。平成 22 年度以降の編入者数は、次のとおり：平成 22 年度：２年次６名、平成 23 年度：２年次６名、４年次生２名、平成 24 年度：２年次 11 名、３年次１名、４年次２名、平成 25 年度：２年次６名、４年次２名。平成 26 年度：２年次 10 名、３年次３名。平成 27 年度：２年次 6 名、4 年次 2 名。平成 28 年度：4 年次 2 名。平成 29 年度：２年次１名、３年次２名、４年次３名。

最後に、編入生の多くが他大学理系学部出身者で成績優秀者の割合が高く、また、ほとんどが社会人経験者であることから、薬剤師に対する思い入れ（高いモチベーション）を持っており、現役学生に対してプラスの影響力を与えている。編入生の科目の単位認定の作業は、成績証明書を基に、薬学部委員会において検討し、最終的に教授会で審議して「認定」している。このように、本学の試験制度により、多様な（編入）学生を確保することができていると考えている。結論としては、学部のアドミッション・ポリシーに沿った入学者の確保のために、編入制度を活用するなど様々な入試区分に工夫を加えていると判断している。

Ⅳ－1－③　入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持について

【全学】

青森大学では、平成 21 年度に入学定員に沿った適切な学生受入れ数の見直しを行った。経営学部経営学科の入学定員を 120 人から 130 人に、社会学部社会学科の入学定員を 100 人から 90 人に、社会学部社会福祉学科の入学定員を 130 人から 60 人に、ソフトウェア情報学部ソフトウェア情報学科の入学定員を 60 人から 50 人に変更、薬学部薬学科の入学定員を 120 人から 90 人にそれぞれ変更した。また、平成 24 年度には社会福祉学科を廃止して、社会学科に統合した。さらに、平成 25 年度には経営学部経営学科の入学定員を 130 人から 100 人に、ソフトウェア情報学部ソフトウェア情報学科の入学定員を 50 人から 40 人に変更した。これにより、平成 25 年度の充足率は前年に比べわずかながら上昇し、平成 26 年度には前年度を下回ったが、平成 27 年度には回復した。平成 28 年度には、社会学部社会学科の入学定員を 90 人から 70 人に変更した。平成 28 年度の入学者の充足率は、経営学部経営学科が 117%、社会学部社会学科が 80%、ソフトウェア情報学部ソフトウェア情報学科が 45%、薬学部薬学科が 62%、大学全体では 82%となっている。大学全体では前年度の 68%に比べて上昇した。

【経営学部】

経営学部では、入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持のために、入学定員数の適正化を目指して、適宜入学定員の見直しを行っている。

【社会学部】

社会学部では入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持のために、平成 21 年度から社会学科の入学定員を 100 人から 90 人に変更し、社会福祉学科の入学定員を 130 人から 60 人に変更した。また、平成 24 年度から社会福祉学科を廃止して、社会学科に統合した。こ

れにより充足率は平成 22 年・23 年度に比べると（社会学科は平成 22 年度は 47%、平成 23 年度は 39%）やや持ち直したが、平成 24・25 年度の充足率は 60 から 61%、平成 26 年度は 54%、平成 27 年度は 75%、平成 28 年度は 78.2%となり、100%には満たないものの平成 27 年度からは回復傾向にある。

【ソフトウェア情報学部】

ソフトウェア情報学部では平成 25 年度の入学定員をそれまでの 50 人から 40 人に変更した。これに対して平成 25 年度から平成 28 年度までの入学者は 24 人、19 人、37 人、18 人のように推移し、単年度の定員充足率はそれぞれ 60%、48%、93%、45%となった。特に平成 27 年度から 28 年度への減少が大きかったので、学生募集のための様々な努力を重ねた結果、29 年度入学生は 51 人、単年度の定員充足率も 128%となった。

【薬学部】

18 歳人口の減少傾向に加えて、平成 18 年度に開始された薬学部６年制への移行が要因となって、全国の薬学部志願者数が顕著に減少した。本学薬学部は平成 16 年度に４年制度薬学部として開設され、最初の２か年は定員を満たしていたが、６年制度がスタートした翌年の平成 19 年度以降、平成 26 年度に至るまで一度も定員 90 名を確保できていない。なお、平成 18～20 年度の定員は 120 名であったが、平成 21 年度以降、定員を 90 名に改め、現在に至っている。

６年制薬学部の発足以降の入学者数（定員充足率%）は、次のとおりである。

平成 18 年度：124 名（103 %）、平成 19 年度：75 名（62.5 %）、平成 20 年度：47 名（39.2 %）、平成 21 年度：61 名（67.8 %）、平成 22 年度：53 名（58.9 %）、平成 23 年度：52 名（57.8 %）、平成 24 年度：45 名（50.0 %）、平成 25 年度：56 名（66.2 %）、平成 26 年度：59 名（65.6%）、平成 27 年度：60 名（66.7%）、平成 28 年度：56 名（66.2%）。

薬学部における入学定員充足率は、平成 19 年度以降平均して 60 %で推移しており、十分な学生を受け入れることができていない。入試区分ごとに充足率について検討すると、本学部の場合、推薦入学試験（定員 40 名）において、充足率は常に定員の半分にとどまっており、この区分における充足率の低さが薬学部の定員割れの主要な原因となっている。現在、入学者の確保のために、オープンキャンパス（模擬実験と学部説明の実施）の年６回の開催、出張講義、中高生の薬剤師体験入学の新規導入、高校生科学コンテストの開催など、あらゆる機会を使って薬学入学定員確保の策を練っているところである。

（2）現状の評価

入学者受入れの方針を明確化し、周知を図るとともに、学生受入れ方法に工夫を加え、学生募集活動を積極的に行っているが、適切な学生受入れ数の維持については、更なる努力を続けていく必要がある。

(3) 将来の展望

【全学】

今後も入学案内、ホームページをはじめ、様々な媒体を使って青森県を中心に北東北・北海道など広く学外に本学の方針と魅力を伝えるとともに、様々な募集活動の工夫充実を図り、本学独自の特色ある教育内容を広報発信することで、志願者を増加させ、適切な学生受入れ数の維持に努めていく。

また、留学生の受入れについては、邦人の学生の教育に対するよい刺激ともなり、国際交流に資するものであり、無理のない範囲での受入れを推進していきたい。また、系列校である青森山田高校からの入学者の増加については、連携協力を強化しながら、さらに努力していきたい。

【経営学部】

選抜可能な受験者数及び適正な入学者数の確保は、本学部にとって喫緊の課題である。適切な広報・宣伝活動を実践し、オープンキャンパス、高校生に対する模擬授業、大学見学会を通じて、本学部の魅力を、更に訴えていく必要がある。その一環として青森商業高校と連携協定を結び、高大連携の推進を図っている。また、資格取得を奨励し、就職率を高め、地域貢献活動などを積極的に展開するなど、本学部における教育の成果を可視化する努力が必要である。さらに、適正数の留学生確保に力を注ぐ必要がある。

【社会学部】

入学者受入れの方針や受入れ方法については、入学案内やホームページで明確に周知しているが、必ずしもそれが理解され、入学定員の確保に結びついているとは言えない。受入れ方法の工夫は常に議論され、オープンキャンパスで学部の垣根を取り払ったり、体験重視の模擬授業を行うなど、いくつかの試みがなされ、参加学生も増加してきている。しかし、今後はマーケティングをしっかりと行い、本学部の重要事項を明確化するとともに、女子学生の比率を高めるような試みが求められる。そのためには、本学の魅力を知ってもらうための広報活動や、現在進めている大学改革の充実が急務である。

【ソフトウェア情報学部】

28 年度入学生の減少の後、29 年度入試では応募者が大幅に増加した。その理由を正しく分析し、今後も学部のカリキュラムの見直しなどの改革を進めて行くとともに、いろいろな場で成果を上げている学生の活動の様子を広く高校の生徒、保護者、教職員に知ってもらうことが大切である。それには、大学案内パンフレット、大学ホームページ、オープンキャンパス、大学見学会、進学相談会などを通じてのみならず、インターンシップの受入れ、高校生向けセミナーの実施、課題研究への助言などの高大連携活動も引き続き行って、学部の諸活動とともに、各種奨学制度の周知も図り、応募者の確保に繋げて行きたい。

【薬学部】

薬学部の入学者受入れの方針、受入れ方法等においては、大きな問題はないと判断して

いるが、現時点で、それが必ずしも学生の確保につながっていない。入試区分別の充足率の分析から、推薦入試枠で例年 50%程度の入学者しか確保できていない。定員を満たしていた４年制薬学部時代には、青森県内（とりわけ、青森市内）の高校から十分な数の推薦者を得ることができたが、６年制移行後難しくなった。推薦人数を確保するには、本大学薬学部が青森県で唯一の薬剤師養成機関であり、薬学部開設以来これまでに約 490 名の卒業生を「薬剤師」としてこの地域に輩出してきた実績について、種々の方法（ホームページ、地域の医療活動など）を通してこれまで以上に周知徹底を図る必要がある。そのためには、推薦を受けることができなくなった原因を詳しく分析・究明し、それを打開するための施策の実施が必要である。具体的には、薬学部開設以来、更新されていない大学及び薬学部の施設設備の更新、薬学部医療系教員及び若手教員の一層の確保が急務である。

Ⅳ－2　教育課程及び教授方法

(1) Ⅳ－2 の現状

Ⅳ－2－①　教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化について

【全学】

大学の目的・使命及び経営学部、社会学部、ソフトウェア情報学部、薬学部の教育研究の目的、並びに、基本理念を青森大学学則（以下「大学学則」という。）に定めている。平成 25 年度、基本理念と教育研究上の目的を踏まえ、全学的に卒業認定・学位授与の方針（以下「ディプロマ・ポリシー」という。）を定め、これを達成するために教育課程編成・実施の方針（以下「カリキュラム・ポリシー」という。）を策定し、大学案内やキャンパスガイドで受験生や在学生に示すとともに、新入生にはオリエンテーションにおいて解説を行っている。学外に向けてはホームページ等で公表し、非常勤講師に対しては、委嘱の際にディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーに沿ってシラバスを作成することを明示した「シラバス作成要領」を配布し、周知を徹底している。また、各学部は、教育研究上の目的を踏まえ、学部ごとにカリキュラム・ポリシーを明確にし、教育課程を編成している。

さらに、平成 28 年度に策定した新たな卒業認定・学位授与の方針及び教育課程編成・実施の方針においては、本学の教育目的と教育内容・方法・評価等についてこれまで以上に明確にしたところである。

以上のことから、本学の教育課程は、教育目的を踏まえた教育課程編成方針が明確化され、編成がなされていると判断する。

【経営学部】

経営学部では、教育目的で述べられる「経営学、商学、経済学に関する基礎的な知識・技術を教授」に基づき、カリキュラムを専門必修科目と３つの専門コースによって編成するという教育課程編成・実施の方針を明確化している。事業マネジメント・会計コースでは、カリキュラム・ポリシーに明記されている通り「企業人として必要な理解力・実務能力・対人関係能力を涵養し、経済のグローバル化や ICT 化などに対応できる人材、多角的

な視点で課題を捉え柔軟で創造的な発想・解決法を提案できる人材の育成」に基づいて、系統的知識を企業経営の多様性や変化に即して実践するための能力、すなわち問題解決能力の養成に力を入れている。経営情報システムコースでは、受け身な ICT の利用ではなく、帰納的な見地より ICT を企業経営へと役立てるための姿勢を身につけたビジネス・パースンの養成に力を入れている。最後に、スポーツビジネスコースでは、健康づくりとスポーツ教育、すなわちスポーツが社会において果たすべき役割、価値や可能性について理解する。そして、サービス・コンテンツ産業としてのスポーツ産業においてどのようなマネジメントが求められ、また、どのように社会に受け入れられるべきかを考察し、ビジネス・モデルの策定、実施に寄与する専門家の養成を行っている。

【社会学部】

学則第 1 条の 2 に記されている社会学部の教育目的を踏まえ、全学のカリキュラム・ポリシーに基づいて、社会学部の教育課程は編成されている。カリキュラム・ポリシーは「青森大学学生生活ガイド」に記載されており、さらに具体的な教育課程は社会学部の教育課程表として公表されている。

また、社会学部の卒業の認定に関する方針は「青森大学学生生活ガイド」に明示されており、この方針を卒業時のゴールに設定し、教育課程が編成されているため、一貫性は確保されている。

【ソフトウェア情報学部】

学則に明示されているソフトウェア情報学部の目的に基づいて、平成 25 年度に卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程の編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）などの 3 つの方針を策定した。その後、平成 28 年度には全面的な見直しを行って 3 つの方針を改定したが、その際には教育課程の編成・実施の方針が卒業認定・学位授与の方針に沿ったものになるよう、十分配慮した。

【薬学部】

本学の教育目的に基づき、薬学部では、医療に関わる者にふさわしい倫理観・使命感を持ち、将来、薬剤師として積極的に地域の保健・医療に貢献したいという意志を持つ人材の養成を目的とした教育課程を編成している。平成 27 年度から実施している改訂薬学教育モデル・コアカリキュラムに準拠した教育課程を策定し、これに則って実施している。

Ⅳ－2－②　教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発について

【全学】

(1) 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成

平成 26 年度から、学長が主導する教学改革タスクフォースが全学共通の教養課程である「青森大学基礎スタンダード」の編成を担当し、一方、教務委員会は主に専門教育課程の編成を担当して、相互に協力しながら、カリキュラム・ポリシーに沿った体系的な教育課

程の運営を行っている。

各学部では、卒業要件単位数表及び開講科目一覧表を作成し、青森大学基礎スタンダード科目と専門教育科目の関連性等について、オリエンテーション及び在学生ガイダンスの教務に関する説明で周知を図っている。

平成 26 年度に科目ナンバリング制度を導入し、科目間の関連性や内容の難易を分かりやすく表現するために、全ての授業科目に科目の分類を表す記号及び科目の難易度を表す番号を設定している。学生が科目ナンバリングに基づいて、自主的に体系的な学修活動が行えるように、オリエンテーションにおいて科目ナンバリングについてのガイダンスを行った。また、科目ナンバリングの体系を示す資料を作成し、教育課程の点検のために活用できるようにしている。

シラバスは、学生がディプロマ・ポリシーと関連づけて学修ができるように、各科目にナンバリングを実施し、「学生の到達目標」の項目に「知識・技能」及び本学が育成する汎用的能力として「生涯をかけて学び続ける力」、「人とつながる力」及び「自分自身を見据え確かめる力」の「3 つの力」の基準が明示され、「授業外学修」、「成績評価基準」等々の項目で具体的な記載がなされている。

各教員（非常勤講師を含む）が担当科目のシラバスの原稿を作成する際に、本学のディプロマ・ポリシーやカリキュラム・ポリシーを理解した上で取り組めるように、教務委員会が作成した「シラバス作成要領」を全教員に配付している。。

また、担当教員が作成したシラバスは、教務委員会の委員によってチェックされ、必要に応じて修正の指示等がなされた上で、電子シラバスとして大学ホームページ上で公開されている。これにより、学生自身がいつでも学内外のインターネットを使ってシラバスを閲覧できるため、授業内容や授業外学習の指示等を確認できる。実際の教育課程は、カリキュラム・ポリシーに基づいて、全学共通の教養教育である「基礎スタンダード」科目と各学部の専門科目によって体系的に編成され、知識・技術の修得とともに、「３つの力」の修得ができるよう編成されている。

(2) 青森大学基礎スタンダード

青森大学基礎スタンダードは、平成 25 年度に全学共通の教養課程として導入され、当初は変化する時代を生き抜く人間の根幹をなす実践力の養成を目指して「教養コア」と「技能コア」を置いていたが、平成 26 年度から「創成コア」を追加し、キャリア形成科目及び関連する地域貢献科目を配置し、地域貢献に役立つ知識・技能の育成にも力を入れている。

「教養コア」には、人文科学、社会科学、自然科学の教養科目に加えて、全学部必修の初年次教育科目として「学問のすすめ」、「人間と文化」、「社会と環境」等の全学協力体制によるオムニバス科目と「基礎演習」を置いている。これらの科目の設計・運営は、科目コーディネーターを中心として教員グループが協働して当たり、学生の主体的な能力を引き出すため、様々なアクティブ・ラーニングの方法を積極的に取り入れて、学修に対する動機づけを高めるとともに、確かな教養の修得に力を注いでいる。

特に、「基礎演習」では、本学が作成した初年次教育用のテキスト「学びのみちしるべ」を刊行し、専任教員による少人数教育体制を実施しており、大学生活の基礎知識やノートの取り方、レポート作成方法等をはじめ、本学の「3 つの力」に含まれるコミュニケーションやプレゼンテーション能力など対人関係能力等の基礎を養成することに注力している。

「技能コア」には、英語をはじめとする外国語運用能力を錬成する「言語スキル」科目群、健康増進と身体能力の向上を行う「身体スキル」科目群、IT のリテラシーや基礎的なデータ分析、プレゼンテーションスキルの習得を支援する「情報スキル」科目群を置いている。特に、「英語」については、入学当初にプレイスメントテストを実施した上で習熟度別のクラス編成としている。また、情報処理に関連する資格の取得や TOEIC 等の受験を推奨するなど学生の学修意欲を喚起して、実社会において通用する実践力を養う工夫を行っている。

「創成コア」の科目は、「地域創成科目」と「自己創成科目」に分類される。地域創成科目では、「地域貢献基礎演習」、「地域貢献演習」、「地域貢献プランニング」を置き、学生が様々な地域連携をテーマに課題解決型学修により実践的に学び、学年進行に伴って本格化する地域連携活動への円滑な導入や、卒業後も含めた地域における様々な活動へつなぐことを目標としている。また、自己創成科目では、「キャリアデザインＩＡ・Ｂ」、「キャリアデザインⅡＡ・Ｂ」、「就職活動実践演習Ａ・Ｂ」、「インターンシップ」及び「ボランティア」を開設し、一人ひとりのキャリア形成と社会人基礎力や基礎学力等の就業力の伸長を図っている。

加えて、平成 26 年度から各学部の専門科目は、基礎スタンダード科目との連携を図りつつ、体系的に編成するとともに、学生の主体的能力を引き出すよう、教授方法の改善を進めている。

以上のことから、本学の教育課程は、体系的に編成され、教授方法の工夫・開発も適切 に行われていると判断した。

【経営学部】

学生は、基礎スタンダード科目群から 48 単位以上を履修し、専門科目群から 76 単位以上を履修しなければならない。これら併せて 124 単位以上を履修し、試験に合格した者を卒業認定する。また、経営学部では、単位履修上限制（キャップ制）を採用している。1 年次の前期から 3 年次の後期までは、教職関連科目を除き各学期 20 単位以下、4 年次は 4 単位以上とする制限を設けることで、教育内容に関する着実な理解を促している。

経営学部の 3 つの柱となる経営学、商学、経済学に関する科目を中心に専門科目が設定されている。また、簿記検定、基本情報技術者資格や IT パスポート資格などの情報関連資格の取得のための指導を積極的に展開している。なお基本情報技術者資格においては、ソフトウェア情報学部と提携した、午前試験免除制度の採用を 26 年度より日本で初めて実施し、27 年度、28 年度と当該制度の適用を受けた学生が輩出され、着実な成果が表れ始めている。

経営学部では、1 年次から 4 年次にかけて少人数制のゼミナールを設置しており、学習及び生活面においてきめ細かい指導を行っている。一部のゼミナールでは、他大学との学術交流や地域貢献活動も積極的に展開されている。なお、経営学部では、必修科目「専門演習（4 年)」での学修を通じた卒業論文の提出を義務付けている。毎年 1 月には卒業研究発表大会が開催される。その概要及び結果は、ホームページ上で紹介されることで、進級を控えた 3 年次学生の学習意欲向上に貢献している。

経営学部では、入学予定者のための入学前学習として通信教育を実施している。郵送を

通じてレポート課題（経営学に限らない）を入学対象者へと提示し、返送されたレポートについて経営学部教員が添削し、入学対象者に再び返却するシステムである。
また、学生が教員との親睦を深めるため、春季には学部を挙げたスポーツ大会も開催されている。

【社会学部】
社会学部では教育課程の編成及び実施に関する方針に即し、学年ごとに体系的な教育課程を編成している。また、基礎スタンダード科目のほかにも専門選択科目群においては他学部履修や他学部との合同科目を設定し、協働して実施している。
授業内容・方法については、各科目のシラバスに記載されている通りできるだけアクティブ・ラーニングを取り入れながら学生の主体的な学びを促すよう工夫している。
さらに授業方法の改善等については、前後期 1 回ずつ授業の相互参観期間を設け、教員がお互いの授業を参考にできるような体制を作っている。平成 28 年度は前期のべ 10 名、後期のべ 11 名の学部教員が授業の相互参観を実施した。
社会学部では、「社会学履修上限規定」により履修登録単位数を年間48単位を上限としている。ただし、資格取得を目指す学生でこの履修上限をオーバーしてしまう学生については、教授会で審議のうえ、上限を超えた履修を認めている。

【ソフトウェア情報学部】
教育課程の編成・実施の方針に基づき、1 年次に「プログラミング演習Ⅰ、Ⅱ」、 2 年次に「プログラミングワークショップⅠ、Ⅱ」、 3 年次に「創作ゼミナールⅠ、Ⅱ」、4 年次に「卒業研究」を配置し、プログラミング能力のみならず、問題解決能力やコミュニケーション能力を段階的に修得できるようにしている。また、ネットワークとプログラミング、CG・マルチメディア、インテリジェントシステムの各分野にわたって専門科目を配置し、コンピュータやオペレーティングシステムの動作原理、ネットワークや組込みシステムの仕組み、コンピュータグラフィックスの技術、プログラミング技法などを体系的に学べるようにしている。
教授法を工夫する際の参考とするため、ソフトウェア情報学部では平成 18 年度より教員相互の授業参観を実施してきた。平成 24 年度には前期 2 科目、後期 3 科目について参観と意見交換会を行った結果、それまでに全ての専門科目担当教員が複数回の参観授業を担当したこととなった。平成 25 年度以降は時間的な余裕がなく、組織的には行っていないが、演習科目の発表会や教科教育法の学生による模擬授業などの際に、広く教員に対して参観を呼び掛けている。さらに、平成 27 年度以降は全学的に授業公開の期間が設定され、平成 28 年度には 7 月初旬及び 12 月初旬の各 1 週間には当学部でも教職員相互の授業参観が集中的に行われた。

【薬学部】
薬学部においては、入学当初から開講する医療・倫理関係の内容を取り扱うキャリアデザイン、他学部の学生と一緒に学ぶ教養教育、情報教育や早期体験学習を通して、コミュニケーション能力を養うとともに、医療人としての自覚を養う。一方、薬学専門基礎教育

では、高度で専門的な薬学に関する知識・技術について年次を追って段階的に修得できるように工夫している。本学薬学部の現行カリキュラムの特徴は、開講しているすべての専門科目を必須科目としていることにある。また、現行の薬学教育コアカリキュラムの改定作業が平成 25 年 12 月に終了したことに伴い、これに準拠した新カリキュラムの策定を進め、平成 27 年度入学生から適用している。

教育課程は、教育目標の達成を目指して体系的に編成され、具体的な講義、実習において時間や授業内容にも工夫が施されていると判断している。

(2) 現状の評価

以上のことから、本学の教育課程は、教育目的を踏まえた教育課程編成方針が明確化され、編成がなされていると判断する。

(3) 将来の展望

【全学】

今まで以上に体系的な教育課程を編成・実施するために、平成 28 年 12 月に策定した新たな３つの方針を平成 29 年度から適確に運用する。そのために、教学改革タスクフォースと各学部教授会及び教務委員会等とが適切に連携するように改善している。

カリキュラム体系（カリキュラム・マップ）を作成して公表し、学生が各学位プログラムを意識しながら、個別の科目で修得できる能力とその水準を把握して履修できるようにする。特に、「基礎スタンダード」と専門教育の連続性がさらに高まるように科目配置を見直し、「基礎学力」と「専門的知識・技能」及び本学の「３つの力」に示される「人間力・社会人基礎力」の均衡のとれた人材育成を目指す。

また、これまで以上にディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーに基づいた科目展開ができるように積極的に IR を活用する。これまで実施している「学修時間・学修行動調査」や「授業アンケート」等に加えて、「３つの力」の達成度を調査するため、「社会人基礎力」や「基礎学力」等の測定を開始し、学生のニーズや地域社会の要請に対応した教育課程の編成、授業内容・方法及び学年配当等に活かしていく。

個々の授業の教育効果の向上のため、学生の能動的・主体的な学修を強化し、全学的に進めてきた、授業科目についての教育方法の改善に継続して取り組む。特に、学内外における地域貢献活動やインターンシップ等を強化するとともに、より有機的に学生の就職力の育成につなげるため、キャリア支援チームとの連携を強めていく。

【経営学部】

経営学部には３つのコースがあり、今後地域の要請に応えつつ、本学の理念の即した、より一層のコース体系化を図る必要がある。事業マネジメント・会計コースにおいては、会計学教育に関する一定の成果基準と考えられる日商簿記等の資格取得率の向上、ならびに地域貢献活動の活発化に注力していく必要がある。また、経営情報システムコースにおいては、全額における情報教育の拡充に合わせて、コース全体の見直しを視野に入れた、

科目の統合も検討する必要がある。スポーツビジネスコースにおいては、資格取得の実績向上のみならず、スポーツを通じた地域貢献の在り方について NPO 団体との提携も視野に入れた検討を進めていく。

専門基礎学習の充実と内容の工夫として平成 27 年度より開講されることとなった経営基礎演習について専門学習への接続ときめ細かな生活指導において一定の成果が出始めている。あわせて 3・4 年次専門ゼミナールへの架橋的な位置づけを強化するために授業内容の工夫、学部としての地域貢献活動への取組みに関わる科目として見直しが図られた 2 年生ゼミナール（経営学演習）においては、外部の地域貢献活動等に積極的に取り組んでいる。最後に、グローバル化に対応した短期留学生プログラムは 3 年目を迎え、短期留学後に母国の教育課程を終えた留学生が編入学の形で再び本学に留学してくるケースも現れてきており、提携する台湾の大学との連携をより一層進めていくことも視野に入れている。

【社会学部】

今後も、教育課程の編成と実施についてはカリキュラム・ポリシーにのっとって行っていく。

授業内容・方法の工夫は今後より一層求められることから、授業の相互参観を行う教員を増やすことが必要であるため、実施期間や実施方法について検討する。

「履修上限」については、適正に実施されており今後も規定に基づき実施していく。

【ソフトウェア情報学部】

教育課程については学部教務委員会の提案に従って、平成 28 年 6 月 20 日に専門科目担当者全員による学部カリキュラム検討会議が開かれ、次の５項目について検討が始まった。

① ２年次からの研究室配属
② 「卒業研究」のあり方
③ 科目名の変更
④ プログラミング教育の内容
⑤ 対外活動のカリキュラムへの組込み

その後、数回の会議が開かれ議論もある程度深まったが、今後は具体的な形にして行くことが必要である。

【薬学部】

改正された薬学教育モデル・コアカリキュラムに準拠した薬学部のカリキュラムを策定し、平成 27 年度入学生から適用している。なお、新カリキュラムにおいても、現行カリキュラム同様、専門科目すべてを必修科目とした。これは、学生の多様なニーズに応えることができないデメリットを抱えることにはなるので、正規カリキュラム以外のメニューの実施を今後検討していく必要がある。また、学生実習のさらなる充足など、次期カリキュラム改革案を模索するカリキュラム検討委員会を定期的に開催する必要がある。次年度には、青森新都市病院との提携による脳と健康科学センターが設置され、病院との提携による既存科目の充実や、新規科目も検討している。

Ⅳ－3　学修及び授業の支援

(1) Ⅳ－3 の現状

Ⅳ－3－①　教員と職員の協働並びに TA(Teaching Assistant)等の活用による学修支援及び授業支援の充実について

【全学】

(1) 教職員の協働による学修支援及び授業支援の充実

学修支援及び授業支援に関しては、教務委員会が中心となって FD 委員会等と業務を分担し、それぞれが方針を検討し、計画を立案し、それに基づいて、以下のとおり、教員と職員が協働して支援を実施している。なお、個々の学生の希望に応じた学修支援については、平成 25 年 9 月に設置した学習支援センターが計画・実施を担当している。

(a) 履修指導と学修支援において、教務・学生課と教務委員会等の教職員が協働して「キャンパスガイド」を作成し、履修登録手続きを開設している。さらに、学生全員を対象に行っている履修指導としては、4 月に実施する新入生オリエンテーション及び在学生ガイダンス等における解説などにより、学生が正しく理解できるように履修指導を行っている。また、履修期間中は各学部の教務委員が学生一人ひとりの履修相談を行い、教務・学生課の職員は、登録が不十分である学生を洗い出し、学部教務委員会やゼミ担当教員及び担任教員と連携しながら直接指導を行っている。

(b) 出席状況に基づいた指導

授業の出席については、本学と業者で共同開発した「学生支援システム」上で管理し、科目担当教員全員と学部長及び教務委員が教務・学生課職員と情報を共有できる体制を整えている。さらに、学ぶ意欲の減退や生活の乱れなどが出席状況に現れることを踏まえて、全学部の教授会には必ず教務・学生課の職員が参加して、欠席が続いている学生の発見、当該学生への連絡・指導に関し教職員が連携している。深刻なケースでは、学生の保護者に電話連絡及び面談を実施し、保護者に対して学修指導への協力を依頼している。一方、科目担当教員は、学生一人ひとりの出欠状況等を学生支援システムやその他の適切な方法で確認し、科目の特性に応じて指導している。

(c) 成績、単位修得状況に基づく指導

学生の成績は、各担当教員が「学生支援システム」から入力した評価が教務・学生課に集約され、その後、教務・学生課職員が当システム上で適切に情報を集計・整理して、修得単位や GPA(Grade Point Average)の現状を把握し、必要に応じてそれらが掲載された成績表にまとめている。卒業認定基準及び進級規定等に照らして、修得単位が一定以下の学生については、教授会等で報告し、演習担当教員や担任教員による面談指導を行い、特別な指導を要する学生には、保護者に対しては、半期ごとに発送する成績表の中に修学状況に関する注意文書を同封し、送付している。

(d) 中途退学者・休学者等への支援

中途退学者、休学者、停学者、留年者等への対応の基本的姿勢は、事前の指導の徹底にあると考え、上述のように、教職員が個々の学生の出席や単位取得の状況を把握することに努めている。成績や出欠の状況などから気になる状況の学生については、教授会・学科

会議等における連携のみならず、事務職員間で普段の業務で気になった学生の情報を共有している。このような指導にもかかわらず、休学・退学を申し出る学生に対しては、演習担当教員や担任教員又は教務・学生課職員による面談や指導を行うことで、退学者にも将来の展望を踏まえた進路変更となるよう丁寧な対応を心がけている。また、休学者に対しては、連絡を継続して、状況に応じ早期の復学を促している。

さらに、各学部教授会、学生委員会、教務・学生課が連携して、退学者を減らすために学生の個別指導を強化してきた結果、この 3 年間は退学者が一定の減少傾向になっているが、まだ改善の余地があると考えている。現在、学生委員会が中心となって、退学者をさらに減少させるために退学の事由等を分析して、部長会を通じて全学的に情報共有を行い、改善策を検討している。留年者については、留年が決定してからも学生と保護者の意向を踏まえ、演習担当教員や担任教員が、必要に応じて学部長・学科長も交えて卒業・進級に向けた話し合いを持ち、就職も含めた個別の支援を行っている。停学者については、処分の検討を行う学生委員会が中心となり、停学期間中に面談を行い、円滑な復帰を支援している。

(e) キャリア支援

平成２８年度からは、就職課を中心とした教職協働の「キャリア支援チーム」が組織されて、キャリア支援の体制が強化されている。キャリア支援のための科目は、青森大学基礎スタンダード必修科目として、系統的に配置し、教員とキャリア支援チームの職員とが協働して授業の設計・実施に当たっている。具体的には、「就職活動実践演習 A・B」では、キャリア支援チームの職員が関わることで、学生が就職活動と関連させた実践的な学修ができるので、学生の就職への意識も高まっている。個別のキャリア支援は、就職課が中心となって、学内の合同会社説明会、個別企業説明会、就職相談等を計画・実施している。(f) 学習支援センター

学習支援センターは、平成 26 年度以降、正課外の個別の学修支援の事業を企画・実施している。

(g) オフィスアワー制度

全学的にオフィスアワー制度を設け、全専任教員が週 1 回以上の時間帯（非常勤講師については授業の前後で対応）を設定し、学生の授業等に関する相談や学修支援活動に活用している。オフィスアワーは指定した時間に各教員の研究室で行い、学生は当該時間内であれば予約なしで訪問できることを原則としている。開設時間と場所は学内の掲示板でも確認でき、学生にも周知されている。現状では、オフィスアワー制度の活用実績は高いとは言えないが、学生はオフィスアワーの時間以外にも教員を訪ねて指導や支援を受けており、これには本学の学生と教員の距離の近さが影響していると考えられる。

(h) 意見のくみ上げ

全学生を対象に「授業アンケート」及び「学修時間・学修行動調査」を実施するとともに、4 年生を対象に「卒業生アンケート」を実施している。「授業アンケート」は、FD 委員会と教務委員会が協働して各学期に実施し、授業内容の理解度や授業改善の要望などを集約し、各教員が担当する授業の改善に生かしている。「学修時間・学修行動調査」は、教務委員会と学習支援センターとの協働で各学期に行われ、授業外学修や学習意欲について実態を分析し、その結果をホームページ等に掲載して、学生の学修実態の客観的把握ができ

るようにしている。これらの調査でくみ上げられた意見、要望は、関係する組織及び教職員に伝達し、そこでの分析・検討を経て可能な限り改善に努めている。

(2) スチューデント・アシスタントの活用による学修支援及び授業支援の充実

学修効果を高めるために、平成２６年度からスチューデント・アシスタント制度を導入している。科目の特性や必要性に応じて、授業の経験が豊富な４年生を中心とした上級学年の学生をスチューデント・アシスタントとして認定して、授業支援を展開している。スチューデント・アシスタントは、担当教員の指導の下、それぞれ学部学生、下級生に対する助言や支援、実習準備等の教育補助業務を行っている。演習科目及び実習科目での活用が多く、平成２８年度に活用された学生は延べ 76 人である。

【経営学部】

経営学部では教員と職員によって学部教務委員会が開催され、学習支援について教職協働の意識を持って、双方の意見交換や提案がなされている。

オフィスアワー制度については全学的な取り組みと歩を合わせて、経営学部でも、全教員がこれを定め、研究室に掲示を行っている。

スチューデント・アシスタント等の活用による学修支援及び授業支援の充実について、平成 26 年度から全学的にスチューデント・アシスタント制度が導入された。経営学部において当該制度は、とりわけ高校生を対象とした模擬講義等において学生の学修活動と連動した講義補助業務に活用している。

中途退学者、停学者及び留年者への対応策としては、ゼミナールを通じて、出席不良の学生への声がけや面談、学修相談等によって対応するとともに、これらの学生のデータを教員間で共有している。

経営学部における授業評価とその成果活用の試みは、各学期 2 回の授業アンケートを通じて行われている。これに基づいて学生の意見は講義内容やシラバス改善に活かされている。これを通じて教員は講義内容やその手法の充実化、学生は主体的な学びの深化へとつなげている。

【社会学部】

１）担任制とオフィスアワー

社会学部の特徴として担任制がある。１人の教員が各学年の学生２～３人を担任し、学業から卒業・就職まで支援していく。平成 26 年度からは、月１回の担当教員による面談日（毎月第 1 水曜日）を定め、毎月、オフィスアワーとは別に全ての学生に面談を実施している。一方で、欠席が多い学生、単位取得数が少なくなりそうな学生に関して、担当教員が随時面談を行って指導をしている。この取り組みは学力不振でついていけない学生を最小限に止めること、さらには退学者を減少させることにつながり、有効であると評価している。

また、オフィスアワーについても、各教員が研究室前にオフィスアワーの時間帯を掲示している。

２）上級学生の活用

学部学生間による相互補完的な学習効果を考慮し、上級生を下級生のゼミに動員するこ

とを行っている。例えば、「就活実践演習」や「ソーシャルワーク実習指導」では就職活動や現場での実習を終えた上級生が下級生に対し、就職活動や実習の体験を踏まえて報告や助言を行う機会を設けるなどの取り組みもなされている。

３）教授会報告

出席や成績が不振な学生の名簿を作成し、記載されている学生の担任教員が、その学生の近況を報告することにより、個々の学生のニーズを学部教員全員で共有するとともに、その学生が受講している科目を担当している教員が適切な支援を行うことを可能にしている。さらに、個々の学生の出席、取得単位、連絡先、及び就職に関する希望などの情報は、学期ごとに学生台帳としてまとめられ、各教員が学修支援の基礎情報として有効に使用している。

４）授業アンケートの自由記述の活用

全学の方針に従って学期毎に 1 回行われる授業評価を用いて各教員が自主的に担当する教科の改善に努めるとともに、教務担当教員や学部長等の管理職教員は、評価の得点や学生が書いた授業への自由記述コメントを参考に、社会学部で提供している教科の改善点などについて検討している。

【ソフトウェア情報学部】

ソフトウェア情報学部では、次のような学修支援を行っている。

１）入学前教育

12 月までの推薦入試・AO 入試合格者に対して、数学基礎力に関する課題を 3 回課し、生徒ごとに割り当てた学部の担当教員が、毎回、提出された解答を添削した上で、解答解説のプリント及び個別の手紙を添えて返送している。

さらに、平成 24 年度より、系列校の青森山田高校の対象者に対しては、学部の担当教員が高校に出向いて、直接指導するようにしている。

２）個別の履修指導

1 年生と 2 年生に対しては、全学で行われる新入生オリエンテーションや在学生ガイダンスとは別枠の時間を年度当初に学部で確保し、個々の学生の希望や単位修得状況（2 年生の場合）に応じて、どのような科目を履修したらよいかを個別指導している。

３）学習アドバイザー制度

1 年生には「基礎ゼミナールⅠ・Ⅱ」、2 年生には「プログラミングワークショップⅠ・Ⅱ」、3 年生には「創作ゼミナールⅠ・Ⅱ」、4 年生には「卒業研究」の各担当教員が学習アドバイザーとして全ての学生に割り当てられ、勉学、学生生活、進路などに関する相談に応じ、指導を行っている。

４）オフィスアワー制度

本学部の教員は、一般に大学での滞在時間が長く、いつでも学生の相談に対応するという気持ちでいるが、授業や会議で研究室を離れることも少なくない。特に 1、2 年次の学生が気軽に質問や相談のため教員を訪ねることができるように、平成 26 年度よりオフィスアワーの制度を設けた。各教員が対応可能な時間を設定した上で、研究室の入り口に時間と趣旨を書いて掲示すると同時に、学部教員全員のオフィスアワーのリストを学生に配布している。

５）出欠情報の学部内共有
必修科目の出欠情報を各回の授業ごとに担当教員から学部の全教員宛にメール送信し、欠席し始めた学生に速やかに対応できるようにしている。
６）学生データベースの活用
　メールなどで個別に寄せられた情報を、学部で運用しているデータベース「AU ログ」に集約し、学生の指導に活用している。

【薬学部】
１）薬学教育センターの設置
　薬学部は、大学の理念（生涯をかけて学び続ける力、人とつながる力、自分自身を見据え、確かめる力を備えた人材育成を行う）に基づいて教育を進めるために、学部（科目担当者、担任、配属研究室責任者、学部教務委員会、基礎教育向上委員会）と事務局教務・学生課の間で、綿密な連携をとりつつ、学生への学修及び授業支援を行っている。平成 28 年 10 月から、薬学部の教育施策の企画・提言及び教育活動の改善・充実を継続的に実践し、薬学部の教育の向上に資することを目的と薬学教育センターを薬学部のある 5 号館内に設置し、事務局教務課の機能も同センター内で行われるようになった。同センターは①薬学教育の企画・提言② リメディアル教育の企画・実施③ 学修個別支援の企画・実施④ 実務実習における事務取扱⑤ 国家試験対策の企画・実施⑥ 自習室の管理⑦ その他センターの目的達成に必要な業務を行い、教務課事務員のほか、薬学部助教及び助手がセンターに交代で常在する。
２）学生への学修支援
　学生に対して自学自習を促しているが、自習の場として、図書館、５号館内の自習室 5204 室を確保している。5204 号室は、28 年３月に改修工事を行い、プライベート確保のためのパーティションで隔離されたデスク、電子黒板などマルチメディア機器の設置をしている。さらに、一部の教室については、試験週間前に自習用に学生に開放している。パソコン演習室では、ネットを介した共用試験・薬剤師国家試験対策用の教育支援システムを利用している。また 28 年度には、自習用教室の解放のため、平日は 23:30 まで、土曜は 20:30 まで、大学の開館時間を延長している。
３）リメディアル教育の充実
　薬学部では、25 年度から基礎学力向上委員会を設置、入学直後の 1 年生がスムーズに大学の講義に対応できるように教育を行ってきた。
　27 年度では、入学後の早い時期にプレイスメントテストを行い、その結果によって面談を行うなどの措置を取り、学習に対する不安を把握、取り除くべく対応をしてきた。
　28 年度では入学直後の 4 月 5 日にプレイスメントテストを行い、成績下部の学生を対象に 5～10 名程度でのクラス分けで化学、数学の基礎的な内容で授業を行い、学力のボトムアップを図った。
4）留年生、卒業延期生に対する学修支援
　定期試験不合格者に対しては補講受講を行なっている。留年生対策としては、未修得科目の単位修得を目指して担任とともに、例年「留年生のためのオリエンテーション」を薬学部として例年開催して目標を定めさせる指導を行っている。一方、卒業延期生対策とし

ては 28 年度は例年より早く、3 月下旬から 4 月下旬まで「卒延生のための特別演習」を毎日開講し、5 月初旬に卒業試験に備えさせ、9 月末での卒業を目指し、28 年度は全員合格した。なお、卒業延期生に対しては、終日利用できるよう専用の教室 5306 室を確保している。

5) オフィスアワーの設置

オフィスアワーを設置することを義務付けており、学生の質問、相談に対応している。

(2) 現状の評価

以上のことから、教員と職員の協働並びにスチューデント・アシスタント等の活用による学修支援及び授業支援が 充実していると判断する。

(3) 将来の展望

【全学】

学修支援と授業への支援については、これまでの体制を継続していくだけでなく、今後は、以下のような内容について改善する計画である。

オフィスアワーの活用状況が必ずしも十分ではない原因を分析し、学生に学生支援制度として理解され、かつ、利用されやすい仕組みに改善する。

各科目における教育効果をさらに高めるために、学生の「授業アンケート」や「学修時間･学修行動調査」等から得られた情報を基にシラバスを改善する PDCA サイクルを整備し、教務委員会と FD 委員会が連携して運営していく。各科目の特性や学生のニーズ等に応じた授業実践をさらに増やす工夫として、「基礎スタンダード」の各種のオムニバス科目を FD 活動の一環として活用して、担当する教職員グループで授業設計・実践・振り返りを行って、アクティブ・ラーニングの開発・共有を進めていく。

退学率の低下では、一定の成果を上げているが、より安定的に退学・休学を予防できるよう、教務委員会と学生委員会が中心となって、欠席及び学業不振の学生への早期指導のシステムを全学的に整備していく。

「学生中心の大学」を一層推進するため、スチューデント・アシスタントをより多く認定・活用して授業支援を拡充していく。スチューデント・アシスタントの意義や認定条件等をより具体化して全学に周知し、スチューデント・アシスタントの養成を活発化するとともに、スチューデント・アシスタントを活用した授業参観等の研修機会を積極的に増やしていく。

教育課程外の活動についても、学習支援センターやキャリア支援チーム等の活用と利便性を向上させ、大学の授業への適応支援や就職及び資格取得に直結する基礎教育科目の修得等の支援をさらに強化していく。

【経営学部】

教員と職員の協働については、履修指導や履修相談はもちろんのことであるが、今後は履修の変更や解除などの事務手続きの簡略化について教員と職員の双方で検討していく必

要がある。学生状況の把握については、教員と職員とがより一層データ共有の充実化を図ることはもちろんのこと、情報伝達に伴うフォーマットの整備、統一に取り組んでいく必要がある。あわせて部局を横断した情報の共有も必要である。大学生活に不慣れな新入生に対する 2 年生以上の学生による支援組織の導入や、先輩が後輩を指導するという仕組みの適切な構築が喫緊の課題である。これについて、3 年生と 2 年生とが共同で地域貢献プロジェクトに従事する「プロジェクト演習」が本格的に開始され、大学外部のビジネスプランコンテストで入賞するなどの実績も上がっている。今後の学修支援体制として経営学部では、全学的な学生の学修支援機能を担う学習支援センターについて、その機能の明確化と学生が学修相談を容易に行えるようなシステムの構築を働きかけつつ、これを活用した学修支援を積極的に図っていく必要がある。

【社会学部】

今後の学修支援としては、担任又は教務委員が呼び出しを行う前に、積極的に学生が相談に来るようなシステムの構築が必要となっている。そのため、担任、学部教務委員、学部学生員、事務職員の役割分担の明確化と、学生支援体制の再整理し、システム化することで、「面倒見のいい学部」の伝統を継続し、これまで以上に、一致協力の指導体制をゆるぎないものにしていく。

【ソフトウェア情報学部】

ソフトウェア情報学部では、学部創設時から学習アドバイザー制度を設け、学生の様々な相談に応じてきた。また、平成 26 年度よりオフィスアワー制度を新設し、学生に対する学修支援をより一層強化できるような体制を取っている。入学生の習熟度も多様化が進んで行く状況を踏まえ、個々の学生にきめ細かく対応していくことが今後もますます重要となる。

【薬学部】

学部教務委員会と事務局教務・学生課は今後も連携して学生の教育に努める。28 年度は、薬学教育センターには 3 人の非常勤職員が配置されたが、事務局教務・学生課の薬学部担当者は実質的に 1 名であり、事務局にいるため教員と事務職員の協働には自ずと限界がある。薬学部専任事務員の増加が必要である。また、学部と事務局職員との情報交換についても常に行う必要がある。教育 SA 制度については、28 年度はリメディアル講義を時間割に組み込むなど新しい試みを導入したため、SA を積極的に使用した学習支援を実施しなかった。基礎学力向上のためには種々の角度からの努力を継続する必要がある。今後は SA 導入についても改めて見直していく。カリキュラムの改訂では、低学年における講義一辺倒の教育を改めて、学生一人ひとりの理解度を確かめながら学生の基礎的学力を身に付けて、さらに発展させていくような科目が必要である。

Ⅳ－4　単位認定、卒業・修了認定等

(1) Ⅳ－4 の現状

Ⅳ－4－①　単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用について

【全学】

（１）単位認定の適正な実施

単位制に基づく単位の計算方法及び授与については、大学学則第 10 条に明記している。原則的には、講義・演習は 15 時間で１単位、実験、実習又は実技は 30 時間で１単位とし、シラバスには全ての科目において単位認定に必要な具体的学修（授業外学修も含む）を指示するとともに、単位認定の評価基準についても明記している。また、学修の質を担保するために、各学部で独自の CAP 制度を導入し、１年間の履修上限を定めている。このことは、年度初めに開催する新入生オリエンテーション及び在学生ガイダンスで学生に周知している。

各科目の評価基準・方法は、科目のシラバスに明記されており、単位認定は、期末試験・レポート・実技・受講態度等を含む評点や本学独自に概念化した汎用的能力「3 つの力」の達成状況を基に、各科目担当者の裁量により行われている。複数の教員が担当する授業科目の場合は、あらかじめ定められた責任者が他の教員と相談し、総合的に点数及び評価を決定している。

単位の認定は、履修手続きを正しく行い、各科目で定められた授業回数出席（原則的に全出席であるが、全授業回数の三分の二以上の出席が最低条件）し、シラバスに明記されている各科目の評価基準を満たした学生に対して適正に行われている。科目の成績評価は、以下の「成績評価及び GP（Grade Point）に関する換算表」に示しており、担当教員による評点（100～0 点）に応じて S、A、B、C、D の評語が決められ、C 以上を単位認定とし、D は単位不認定となる。評価点数が算出されない場合の単位不認定は N とし、履修放棄や欠席超過、試験未受験等の学生本人の理由であることが明らかになる。そのため、N の成績評価の評語の設定によって、学生の自主的な学修改善を促す仕組みとなっている。また、成績評価は GPA（Grade Point Average）算出の基礎点として活用している。

（２）GPA 制度の運用

GPA 制度は、平成 26 年度から学生の計画的な履修及び主体的な学修を促す目的で導入され、卒業単位に含まれない教職などの資格関連科目や編入学生の認定科目を除き、履修した全ての科目を対象として GPA が算出され、成績表・成績証明書にも表記している。平成 28 年度以降の入学生からは、各学部で GAP の活用を含む進級基準が設定され、学生に自主的な学修の重要性を認識させるメッセージとなっている。教務委員会は、新入生オリエンテーション等で GPA 制度の目的と仕組みを説明し、意図的・計画的に履修科目を決めるよう指導を行っている。

表Ⅳ－1　成績評価及びGP（Grade Point）に関する換算表

評点	評語	判定	GP（Grade Point）
100 － 90 点	S	合格	4
89 － 80 点	A		3
79 － 70 点	B		2
69 － 60 点	C		1
59 － 0 点	D	不合格	0
評価不能	N		

（３）卒業要件の公表と卒業認定

卒業要件は、大学学則第 11 条に、学部ごとに基礎スタンダード科目並びに専門科目について必要単位数が明記され、履修の手引きとなる「キャンパスガイド」にも示されている。また、新入生オリエンテーション及び在学生ガイダンス等を利用して学生に繰り返し説明しているほか、担任教員・ゼミナール担当教員、加えて教務・学生課職員等による個別対応においても、学生に卒業要件を意識させる工夫がされている。卒業判定は、大学学則第 36 条に沿って、教務委員会が資料を作成し、各学部の卒業判定教授会に諮り審議し、学長が決定している。各学部の進級判定も卒業認定に準じてほぼ同様に行われている。

【経営学部】

経営学部では、教育目的を踏まえた単位認定、卒業・修了認定等についての方針を定め、これを公表している。基礎スタンダード科目では基礎的な学習能力の習得を主眼としている。また、その厳正な適用のために基礎スタンダード科目群から 48 単位以上、専門科目群から 76 単位以上、合わせて 124 単位以上を履修し、試験で合格した者に卒業を認定している。あわせて経営学部においては 4 年間の学習内容の総合化を意図して、卒業論文の提出が義務づけられている。

単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化において、1 年次、2 年次に実施される基礎スタンダード科目の学修成果が 3 年次、4 年次に実施される専門科目、コース科目において活かされることを前提として基準が定められている。経営学部は、単位履修上限制を導入しており、それに基づいて学生にとって無理のない履修と、学修成果の両立が図られている。これに加え、3 年次から 4 年次へ進級するに当たり所定の単位、及び単位数を満たすことが求められている。

【社会学部】

社会学部では、教育目的を踏まえ、卒業の認定に関する方針を定め、青森大学学生生活ガイドに明記し、公表している。

また単位認定については、シラバスにおいて単位認定（成績評価）基準を科目ごとに記載し、それに基づいて単位認定を行っている。

進級及び卒業・修了要件についても、「社会学部原級留置規定」や卒業の認定に関する方針を踏まえ、教授会で審議をし、厳正に運用している。平成 28 年度の卒業判定についても、

同様の基準と審議で実施した。

【ソフトウェア情報学部】

１）単位認定

成績評価の仕方については、各科目のシラバスに明記している。特に演習系の科目では、期末試験だけでなく、中間試験、小テスト、レポート提出など、日頃の学習状況を考慮する場合が多い。全学の単位習得試験規程に従い、100 点満点で 60 点以上の場合に単位を認定することとなる。

なお、他学部科目の履修については、8 単位まで卒業要件単位として認めている。

２）進級要件

・2 年次から 3 年次

1）1 年次の「プログラミング演習Ⅰ、Ⅱ」及び 2 年次の「プログラミングワークショップⅠ、Ⅱ」の単位を全て取得していること。

2）1 年次の必修専門科目の単位を全て取得していること。

3）総計 60 単位以上を取得していること。

・3 年次から 4 年次

1）3 年次の「創作ゼミナールⅠ、Ⅱ」の単位を取得していること。

2）1、2 年次の必修専門科目の単位を全て取得していること。

3）総計 100 単位以上取得していること。

３）卒業要件

必修科目の全ての単位を含め、教養科目群 32 単位以上、専門科目群 92 単位以上、計 124 単位以上を取得していること。

【薬学部】

１）単位認定について

薬学部では、全ての専門科目を平成 24 年度から必修化し、定期試験の本試験において 100 点満点中 59 点以下の者を要再試験受験対象者として掲示し、担当教員は対象者を集めて補習講義を行うとともに、再試験を実施する義務を負っている。再試験終了後、単位認定者については掲示で示し、学生は自分の点数などに疑義があれば個別に担当科目の教員に問い合わせることができる。最終評価は、青森大学教育支援システムを介して入力・保存される。なお、編入生あるいは他大学等に所属経験のある学生における既修得単位の取り扱いについては、薬学部教務委員会が 4 月の早い時期に修得科目の教育内容及び単位数を本学の教育課程と照合し、個人別の単位認定案を作成する。最終的には、教授会でこれを審議して単位を認定する。本学の成績表の評価欄には「認定」を入れる。他大学との単位互換制度は薬学部の場合実施しているが、現在受講生はいない。

２）進級判定について

薬学部は、薬学部独自の進級基準に基づいて進級判定を行っている。薬学部進級基準については、平成 23 年度に改定して現在に至っている。なお、進級基準は、毎年入学者のオリエンテーション時に配布し、学部教務委員（長）が詳しく説明している。これによれば、累積の未修得科目単位数が概ね 10 単位未満であれば進級できる。ただし、実習科目につい

ては、特別な理由がない限り、未修得の場合には進級できない。進級判定については、２月下旬に学部教務委員会で修得単位数を厳密に調査して進級案を策定し、最終的に進級判定教授会において審議の上、最終的に進級あるいは留年を承認している。

３）卒業要件について

薬学部の卒業要件は、平成 25 年度（入学生）は 221 単位以上修得となっている。なお、平成 26 年度（入学生）からは、教養課程の変更に伴い４単位増やして 225 単位以上とすることが教授会で審議・承認されている。ちなみに、薬学部においては 12 年を超えて在籍することができないことが学則に明記されている。なお、平成 27 年度から開始された改訂薬学教育モデル・コアカリキュラムに準拠した新教育課程表では、卒業要件が 232 単位となること、専門教育科目がすべて必修となることが教授会において承認されている。

以上記載してきたように、薬学部の単位認定並びに進級・卒業判定については、あらかじめ厳密な基準が薬学部進級基準として明示され、入学生に配布され、説明されており、審査過程も教務課作成の資料から明らかなように、明確化され、しかも、教授会において厳正に諮られていると判断される。

(2) 現状の評価

以上のことから、本学の単位認定、進級及び卒業・修了等の基準は明確化されており、厳正かつ適正に運用されていると判断する。

(3) 将来の展望

【全学】

平成 29 年度から新しい卒業認定・学位授与の方針及び教育課程編成・実施の方針が施行されていることを踏まえ、現在、厳格かつ適正に運用されている単位認定、卒業判定を今後も継続するとともに、学修結果だけでなくその過程にも注目し、学生が主体的な学修に取り組みやすい環境整備と指導を工夫していく。具体的には、まず、シラバスの充実を図り、学修の達成目標と単位認定との関係性をより明確にし、学生がそれを確認しながら計画的に学修できるようにする。特に、現行の「3 つの力」のルーブリックを、学生も教員も利用しやすい汎用的能力の評価スケールに改善し、厳格な単位認定を行うためのエビデンスを担保する。

同時に、学生自身が学期ごとの GPA の推移や累積 GPA を随時確認できる環境を整えて、自分自身の学修状況や成果を基にした PDCA サイクルを促す。また、GPA の活用について、毎年度末に各学年・学部から選出される「成績優秀者表彰」や卒業時の総代の選考等にも広げて、学生が常に GPA を意識するようになる環境づくりを行う。

【経営学部】

経営学部では、単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用が図られている。学部教務委員会を中心とするシラバス記載事項のチェックによって、成績評価基準等の明確化を図るとともに出席管理の厳格化にも取り組んでいる。

課題としては、他学部との連携推進に伴い、単位履修上限制を他学部履修制度の在り方とともに再検討することである。単位履修上限制の運用の在り方は、学生の各種資格関連科目の履修状況等（ただし、教職科目・資格関連科目は履修上限の例外とするなど）も踏まえて慎重な議論が必要である。

また、2・3 年生が合同で、学生自身が主体的に学習するアクティブ・ラーニング形式の講義の開講（「プロジェクト演習」）に伴い、学生の主体的な活動状況を加味した弾力的な授業運営と、評価基準の設定並びに厳正化の整合性をいかに図っていくかという課題がある。学生の活動記録と相互評価を踏まえつつ、授業担当教員間でしっかりと監督していくことが必要である。

【社会学部】

教育目的と卒業の認定に関する方針は、一貫性を確保しているものであることから、今後も厳正に方針に則って卒業判定等を実施していく。

進級判定等については、現行の「社会学部原級留置規定」が平成 22 年度に作成されたものであることから、若干現状と合わない部分が出てきている。そこで、今後は現行教育課程などに合わせながら文言修正などを行っていく必要がある。

【ソフトウェア情報学部】

ソフトウェア情報学部における進級条件は、それらの条件を満たさないと、上の学年の必修専門科目「創作ゼミナールⅠ、Ⅱ（3 年次）」あるいは「卒業研究（4 年次）」の履修を開始できず、4 年間では卒業できなくなることを意味しており、同一学年に留まるということではない。条件を満たさない場合には同一学年に留まるようにすべきとの考え方もあるものの、学生の勉学意欲を殺ぐことになる、あるいは教育的な配慮から行う仮進級のような対応がしにくくなるなどの面を考慮して、上記のようにしてきたが、分かりにくいという指摘も受けている。

条件を満たさない場合には同一学年に留まるという、本来の意味での留年の制度に移行すべきかどうかについて検討する必要がある。

【薬学部】

平成 24 年度から、「基礎教育向上委員会」を設置してリメディアル教育に力を注いできた。しかし、これでも成績が一定の基準に満たない学生は、早期に個別指導を行う体制を構築する必要がある。このためには、学年ごとの内容理解度確認試験を行っていく必要があり、基準に満たない対象者には、フォローアップ講義を受講させるような体制の構築についても検討する。

Ⅳ－5　キャリアガイダンス

(1) Ⅳ－5 の現状

Ⅳ－5－①　教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整

備について

【全学】

１）キャリア教育のための支援体制

１ キャリア教育

キャリア教育は、青森大学基礎スタンダードにおけるキャリアスキル（創成コア）として、1 年生に「キャリアデザインⅠAB」、２年生に「キャリアデザイン IIAB」、及び３年生に「就職活動実践演習 AB」の３年間にわたる講義を体系的に実施している。

表 2－2 は、平成 28 年度の「キャリアデザイン IAB」、「キャリアデザイン IIAB」及び「就職活動実践演習 AB」において実施した講義内容プログラムを示している。大学内の教員が講師として就職の現状や課題を講義するだけではなく、外部講師を招き、就職活動に必要な自己分析や面接指導、グループディスカッションの対策などを行っている。

表Ⅳ－2　平成 28 年度キャリア教育プログラム

キャリアデザインⅠAB【1 年前期】

週	日付	内容	担当
1	4 月 8 日	ガイダンス	船木、鈴木、美濃、白岩
2	4 月 15 日	自分らしさを探そう	船木、鈴木、美濃、白岩
3	4 月 22 日	自分を知ろう	船木、鈴木、美濃、白岩
4	5 月 6 日	キャリアデザイン体験ワーク	船木、鈴木、美濃、白岩
5	5 月 13 日	大学生活におけるキャリアデザイン	船木、鈴木、美濃、白岩
6	5 月 20 日	目的達成するためにスケジュール化と PDCA サイクルを学ぶ	船木、鈴木、美濃、白岩
7	5 月 27 日	よりよいコミュニケーション獲得のために聞き方・話し方と説明力とは何かを学ぶ	船木、鈴木、美濃、白岩
8	6 月 3 日	ワークライフバランスについて学ぼう	船木、鈴木、美濃、白岩
9	6 月 10 日	働きがいを知ろう	船木、鈴木、美濃、白岩
10	6 月 17 日	キャリアの多様性を知ろう	船木、鈴木、美濃、白岩
11	6 月 24 日	女性のキャリアから学ぼう	船木、鈴木、美濃、白岩
12	7 月 1 日	働くときに知っておきたい労働法の知識を学ぼう	船木、鈴木、美濃、白岩
13	7 月 8 日	健康に働くために大切なことを学ぼう	船木、鈴木、美濃、白岩
14	7 月 15 日	働いて収入を得るということを理解しよう	船木、鈴木、美濃、白岩
15	7 月 22 日	ライフキャリアを考えよう	船木、鈴木、美濃、白岩

キャリアデザインⅡAB【2 年後期】

週	日付	内容	担当
1	9 月 16 日	ガイダンス	李、佐藤、鈴木、渡部
2	9 月 23 日	ライフプラン設計①	李、佐藤、鈴木、渡部
3	10 月 7 日	ＳＰＩ　Ｗｅｂ試験	李、佐藤、鈴木、渡部、マイナビ
4	10 月 14 日	ＳＰＩ試験問題解説	李、佐藤、鈴木、渡部
5	10 月 21 日	主体的活動の勧め①	李、佐藤、鈴木、渡部

			外部講師中崎氏
6	10 月 28 日	主体的活動の勧め②	李、佐藤、鈴木、渡部、 外部講師中崎氏
7	11 月 7 日	自己分析①	李、佐藤、鈴木、渡部 ＮＰＯプラットホーム理事長
8	11 月 11 日	中小企業家同友会講演	李、佐藤、鈴木、渡部 中小企業家同友会参与
9	11 月 18 日	面接、エントリーシート対策	李、佐藤、鈴木、渡部
10	11 月 25 日	実践型インターンシップ	李、佐藤、鈴木、渡部、 ＮＰＯｗｉｚ
11	12 月 2 日	自己分析②	李、佐藤、鈴木、渡部
12	12 月 9 日	Ｗｅｂ試験解説	李、佐藤、鈴木、渡部、マイナビ
13	12 月 16 日	ＳＰＩ試験問題解説	李、佐藤、鈴木、渡部
14	1 月 20 日	先輩との座談会（10 名の内定者報告会）	李、佐藤、鈴木、渡部
15	1 月 27 日	振り返り	李、佐藤、鈴木、渡部、就職課

２ インターンシップ

インターンシップは、就職活動前の業界理解、企業理解のよい機会あり、内定に結びつく可能性もあるため、青森労働局から提供されたインターンシップ受入れ企業一覧に基づいて、毎年度インターンシップの説明会を行っている。興味のある学生は説明会に参加し、就職課が企業との窓口となって希望する企業のインターンシップへ参加している。通常は夏休みに３日～５日程度である。平成 28 年度のインターンシップ参加学生は？？名である。

２）就職指導

就職支援は、学長が示す方針に基づき、キャリア支援チームが具体的な方策を固め、それを基に就職課が実務に取り組むという体制で行っている。就職課では、就職担当職員が常時在室し、学生の就職活動の悩みや企業情報などについて親身になって相談に応じている。進学や専門技術・知識についての相談は担当教員やゼミ担当教員が対応している。

大部分の学生は、就職課を訪問し最新の企業情報を収集しているが、就職課へ来ることができない場合は、担任教員やゼミ担当教員が相談に乗っている。

表Ⅳ－3 は、就職指導に関する平成 28 年度の年間スケジュールを示しているが、学年に応じて緻密な対応をしている。１年次においては、学生の就職に対する関心はまだ低いので、キャリア教育の立場を踏まえつつ、早くから就職に関する意欲を醸成する必要から、本学では「キャリアデザインⅠ」（必修）の講義を開講しており、講義では外部企業等と連携して実践的なキャリア形成のための教育に取り組んでいる。２年次、３年次においては、さらに、実践的な就職ガイダンスを行っており、３年次の後半には具体的な就職活動を開始することとなる。

表Ⅳ－4 は、最近３年間の就職相談室を利用した学生の延べ人数を示している。平成 28 年度の利用学生数は増加しており、就職活動について支援を必要としている学生が増加傾

向であることが見て取れる。

表Ⅳ－3　就職指導年間スケジュール

月	１年次	２年次	３年次	４年次
平成28年4月	入学式 公務員講座（通年）	在学生ｶﾞｲﾀﾞﾝｽ 公務員講座（通年）	在学生ｶﾞｲﾀﾞﾝｽ 公務員講座（通年）	在学生ｶﾞｲﾀﾞﾝｽ 進路登録シート受付 企業セミナー
5月				青森県教員採用試験ｶﾞｲﾀﾞﾝｽ 個別企業説明会（通年）
6月	ｲﾝﾀｰﾝｼｯﾌﾟｶﾞｲﾀﾞﾝｽ	ｲﾝﾀｰﾝｼｯﾌﾟｶﾞｲﾀﾞﾝｽ	ｲﾝﾀｰﾝｼｯﾌﾟｶﾞｲﾀﾞﾝｽ 就活ｻｲﾄ活用講座 就活ｻｲﾄ一括登録ｶﾞｲﾀﾞﾝｽ	ハローワーク出張相談
7月			電話マナーアップ講座	電話マナーアップ講座
9月				東北私大協合同就職セミナー ハローワーク出張相談
10月				
11月			就活アンケート	身だしなみ強化月間 就活アンケート
12月			業界セミナー	未内定者支援
平成29年1月			業界セミナー	未内定者支援
2月			自己分析･面接強化月間 3 学部合同企業セミナー	未内定者支援

3月			ｴﾝﾄﾘｰ開始	卒業式
4月	入学式 新入生ｶﾞｲﾀﾞﾝｽ 進路登録ｼｰﾄ提出 公務員受験対策講座ｶﾞｲﾀﾞﾝｽ	在学生ｶﾞｲﾀﾞﾝｽ 進路登録ｼｰﾄ提出 公務員受験対策講座ｶﾞｲﾀﾞﾝｽ	在学生ｶﾞｲﾀﾞﾝｽ 進路登録ｼｰﾄ提出 公務員受験対策講座ｶﾞｲﾀﾞﾝｽ	在学生ｶﾞｲﾀﾞﾝｽ 進路登録ｼｰﾄ提出 個別企業説明会 薬学部合同企業相談会

表Ⅳ－4　就職相談室等の利用状況　　（人）

名称	ｽﾀｯﾌ数	開室日数		開室時間	利用学生延べ人数			備考
		週当たり	年間		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	
就職課	3	5	237	8：10～17：00	353	358	567	ｽﾀｯﾌは職員

３）企業セミナー

表Ⅳ－5 には、学生と企業の求人担当者との相談会（企業セミナー）の実施時期と参加人数を示している。企業セミナーは、企業の広報解禁が 3 月 1 日であるため、その直前の 2 月 28 日に行っている。また、薬学部については、実務実習の終了後に行っており、就職活動の始まっている 6 年生と、実務実習が始まる 5 年生を対象として実施している。

表Ⅳ－5　企業セミナー

年度	企業セミナー	備考
平成 28 年度	1 実施月日　平成 28 年 4 月 6 日 2 参加企業　51 社 3 参加学生　84 名	薬学部 5・6 年生対象 学生数は延べ人数
	1 実施月日　平成 29 年 2 月 28 日 2 参加企業　80 社 3 参加学生　128 名	経営・社会・ソフトウエア 3 年生対象

４）経営・社会・ソフトウェア 3 年対象「就職活動実践演習Ｂ」

平成 28 年度後期の「就職活動実践演習Ｂ」では、より実践的なスキルを身に付けるため、外部講師によるグループディスカッション演習の他、自己分析や面接指導。青森県ヘアアーチスト専門学校やスーツの販売店等の協力を得て、頭髪から服装、持ち物までの身だしなみについて指導を行っている。

５）就職率

平成 25 年度から就職率は上昇している。就職率は、各年度とも 90%を上回る実績であった。薬学部に関しては、北東北の深刻な薬剤師不足を反映して、求人が殺到しており、求人に十分応じられない状態である。

表Ⅳ－6 は、3 年間にわたる就職率の推移を示している。ここでの就職率は、就職希望者に対する就職者の数値である。また、この数値には各年度の秋季卒業生も含まれている。さらに、表Ⅳ－7 は、平成 28 年度の進路先の詳細な状況を示している。

表Ⅳ－6　就職率推移(就職率＝就職者数／就職希望者数)

<table>
<tr><th rowspan="2">学部</th><th rowspan="2">学科</th><th colspan="4">平成 26 年度</th><th colspan="4">平成 27 年度</th><th colspan="4">平成 28 年度</th></tr>
<tr><th>卒業者数</th><th>就職希望者数</th><th>就職者数</th><th>就職率(%)</th><th>卒業者数</th><th>就職希望者数</th><th>就職者数</th><th>就職率(%)</th><th>卒業者数</th><th>就職希望者数</th><th>就職者数</th><th>就職率(%)</th></tr>
<tr><td>経営</td><td>経営</td><td>71</td><td>70</td><td>67</td><td>95.7%</td><td>56</td><td>53</td><td>48</td><td>90.5%</td><td>76</td><td>75</td><td>71</td><td>94.7%</td></tr>
<tr><td rowspan="2">社会</td><td>社会</td><td>34</td><td>34</td><td>33</td><td>97.1%</td><td rowspan="2">55</td><td rowspan="2">53</td><td rowspan="2">52</td><td rowspan="2">98.1%</td><td rowspan="2">53</td><td rowspan="2">50</td><td rowspan="2">48</td><td rowspan="2">96.0%</td></tr>
<tr><td>社会福祉</td><td>41</td><td>40</td><td>38</td><td>95.0%</td></tr>
<tr><td>ソフトウェア情報</td><td>ソフトウェア情報</td><td>22</td><td>21</td><td>17</td><td>81.0%</td><td>22</td><td>22</td><td>21</td><td>95.4%</td><td>22</td><td>22</td><td>21</td><td>95.5%</td></tr>
<tr><td>薬</td><td>薬</td><td>48</td><td>32</td><td>32</td><td>100%</td><td>53</td><td>29</td><td>29</td><td>100%</td><td>68</td><td>47</td><td>22</td><td>46.8%</td></tr>
<tr><td colspan="2">計</td><td>216</td><td>197</td><td>187</td><td>94.9%</td><td>186</td><td>149</td><td>142</td><td>95.3%</td><td>219</td><td>194</td><td>162</td><td>83.5%</td></tr>
</table>

卒業した年の 5 月 1 日現在

※卒業者数には、秋季卒業生を含む。

※平成 27 年度は学科ではなくコースで分かれているので、数字は統合されたものとする。

表Ⅳ－7　卒業後の進路先状況（平成 28 年度実績）

（ａ）進路別卒業者数

（人）

	進路別卒業者数	全学	経営学部	社会学部	ソフトウェア情報学部	薬学部
進学者	A 大学院研究科	0	0	0	0	0
	B 大学学部	0	0	0	0	0
	C 短期大学	0	0	0	0	0
	D 専攻科	0	0	0	0	0
	E 別科	0	0	0	0	0

就職者	正規の職員・従業員、自営業主等	149	65	41	21	22
	正規で職員等でない者	13	6	7	0	0
臨床研修医		0	0	0	0	0
専修学校・外国の学校等入学者		0	0	0	0	0
	一時的な仕事に就いた者	0	0	0	0	0
上記以外	進学準備中の者	1	0	0	0	1
	就職準備中の者	32	4	2	1	25
	その他	3	0	3	0	0
死亡・不詳の者		21	1	0	0	20
計		219	76	53	22	68
就職希望者数		194	75	50	22	47

※就職希望者は、学校基本調査の就職者＋就職準備中の合計

（ｂ）産業別就職者数

（人）

産業別就職者数	全学	経営学部	社会学部	ソフトウェア情報学部	薬学部
A 農業、林業	0	0	0	0	0
B 漁業	0	0	0	0	0
C鉱業	0	0	0	0	0
D建設業	7	5	2	0	0
E 製造業	6	6	0	0	0
F 電気・ガス・熱供給・水道	1	1	0	0	0
G 情報通信	19	4	2	13	0
H 運輸業、郵便業	3	2	0	1	0
I 卸業・小売業	55	22	15	1	17
J 金融業・保険業	5	4	1	0	0
K 不動産業、物品賃貸業	3	3	0	0	0
L 学術研究、専門・技術サービス業	0	0	0	0	0
M 宿泊業、飲食サービス業	5	2	3	0	0
N 生活関連サービス業、娯楽業	3	0	1	2	0
O 教育・学習支援業	4	1	1	2	0
P 医療・福祉	18	2	11	0	5
Q 複合サービス業	6	2	3	1	0
R その他サービス業	10	7	3	0	0
S 公務員	14	8	5	1	0
T 上記以外のもの	3	2	1	0	0

計	162	71	48	21	22

※上記「進路別卒業者数」のうち、「就職者」について産業別に示した

【経営学部】

経営学部は、建学の精神及び基本理念に則り、21世紀の社会や地域の発展に貢献できる人材の育成を目指し、確かな教養、専門的知識、技術を習得させるため、実践的な教育を行っている。４年間を通した「演習」（基礎演習、専門演習）を通じて、専門必修科目、専門コースによって培った知識の活用能力、課題探求力、問題解決力など総合的な力を育みながら、教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導を行っている。なお、簿記会計や情報処理関連の科目では、資格取得のための特別講座も開設している。教育課程においては「キャリアデザインⅠ・Ⅱ」を設けて、キャリア意識を高め、就職活動の実践力を育成するために、基礎スタンダード科目講義「就職活動実践演習AB」を教育課程に編入している。教育課程外の取り組みとして、キャリア支援チームの委員と演習担当教員とが連携をはかりながら、キャリア意識の涵養を図り、３年次後半から４年次にかけては個別の就職相談に応じるための就職・進学ならびにキャリア支援活動を展開している。

・教育課程外でのキャリアガイダンス

経営学部ではキャリア支援チームと演習担当教員とが連携し、３年次後半から４年次にかけて、就職・進学ならびにキャリア支援のための活動を行っている。具体的には、学部のキャリア支援チームによって就職状況の把握、演習担当教員への情報提供、演習担当教員からキャリア支援チームへのフィードバック情報の提供、キャリア支援チームの委員ならびに演習担当教員による学生への助言（履歴書作成、エントリーシート作成、面接試験への心構え）、就職相談（個人面談、学生個人についての就職活動状況の把握）などが実施されている。むろん学生に向けた指導は、演習の時間外にも行われており、就職・進学に対する相談・助言体制が整備され、適切に運営されている。

以上のように、教育課程におけるキャリア教育、キャリア支援チームと演習担当教員の連携からなるキャリア意識の形成、ならびに教員と職員が一丸となったきめ細かな就職・進学支援体制によって経営学部は高い就職率を達成している。経営学部の就職率は平成24年度98.2%、平成25年度97.3%、平成26年度100%、平成27年度97%であった。

【社会学部】

社会学部就職委員会は、全学で実施されている就職委員会と就職課と密接に連繋をとりながら、①学部内の就職指導をいかに行うのか、ということと、②最終的には社会学部内における各学生の就職内定率の向上をいかに達成するか、ということで努力している。

毎月実施される教授会においては、各委員会報告において別紙の通りの報告書を作成し、席上で報告し、情報を共有している。(【エビデンス・資料編】①2017 年 4 月～2018 年 3 月社会学部就職委員会教授会資料)

１）（就職委員について）平成 28 年度の社会学部の就職委員は社会学科より、合計で 4 名の就職委員から構成されている。また、全学において必要に応じて開催される「就職支援推進チーム」には、社会学科から 1 名が出席している。就職課より毎月の内定率と連絡事項をまとめて教授会で報告して、情報を共有している。(【エビデンス・資料編】②2016 年

度社会学部校務分掌）
２）（社会学部における就職指導体制について：担任制）平成 28 年度の社会学部独自で実施されている就職指導体制では、平成 24 年度より 1 年生から 4 年生まで実質的な担任制が設けられ、これによって学部内の就職指導が基本的には展開されている。最も重要な 4 年生の就職指導にあっては、昨年度の実績では、年間で 7 回程度担任により就職面談を実施し、面談した結果報告は簡便化した形で就職委員などに提出してもらっているが、担任による指導が希薄である場合は、可能な限り就職委員がフォローしている。（【エビデンス・資料編】③平成 28 年度社会学部面談実施状況資料）
３）（就職内定率の向上のもう一つの要因）結果として、近年の社会学科の卒業生が 90%以上の就職内定率が達成できているが、この要因の一つには、就職課と学部の就職委員が連携してサポートしているとともに、ハローワークのスタッフによる出張就職相談会も見逃せないものとなっている。これらが協同して、きめ細かい指導を行い、これが奏功して、内定率向上に大きく寄与している。
（自己評価）担任制による就職指導体制は確立しているが、担任によって若干温度差も見られることから何らかの対策を取って各担任の意識を高めてもらう努力が必要となっている。

【ソフトウェア情報学部】
ア）就職指導体制について：ゼミ担当教員と学部就職担当委員との連携
ソフトウェア情報学部では、学生は 3 年の 4 月から研究室に配属となる。3 年次の創作ゼミナール及び 4 年次の卒業研究を原則として同一研究室において実施する。研究室のゼミ担当教員が学習アドバイザーであり、同時に就職指導担当教員ともなる。学部就職委員（2 名）は、キャリア支援チーム及び就職課と緊密に連係をとると共に、各研究室のゼミ担当教員とも連携しながら 3 年次及び 4 年次の学生への就職活動支援を実施している。ゼミ担当教員の普段の就職指導に加えて、学部就職委員により別の角度からの肌理の細かい就職指導を行っている。具体的には 4 年生の就職希望者全員に対して学部就職委員による就職活動状況についての面談を実施している。前期、6 月から 7 月にかけて集中的に実施し、さらに後期にも就職未内定学生に対して実施している。面談の内容については、個人情報に関わる個所を除いて、学部内の教員に知らせて就職に関わる学生情報を学部内で共有している。

イ）就職支援について
ソフトウェア情報学部におけるカリキュラムの内、就職支援を旨とする授業科目は「情報と職業」及び「学外実習」の 2 科目である。どちらも 3 年次の科目である。
「情報と職業」では、インターネットによる検索を実施して、情報関連業種・職種の調査を行っている。また「学外実習」は首都圏において開催されるソフトウェア関連の展示会やイヴェントを視察する必修科目である。平成 28 年度の学生は 10 月 5 日～6 日の 2 日間、「CEATEC ジャパン 2016」（幕張メッセ）に参加した。事前の調査、企業による展示に向けての質問事項の準備、名刺の作成及びレポート提出を課している。情報関連の展示会見学を通して、情報技術に関する最新動向、情報技術を扱う企業や業界、さらには社会人とし

てのマナーを学ぶことを目的としている。

ウ）インターンシップ参加実施について

「キャリアデザイン」講義あるいは就職課の呼びかけに応える形で、企業のインターンシップ（就業体験）に参加したソフトウェア情報学部の学生が複数名あった。インターンシップへの参加は、学生の職業への意識向上や、採用時における企業と学生のミスマッチを解消して、早期離職を防ぐ有効な手立てと考えられる。

今年度、少数ではあるが、就職課を通して3年生と1年生が夏休みを利用して参加した。1件は学生の実家である岩手のNPO法人からの紹介による人材育成事業、学習塾経営など多角的に事業展開している企業である。他の1件は、青森県蓬田村での学生合宿を支援して、交流行事等の企画・運営を実施したものである。

これらの体験は、直接参加企業への採用選考などに繋がらないかもしれないが、採用面接における「学生時代に力を入れたこと」の質問に対する有力な解答になり得る。今後も学生へのインターンシップ参加奨励を継続していく必要がある。

【薬学部】

薬学部は、薬学に関する基礎的及び専門的な知識、豊かな人間性と高い倫理観、解決能力、現場での実践力などを兼ね備えた薬剤師を養成するための教育を行っている。キャリア教育において、卒業後自らの資質を向上させ、社会的及び職業的自立を図るべく、教育課程においては、次に記載するキャリア形成教育科目を入学当初から順に導入する一方、教育課程外においても、事務局就職課と連携してカリキュラムに導入し、職業観・人生観の醸成を図っている。

１）教育課程：

薬学部キャリア教育関連科目：キャリアデザインＩA、キャリアデザインＩB、実務実習事前実習、就職活動実践演習 A（地域医療管理学）、就職活動実践演習 B（病院薬局学、保険薬局学）

１年次　「キャリアデザイン ＩA」：早期の職業体験（Early exposure）を実施。病院薬局及び調剤薬局訪問、薬草園見学などの体験学習を通して薬剤師の仕事に触れさせ、学生には、その都度レポートを提出させている。キャリアデザインＩA では、薬学部を卒業して、薬剤師免許を取得した場合の免許を生かすことができる職種についても学ぶことができる。

２年次　「キャリアデザインＩB」：： 青森県を中心にした自然環境の中で、現状の生活とヒトとの関わりを学んでいる。

３年次　「薬倫理学」：薬害・公害を中心とした健康被害の事件を経験者から学ぶ教育をしている。特に、サリドマイド被害患者を招聘した講義は注目されている。

４年次　「実務実習事前実習」：通年で開講している。これは、５年次に合計５か月間行う実務実習に備えるべき内容を含んだ科目である。キャリアガイダンスという名称はついていないが、学生は実務経験者から卒業後の仕事（時と場合に応じた対応など）について学ぶ機会を持つことができる。

５年次　「就職活動実践演習 A（地域医療管理学）」：薬学とつながりのある在宅療養管理体

制を専門分野の指導薬剤師を招聘して講義及び演習形式で学んでいる。「就職活動実践演習B（病院薬局学、保険薬局学）」：病院薬局学では、病院薬局の機能とその役割、病院調剤の流れ、さらに臨床試験体制を学ぶ。保険薬局学では、薬剤師の品位と信頼される行動を学ぶ。調剤の具体的な業務内容を知る。特殊医薬品の管理体制を学ぶ。

２）教育課程外：

「就職ガイダンス、業界・職種研究、就職試験対策講座等各種就職支援」

就職支援は、就職課と就職委員の教員が中心となり、各種就職に関する情報の伝達を行い、外部情報を学生に伝えた。4 月には新 5 年生および新 6 年生を対象とした就職セミナーを実施した。それを基にして、６年生は就職活動を開始した。企業説明会は随時行い、就職課および指導教官は、進路である就職に関するアドバイスを行なった。12 月に薬学部５年生を対象に就職ガイダンスを開催し、実務実習での経験を活かして、企業研究を行わせた。

薬学部においては地方の薬剤師不足を反映し、常に求人募集がある。従って、その中から学生ひとりひとりに適した就職先を選択させることが重要となってくる。そのため、就職を希望する学生に対し、個々に企業説明会を開催するなど、きめ細かい対応を行っている。

「インターンシップ」

薬学部では、現在、薬学部のカリキュラム上で、特にインターンシップという名目の授業は行っていないが、5 年次に薬局実習を 2.5 か月間、薬局実習を 2.5 か月間行っている。これらの実習によって、学生は実習項目を現場で学ぶとともに、医療現場における薬剤師の役割についても学ぶことになる。一方、希望する学生に対しては、就職委員が就職課と連携しながら、希望薬局、希望企業等へ斡旋の努力をしている。

「薬剤師と学生との座談会開催」

29 年 1 月に本学薬学部 4 年生と、青森市内で働く本学出身薬剤師との座談会を開催した。参加学生は、薬剤師国家試験に向けての心構えや将来の薬剤師像について現役薬剤師と意見交換できて大変有意義であったとの感想を述べている。

(2) 現状の評価

教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制は、全学的にも各学部においても整備され、一定の成果を上げている。しかし、就職を希望する卒業生が全員就職できる状況にはなっていないので、引き続き改善の努力が必要である。

(3) 将来の展望

【全学】

平成28年度卒業予定者の就職活動は、3月1日企業の広報活動解禁、6月1日選考活動開始であった。実際は、エントリー開始が3月で、4月からは試験が開始となっており、3年次に十分な準備ができていなければ迅速・円滑な就職活動はむずかしい状態であった。前年度よりも就職活動を早めに行う学生は多く、早い時期に内々定、内定を獲得した学生が多かった。このような状況は、当面、続くものと考えられる。

本学としては、学生が出遅れないよう、タイミングを逃さない支援活動を進めることが重要と思われる。また、運動部に所属している学生は、部活動との両立を図るため、自己のスケジュール管理と周囲の理解が欠かせないが、このような学生に対する適切な支援が必要である。

また、新卒の求人状況は好調なことから、内定率の向上はもちろん、どのような企業から内定を獲得したかという内容について分析し、改善していく必要がある。

内定を得られないまま卒業すると、その後の就労が不安定になること等が社会問題として顕在化してきており、卒業後一定期間は、就労支援をしていくことも必要であろう。

さらに、企業の求める学生像を明確するため、企業へのアンケートなどをさらに分析し、そこから就職支援の内容を検討していく必要があると考えられる。

【経営学部】

就職意欲が弱く、就職ガイダンスに積極的に参加しない3年次生や、4年次生で就職活動に消極的な学生がいる。就職委員会はこうした学生のキャリア意識を高めるために、今後も、早期から、全学的努力が必要と考える。このような観点から、今後の検討課題としては、

①教育課程でのキャリアガイダンスを補強するため、１、２年演習や他の専門科目においてキャリア意識を高めることを心がけ、シラバスや講義、演習で工夫することが必要である。

②簿記、情報処理関係科目（資格関連科目）では、受験を意識したカリキュラムが整備され、関連科目の教員が受験指導を行っているが、熱意があり、努力する学生に対しては、特にピンポイントの受験指導が有効であると思われる。

③教職及び公務員志望の学生に対しては、支援対策を策定し、早期から受験準備させることが必要である。28年度からは懸案だったアウトソーシングサービスを利用した公務員受験講座の拡充が図られるが、これに加えて、特に意欲の高い学生へのピンポイントの指導が有効であると思われる。

④キャリア教育の強化を図る上で、内定学生を動員するケースが一層増えてきている。その頃合いと、学生自身の卒業研究計画において支障が生じないように、なお一層の配慮と調整が求められる。

⑤キャリアの教育課程の強化が図られる一方で、教員並びに職員に対する参加意欲と知識適合性の向上が求められてくる。これを踏まえ、さらなる実施体制の改善と充実が求められる。

【社会学部】

毎年 90%以上の社会学部の内定率を上げていることはある程度評価できるが、今後質の向上が一層求められる一方、卒業後の数名の未内定者については卒業後も引き続き就職委員などにより内定がとれるまで就職を指導することが必要であると言えよう。

なお、他大学では実践の例がみられるが、卒業後に内定は取れたにもかかわらず、卒業後数年以内にミスマッチなどにより、早期退職する例も聞かれるため、今後は人員などを増やして最低で３年間は継続して内定先の各企業で働き続けているかどうかを調査し、辞

めている場合はハローワークなどの協力も得ながら再就職するように大学として責任を持って対処することが必要であると考えられる。

【ソフトウェア情報学部】

今年度の 4 年生は、新しい一般教養課程「青森大学基礎スタンダード」が開始された第 1 期生である。1 年次より、就職を意識した「キャリアデザイン」講義、その他の科目において、経営、社会、ソフトウェア情報 3 学部合同でのグループワーク等を実施して来た。初めて会った他学部の学生とも協力して作業を進めるという経験を積み上げてきた学生たちである。就職活動に対して過去になく積極的に推し進め、夏休み前の就職内定率は非常に高い値となった。

これらを踏まえ、ゼミ担当教員と学部就職委員との連携により、平成 28 年度の民間企業への就職率は 100%を達成した。企業の採用意欲が依然として高いことも幸いして、昨年度に引き続き 2 年連続で 100%となった。また、公務員希望および教員希望の学生を含めた全体の就職率も 95.5%という高い値となった。現在の体制による就職支援を今後さらに進めていく必要がある。さらに平成 27 年度から 28 年度にかけて、学生が県内外における企業との連携に取り組む企画が数多く実施された。このような外に向けての積極性を持つ学生の育成が今後非常に重要になると思われる。

一つの例として、青森県内 IT 企業である(株)リンクステーションと、3 年生及び 4 年生の学生が共同で、「障害児生活訓練用アプリ」の開発及びその改良を行った。弘前市の NPO 法人「光の岬福祉研究会」において、開発したアプリを実際に児童に使用していただき、操作性についての実証実験も実施した。このような形での学部と企業等との連携を進めることが、学生の就職支援においても将来の重要な方向性を指し示しているものと考えられる。

平成 28 年度ソフトウェア情報学部卒業予定者の就職内定先の内、情報サービス業及び製造業を合わせると 63%となっている。どのような業種・職種に進むとしても IT の知識や技術は不可欠ではあるが、学部としては、IT や情報に関連した仕事の魅力をさらに学生にアピールして、情報関連企業への就職をさらに増やすことが今後の課題である。

【薬学部】

薬学部卒業生の就職状況については、国家試験に合格して薬剤師免許を取得すれば間違いなく就職できる状況にある。その意味では、就職率は、薬学部開設以来 100%である。本学卒業生の平成 28 年度の就職先は病院 4 名 18%、薬局 16 名 72%、公務員 1 名 5%、進学 1 名 5%であり、ほとんどが薬剤師免許を活かした職種となっている。。

本学薬学部の課題は、地元に継続的に一定数の薬剤師を輩出し続けることである。そのためには、入学者の確保と基礎学力に問題を抱える入学生といえども親身な指導により学力の向上を図る必要がある。企業セミナーへ低学年から参加することは、自らの将来の社会的・職業的独立について考えさせる良い機会であり、今後とも継続していく。教育課程において、入学直後にはキャリアデザインについて考えさせる教育を行っているが、２～３年次では、このような教育の機会が設けられていない。この時期の学生にも薬学専門科目の他に、各年次でキャリア教育が必要であろう。そのためには今後薬学領域の外部講師を招いた特別講義や講演会を開き、学生を積極的に参加させることを検討する。同窓会を

これまで以上に活用して、本学薬学部を卒業した先輩の薬剤師からの話を聞く機会をもつとともに意見交換を行うことも必要である。本年度は 1 月に本学薬学部 4 年生と青森市内で働く本学出身薬剤師との座談会を開催したが、このような催しを定期的に開催し、薬剤師としての将来像を見据えることで、学生のやる気につながることを期待している。

Ⅳ－6　教育目的の達成状況の評価と有効活用

(1) Ⅳ－6 の現状

Ⅳ－6－①　教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発について

【全学】

教育目的の達成状況を点検・評価する工夫として、定量的・定性的な調査を開発して教育目的の達成状況の点検・評価を総合的に行っている。最も重視しているのは、学習支援センターが中心となり教務委員会と連携して行っている「学修時間・学修行動調査」であり、毎学期末に実施、学生の教室内外の学修状況を点検・評価し、全教職員に通知している。また、資格取得及び就職状況については、主要な資格の合格者数や取得等級を集計して、年 2 回発行する青森大学ニュース等で公表するとともに、各学部でもその取得状況を分析し、教育目的の達成度を確認して次年度以降の改善を図っている。

その他、本学の教育成果に関わる意識調査として、在学生全員に学期ごとに実施する「授業アンケート」があり、個々の授業における学修の実態把握を行い、担当教員が授業の成果を判断するとともに今後の授業改善を図るための資料としている。また、年度末に卒業予定者全員に対して実施している「卒業生アンケート」があり、卒業生が入学後の知識・技能や態度等の変容や、大学での学修成果に対する自己評価について回答している。

以上のことから、教育目的の達成状況を点検・評価するための工夫・開発を適切に行っていると判断する。

【経営学部】

平成 28 年度、経営学部では、学習支援センターが主導する「各種アンケート」や「学習行動調査」に取り組んでいるが、結果の活用には至っていない。今後いかなる活用方法が可能か全学的な議論が望まれる。

経営学部では、２年次ゼミナールから３年次ゼミナールへ進級する際、「ゼミナール公募」が厳正に行われている。ゼミナール公募の厳正な実施により、学生は、目的意識を明確にした上で主体性を持って自らの研究専門分野を選択し、学習意欲を高めながらゼミナールの公募に応じる。

また、支援情報システムは、経営学部において「筆記試験の受験資格は、当該科目の出席日数が総授業時間数の 3 分の 2 以上のものとする」という単位修得試験規程に定める規定の遵守に貢献し、同時に教員側の厳正なシラバスの策定とそれに基づく公正な成績評価につながっている。

最後に経営学部では、例年「卒業研究発表大会」が開催されている。この発表大会を通じて教育目的に示された「経営学、商学、経済学に関する基礎的な知識・技術」のみなら

ず、「企業人として必要な理解力・実務能力・対人関係能力」の修得の程度が評価される。卒業研究発表大会の開催は、学生が主体性を持って発表大会を企画、実施する試みとなっている。学生は、卒業論文の執筆への取組みを判定評価され、ゼミナール担当教員は、論文指導方法を省みる機会が提供される。卒業研究発表大会を通じて、学生は、大学生活の４年間で身に付けた能力を自ら判定する機会を得ている。

【社会学部】

学修行動調査を全学的に行っており、その結果を教授会で報告し、共有している。ただし、結果の積極的活用には至っていないのが現状である。なお、IT 支援システムで授業アンケートの結果は確認できるが、公表していない。

社会学部では、成績不良や出席に問題がある学生の情報を、毎月行われる学科会議で資料を作成し、一人ひとりの学生について担任教員が最新の状況の説明を行い、学部内の全教員が共有して学生の課題に応じる努力をしている。また、教育支援システムは、社会学部教員が担当している学生の基礎情報で、現在及び過去の出席状況、単位の取得状況が確認できる。教員は、自分が担当する教科で成績や出席などが不振であると思われる学生に対し指導する際に教育支援システムの情報を活用している。

【ソフトウェア情報学部】

ソフトウェア情報学部では、平成19年度後期より、学部所属教員の担当する授業科目について、学生による授業アンケートの前期、後期の中間及び期末評価（平成26年度以降は期末のみ）の集計結果（質問項目別の評価平均値、自由記述の全てのコメント）をファイルにまとめて学部所属教員全員にメールで配布している。

また、毎年 4 月に新入生を対象とした学部独自のアンケートを実施しており、入学の動機、学部の教育に期待すること、将来の希望進路などの情報を収集して、学生の状況をできるだけ正確に把握するように努めている。

【薬学部】

薬学部では、教育目的に沿って医療現場において幅広い領域の基礎的・専門的知識、技術と態度を身に付けた人材の育成を目指す教育を実践している。この教育目的達成のための点検・評価と授業、実習のシラバス（授業計画）を作成し、授業改善を進めている。シラバスは、大学ホームページで公開している。授業改善を目的とした学生による「授業アンケート」は、本学独自の携帯を使ったマーク式と自由記述式を併用して実施している。集計結果について、各教員は、本学の IT 化教育支援システムを介して担当科目の結果について実施直後に閲覧できる。なお、授業評価の項目については、FD 委員会を中心に全教員の意見を取り入れながら、点検評価して改善に努めている。また、「公開授業」は、薬学部の場合、平成 26 年度も実施していないので検討する必要がある。学生の目標到達度は、薬剤師国家試験合格率や就職・進路決定率も判定基準の重要な指標であり、その結果を教育指導やキャリア支援活動に反映させている。

Ⅳ－6－②　教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果の有効活用について

【全学】

教務委員会とFD委員会が協働して、ディプロマ・ポリシーを達成するために、成績評価の可視化・客観化に努めており、教育内容・方法及び学修指導の改善のために毎年度「シラバス作成要領」【資料 2－6－5】を細かく見直している。科目担当教員は「シラバス作成要領」に沿って原稿を書くことになるため、履修学生の成績や科目の平均GPA（学生支援システムで表示される。)、「授業アンケート」の結果等を省察することになる。このように「到達目標」や「授業の方法」、「成績評価基準」の記載内容の改善が進められ、次年度の授業改善と学修指導の充実が図られている。

授業方法の改善については、FD 委員会が企画する学期ごとの教職員研修会や授業公開、学外における教授法に関わる研修会及び研究会等への派遣等の機会が活用されている。また、平成27年度から各学期ごとに、全ての授業について公開とし、授業方法等の改善のために教員全てが参観する、授業公開期間を1週間ずつ設けている。

【経営学部】

前期・後期に 1 回ずつ実施される、授業アンケートの結果に基づき、各教員は自身の担当する授業内容・方法等の改善に取り組むよう促している。しかしながら現状では教育改善の成果を、学部全体で可視化して把握するところまでは至っていないのが現状である。これに対して、昨年度後期より相互授業見学を実施し、今年度は前期と後期の 2 回これを実施する。今後、各教員が自身のさらなる授業改善に活かせるよう、本取組を定量的な側面から分析していくことも必要であると考えている。

学習支援センターが主導して、全学的に進められている「学修時間・学修行動調査」によって、学生の学修実態に関するデータが蓄積されてきている。今後はこれらデータを具体的な学修改善に向けて活用していくための工夫が求められる。各教員の自助努力ではなく、組織的に教育内容・方法及び学修指導等の改善に結び付けていくことを目指し、学習支援センターへの働きかけを行っていく。

【社会学部】

授業アンケートの結果に基づく教育の改善については、担任制によって対処しているのが現状である。

また平成28年度は、教員別GPA（各教員が担当した科目で履修者につけたGPA値の平均値）が教授会で報告され、その結果も教育内容や教育目的の達成状況の評価として学部全体にフィードバックされ、確認・評価された。

社会学部の担任制は、全ての学生について学部内の教員の責任で成績や出席についての指導や配慮を行うことができるシステムであり、学科会議における学生状況の報告と合わせて、学部内での教育目的の達成評価に有効に寄与している。

【ソフトウェア情報学部】

ソフトウェア情報学部では、学部所属教員の担当する授業科目について、学生による授業アンケートの前期、後期の中間及び期末評価（平成26年度以降は期末のみ）の集計結果をファイルにまとめて学部所属教員全員にメールで配布している。他の教員の授業に対する学生の評価や自由記述のコメントは、自分の授業の改善のために参考になる場合が多い。さらに、平成23年度より、アンケート結果について学部所属の教員が互いに意見を述べ合う場を設け、より一層の授業改善を組織的に目指している。

また、平成27年度からは前期・後期とも、授業アンケートの結果に基づいて授業改善方策を各教員が簡潔にまとめ、学部長及び教務・学生課長に提出することが全学的に行われるようになった。ソフトウェア情報学部では、これについてもファイルにまとめて学部所属教員全員にメールで配布し、上述の意見交換会の資料として活用している。

【薬学部】

授業アンケートの集計結果については、薬学部の場合、担当教員は、自分の担当科目に対するアンケート結果を閲覧できる。さらに、学長、教務委員長、学部長及び学科長は、全ての結果を閲覧できる。一方、学生に対しては、各教員が集計結果入手後の授業の中で、アンケートに対する見解・改善への方策などを口頭で説明して、伝達し、授業改善の方向性を示している。学生による「授業アンケート」は携帯を利用して実施し、集計結果についてもすぐに把握・閲覧できるよう工夫・開発がされている。各教員は、結果について学生に速やかに連絡することになっている。このように、学生の要望に応じ連絡し、伝達する体制はできていると判断している。

(2) 現状の評価

以上のことから、教育目的の達成状況を点検・評価するための工夫・開発を適切に行っていると判断する。

(3) 将来の展望

【全学】

教育目的の達成状況の点検・評価方法として、「学修時間・学修行動調査」や「授業アンケート」、「卒業生アンケート」等を引き続き実施し、分析結果を全学的に活用していく。加えて、ディプロマ・ポリシーに掲げている「3 つの力」の達成度を把握する工夫として、一定の妥当性・信頼性を備えた「社会人基礎力」や「基礎学力」等の調査を導入し、教育課程及び個別科目の学修成果のチェック機能とする。このように、IR に基づく改善・向上の PDCA サイクルを確立する仕組みを順次整備していく。

また、本学の目的・使命とする地域貢献活動を担える人材育成の充実のために、教職員とキャリア支援チーム等との協働を進めて、学内外で実施している地域貢献系科目や「インターンシップ」等の学修を学生の就職力の向上につなげるように努める。

【経営学部】

教育目的の達成状況の点検･評価方法の工夫･開発として､GPA 制度の活用が進められた。具体的には GPA 評価に基づく進級障壁の設定である。今後は進級障壁に関連した学生に対する学修改善への支援について検討していく必要がある。
教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発においては、その基準をいかに設定するかという問題がある。適切な評価基準の導入のために、まずは学生の学修実態に関わる情報について、具体的な活用に資するようデータの整理を進めるとともに、情報の共有を進めることが求められる。

【社会学部】
個々の学生を単位とした教育目的の達成に関する活動は、昨年度と同様十分に評価できるので、今後も継続的に行っていく必要がある。しかし、社会学部が提供するプログラム全体で達成すべき教育目標を評価するためのシステムの構築についてはまだ達成されていない。そこで、学部のディプロマポリシー、カリキュラム・ポリシーから、この評価システムを早急に作成する必要がある。

【ソフトウェア情報学部】
ソフトウェア情報学部では、学生による授業アンケートの集計結果を学部所属教員全員に公開しているが、その際、ファイルにまとめる作業に手間がかかるので、特定の教員以外でも教育支援システム上で学部全体の集計結果を直接見られるようにできればよいと思われる。

【薬学部】
学生による「授業アンケート」に関しては、FD 委員会を中心に今後も質問項目の再検討を行い、学生のニーズに合わせた現実的な改善点の把握に努める。一方、教員側の問題点としては、学生による「授業アンケート」の集計結果を全ての薬学部教員に公開していないことが挙げられる。学生の要望を把握するには、他の科目へのアンケート結果が参考になるので、全員に公開する方向で検討したい。次に、同僚教員による「公開授業」について検討したい。最後に、授業アンケートに対する「自己点検報告書」についても作成・提出する方向で検討したい。以上を進めることにより、学生・教員双方にとって実りのある授業展開を図る。

Ⅳ－7　学生サービス

(1) Ⅳ－7 の現状

Ⅳ－7－①　学生生活の安定のための支援について

（1）概要
1）学生サービスのための組織
学生サービス、厚生補導、生活指導は、教務・学生課が担当しており、通常のサービスはもとより、問題事項が発生した時はいち早く対応している。教員組織としては、学生委

員会が組織されており、教務学生課と連携して学生サービスや生活指導を全学的に行っている。

２）学生に対する教員の相談窓口

全学的には、学習支援センター及び教務・学生課が学生の相談窓口を開設しているほか、薬学部では平成 28 年度より薬学教育センターを学部内に設置し、学習支援センター担当の教職員がこれに対応している。経営学部は、週 3 回、「オフィスアワー」を設け、年度初めにオフィスアワー一覧表を作成して掲示している。各教員の研究室の扉には、オフィスアワーの時間が明記されている。社会学部は、オフィスアワーに加え、「担任制」を設け、個別の学生に対するきめ細かな指導を行っている。また、ソフトウェア情報学部では「学習アドバイザー」制を、薬学部では「担任制」を設けている。これらの学部の教員は、授業のない時間は大部分研究室にいるので、学生は、研究室を訪ね随時相談している。

このほか、ハラスメント防止対策委員会のもと、教務・学生課と各学部には相談窓口並びに相談員を置き、委員会活動を通じて、ハラスメントについての、大学側から学生及び保護者に対する説明責任を徹底させる方針を確認している。

（２）奨学金

本学では、次の４つの奨学制度を提供している。

１）学業特待制度：学業特待制度は、学力入試学業特待、薬学部特別奨学制度、推薦入試・の 3 種類に分類される。

学力入試学業特待は、入学試験及び編入学試験において、成績優秀な者に対して授業料全額免除あるいは授業料半額免除（学業特待）を与えている。原則として４年間（薬学部は６年間）又は編入学した時点以降の標準就学期間の授業料の全額免除又は半額免除とするが、毎年度審査を行い、在学中の成績が著しく低下した場合には取り消す場合がある。

薬学部特別奨学制度は、学校法人青森山田学園が設けた制度であり、入学試験の成績優秀な者に対して a.授業料全額免除、b.授業料半額免除+授業料半額無利子貸与、c.授業料半額免除を与えている。

推薦入試・AO 入試学業特待制度は、推薦入試・AO 入試において適用される学業特待制度で、経営学部（日本商工会議所簿記検定試験 1 級又は 2 級の合格者並びに全国商業高等学校協会簿記実務検定 1 級の合格者）、社会学部（介護福祉士の有資格者、介護職員初任者研修を修了した者など）、ソフトウェア情報学部（応用情報技術者試験の合格者、基礎情報技術者試験の合格者）、入学試験受験時に上記括弧内の条件を満たしている学生に対して、授業料全額免除又は授業料半額免除が与えられる。

２）経済的に修学困難な方に対する奨学制度（経済特待制度）：勉学に強い意欲がありながら、経済的な理由で修学するのが困難な学生に対して、授業料を半額免除する制度（経済特待）を、平成 20 年に発足させた。授業料は、経営学部と社会学部の授業料は年間 64 万２千円、ソフトウェア情報学部は 98 万円、薬学部は 130 万円である。経済特待は、これらの半額を原則として４年間（薬学部の場合は６年間）免除する制度である。申請には、保護者の所得証明を提出させ、家族の所得確認を行い、経済特待審査委員会で審議し決定している。この免除制度には返還義務はない。この制度に応募する者は、まず日本学生支援機構等から奨学金を借りて、その上なお経済的に困難な場合に申請するよう指導している。なお、授業料半額免除の場合、その一部について日本私立学校振興・共済事業団からの補

助がある。地域社会の経済状況が悪いので、この制度の希望者は、表Ⅳ－8 に示すように年々増加している。

３）スポーツ・文芸特待制度：大学で学ぶ意欲と学力があり、スポーツや文芸に優れている学生に対し、そのレベルに応じて授業料、各種納入金などの免除や減額を行っている。授業料及び各種納入金の減免率等については、スポーツ及び文芸部の監督や部長を含む委員により構成される学生募集タスクフォースの議論を経て、学長の承認を得て決定している。

４）東日本大震災に伴う減免制度：平成 23 年に発生した東日本大震災で、自宅が全半壊した学生がおり、授業料の全額や半額を免除する対応を取っている（23 年度 15 名・24 年度９名・25 年度９名）。この制度は平成 28 年度をもって終了している。

上記の４種類の奨学金に加え、日本学生支援機構の奨学金を利用している学生は、非常に多い。無利子のものは枠が制限されているが、有利子のものは希望者にほぼ全員貸与されている。金額は月額 5 万円から 14 万円（薬学部）の間である。また、学生の出身地の地方自治体が奨学金制度を設けているところもある。学生は、これらの奨学金制度を積極的に利用している。さらに、保護者がリストラ、病気、死亡などにより、学費を払えない学生が毎年生じている。この場合は、申請書を提出させて学費の延納を認めている。また、入学時以外の年次でも経済特待の奨学金制度に応募させて認めることを行っている。

表Ⅳ－８　奨学金制度の利用状況

年度	経済特待制度	学業特待制度	日本学生支援機構奨学金
平成 23 年	139 人	29 人	591 人
平成 24 年	175 人	40 人	602 人
平成 25 年	187 人	47 人	644 人
平成 26 年	193 人	47 人	613 人
平成 27 年	197 人	55 人	630 人
平成 28 年	360 人	55 人	639 人

（３）課外活動

１）学生の課外活動（部・サークル活動、大学祭など）は、学友会を中心に行われている。学友会は、学長が会長であり、正会員（学部学生）と特別会員（教員と事務職員）から構成されている。特別会員は、学生に適切な助言を与える役割を担っている。

学友会には、体育会と文化会があり、体育会には 19 の部と 3 つのサークルが、文化会には 10 の部と 4 つのサークルがそれぞれ活動している。体育会の部では、部長（教職員）、監督、コーチが指導に当たっている。文化会の部には、顧問（教職員）が配置され指導に当たっている。年度初めに、各部に対して、活動上の必要経費を配分している。大学祭に際しては、上記の経費とは別に、各参加団体に必要経費を配分している。

２）毎年、各学部の学生委員会が中心となってスポーツ大会を開催し、教員と学生間の親睦を図っている。

３）毎年、図書委員会主催で読書感想文コンクールを行い、教員が評価して、上位数名に学長賞を授与している。

４）学友会主催によるリーダー研修会を実施しており、平成 28 年度は、ほぼ全ての部・サークルの学生が参加し、部・サークル活動の活性化や地域貢献に関するグループ討論を行っている。

（４）学生の生活環境

学友会には、学生だけでなく、教職員が特別会員として参加しており、学生のみが出席する会議のほか、学生と教職員が出席する会議があり、学生の意見が教職員に伝わる機会となっている。会議に出席した教職員は、必要に応じて、学生委員会で学生の意見を報告し、問題提起するなど、学生生活の改善を図っている。

学生のクラブ活動は、体育会、文化会の部・サークルとも、部長や顧問、監督、コーチを務める教員あるいは事務職員と学生の間に親密な交流があり、学生の意見を汲み取っている。

学生の授業アンケートに自由記述欄があり、学生は、授業に対する意見だけでなく、大学全体に対する意見を書く場合がある。案件によっては、学生委員会で取り上げて対処している。

各学部では、担任制や少人数ゼミ制を採っており、教員と担当学生との間には親密な交流があるため、大学のサービスに関する学生の意見が教員に伝わる機会も多い。教員は、必要に応じて、教授会で学生の意見を紹介し、全学の学生委員会に議題として提案する場合もある。学生委員会では、随時、提起された問題の解決に当たっている。

（５）健康管理

１）毎年、全学生を対象に健康診断を行っている。

２）学内の保健室には看護師が常駐し、学生の健康相談に対応している。

３）心的支援を必要とする学生に対しては、まず担任教員又はゼミ担当教員と教務・学生課事務職員が相談に応じ、さらに、社会福祉学科の精神保健福祉士の資格を持つ教員が助言や指導を行っている。状況に応じて、最寄りの心療内科の診断・指導を受けるよう指導している。また、こうした心理カウンセリングのための学生相談窓口の常設に向けて、学生委員会の企画によって、外部専門カウンセラーの派遣を依頼し、事前予約制による学生相談を平成 25 年度より実施している。平成 28 年度も、通年で 11 回の学生相談（心理カウンセリング）を実施し、多くの学生が利用している。

４）学内を全面禁煙としており、その遵守をさらに徹底する方針を確認している。

（６）学生相談、学生委員会

学生の生活相談全般は、教務・学生課が窓口となり、生活指導等を行っている。また、各学部では担任教員又はゼミ担当教員が学生の相談に親身に応じている。

各学部の学生委員 2 名により構成される全学学生委員会では学生の厚生補導に関する定例会議を開催しているほか、学生の賞罰に係る臨時委員会を必要に応じて開催している。

（７）学生の安全

学生の安全を確保する意識と体制を維持するため、本学は、学生委員会が中心となり、年度初めに、事件・事故発生時の連絡網の体制を確認し、全学教職員に資料配布・通知しているほか、例年、学生向けに交通安全講習会、全学の避難訓練、犯罪対策講座等を企画、実施している。平成 28 年度は、4 月の新入生オリエンテーションガイダンスで、近年多発するサイバー犯罪（カード詐欺やネット犯罪）に関する対策講座を、6 月は通学で自転車、

自動車を利用する全学生を対象にする交通安全・防犯講習会を実施した他、7 月には青森大学×幸畑地区まちづくり協議会による合同防災訓練を実施している。

Ⅳ－7－②　学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用について

学習支援センターの学生相談窓口では、学生からの相談を受け付けるとともに、相談内容を記録し、学生の要望の把握のための資料とするとともに、継続的な相談のための資料として活用している。

(2) 現状の評価

本学には、多様な個性、能力の学生が入学してきており、充実した学生生活を落ち着いて送ることができるよう、支援体制を整えている。今後とも、学生生活全般に関する学生の意見や要望を的確に把握し、分析して、検討結果を踏まえた改善をしていく必要がある。

(3) 将来の展望

学生に対するサービスのうち、経済的な支援に関しては可能な限りの方策を整備している。特に、多くの学生の出身地である東北や北海道は経済状態が年々悪化している上、東日本大震災の影響がなお続いていることから、経済的困難を抱えた学生を対象とする授業料半額免除制度は、希望者が今後も増加していくと予想される。大学の財政上の問題はあるが、今後も授業料半額免除制度を維持する。

学生の健康相談、心的支援、生活指導に関しては、現在でも一定の体制を整えているが、必ずしも有効に活用されているとは言えない。このため、教授会と学生委員会に対しては、学生が教員とさらに親密になり、気楽に教員に相談することができる雰囲気を作ることを、全教員の合意事項とするよう呼びかける。

各学部は、毎年スポーツ大会を開催しており、学生と教員の交流に大きな役割を果たしている。この種の機会をさらに積極的に設けて、学生同士、学生と教員の親密な関係を作り上げていく。

学生の安全については、今後も、授業や学内活動に防災の視点を採り入れ、避難訓練についても、青森市危機管理課や NPO 法人青森県防災士会など、専門家の協力を仰いで、内容の充実を図る。

学生の国際交流という観点からは、留学生の支援体制の充実とともに、日本人学生の海外留学の支援を進めていく。国際人養成のためにも、学生の長期・短期の留学制度の整備を図っていく。

学生サービス等に関しては、相談窓口も含めて、さらに学生からの意見を積極的に汲み上げるように努めて、サービスの向上を図っていく。

Ⅳ－8　教員の配置・職能開発等

(1) Ⅳ－8 の現状

Ⅳ－8－①　教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置について

【全学】

本学では、教養学部は存在しないので、基礎スタンダード科目（教養科目）を担当する教員も各学部に配属している。全教員数は、専任教員 87 人である。社会学科、ソフトウェア情報学科においては、収容定員が大学設置基準別表第 1（第 13 条関係）に定める収容定員に満たないため、この 2 学科の専任教員数は、各 12 名となり、大学設置基準を満たしている。

１）専任・兼任のバランス

学部全教員のうち専任教員は 74.1%、兼任教員は 25.9%である。各学部の主要な専門科目の講義は専任教員が行っている。経営学部では、留学生向けの日本語教育の一部と専門科目で専任教員が対応できない科目の講義の一部を兼任教員に依頼している。社会学部では、精神疾患など医学関係の科目や福祉専門科目の一部を兼任教員に依頼している。薬学部では、臨床医学の講義を医師に依頼している。

２）専門分野のバランス

教員の採用時には、専門分野のバランスを考慮して、どの分野の教員を採用するかを決めてから教員を選考する。専門分野のバランスを確保するよう努力しているが、薬学部などにおいて必ずしも適切な均衡がとれていない。

３）年齢構成

教員の年齢構成は、年齢層は 60～69 歳が最も多く 32.2% 、次いで 40～49 歳が 31%、50～59 歳が 24.1%、30 歳以下が 11.5%の順である。平成 28 年度に比べると、高齢者の比率は下がりつつあるが、今後も、若手教員を確保して新陳代謝を進める必要がある。

Ⅳ－8－②　教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD(Faculty Development)をはじめとする教員の資質・能力向上への取組みについて

【全学】

（１）教育研究活動の支援体制

FD に関しては、各教員が独自に工夫するとともに、全学的な推進体制を整え、各教員の経験を基に教職員研修会で発表と議論を行うとともに、外部の研修会等へ参加している。教員の教育活動の活性化への方策は、様々な FD への取組み、学部内教員間の相互評価、授業アンケートなどにより行われている。

学生による授業アンケートの活用を促進する目的で、アンケート結果について学部において今後の授業改善のための議論を行っている。アンケート結果や評価点は必ずしも公平とは言えない面もあるので、公開方法や公開内容、公開範囲などは慎重に検討する必要がある。また、教員相互で成績評価基準を確認できるように、教員別 GPA の情報を共有する取組みを進めている。

教員の授業の在り方を改善するために、教員が相互の授業を参観することが有効である。平成 26 年度までは一部の学部で実施していたが、平成 27 年度からは全学全ての教員が授業を公開し、教員相互の授業参観に取り組んでいる。

（２）教員評価、研修、FD(Faculty Development)等の教員の資質・能力向上への取組み

（ア）平成 28 年度の教職員研修会

夏季教職員研修会は、平成28年9月24日（土）に「青森大学の改革の成果を検証し、改革を継続し、発展させるために」をテーマに実施した。文部科学省大臣官房審議官松尾泰樹氏による基調講演「大学改革と地方私立大学への期待」に続けて、地域貢献・学習指導・ポリシーの見直し・FD・キャリア支援・SDなどの立場から、これまでの大学の改革の取組みの成果と今後の展望を報告、ディスカッションを行った。

冬季教職員研修会は、12 月 21 日（水）に実施した。「青森大学のブランド力の向上―研究活動の推進を中心に―」をテーマに、研究の観点から大学の魅力を高め、ブランドにつなげる方策について検討した。前半ではこれまでの研究活動の成果と課題について、全学的なブランディングの取組みや研究トピックスごとに報告を行った。また、事務局から研究者の倫理に関する注意事項などが報告された。後半では「青森大学のブランド力を高めるための研究の方向性と教育への還元について」をテーマに、全教職員が５つの分科会に分かれて討論を行った。最後に各分科会からの報告を行い、検討・まとめを行った。

（イ）FD(Faculty Development)による教員の資質・能力向上への取組み

FD活動については、平成23年度にFD委員会を設置し、教員の資質・能力の向上に向けた種々の取組みを行っている。その活動の一環として、毎年、学内外の講師を招いたり、学内の教職員を報告者にしたりして、教職員合同の研修会を開催している。内容は、教育内容・教育方法、学生募集や入試など多岐にわたっている。開催回数は、毎年2回であり、ほぼ全ての教員と事務職員が出席している。

大学全体で FD を推進する人材を増やすため、FD に関心のある教職員を中心に外部研修に派遣している。平成 28 年度は各学部から一件以上の実施を目標に、派遣活動の拡充を目指した。

平成 28 年度の外部 FD 研修・セミナーへの派遣は、以下のとおりである。

- 日本語教育学会夏季集中研修(8/25 － 26)(小久保温)
- 山形大学 FD 合宿セミナー(9/5-6)(紅林亘)
- 山形大学 FD 合宿セミナー(9/6-7)(宮川愛子)
- 青森県中小企業家同友会オープン例会(9/21) (岩淵護)
- 青森県中小企業家同友会例会(9/29)(岩淵護)
- 青森県中小企業家同友会研究集会(10/7) (岩淵護)
- 私立大学情報教育協会「平成 28 年度 大学職員情報化研究講習会」(12/17)(坂井雄介)
- 東京大学大学総合教育研究センター・日本教育研究イノベーションセンター主催「インタラクティブ・ティーチングのその先へ―教育を変える新しい力―」(2/4)(佐藤昌泰)

派遣された教職員は、学内の研修会、FD 委員会、部長会等で報告・討論を行って、学習内容や経験を学内に伝達している。また、派遣教職員による実施後の報告会や座談会の実施を検討している。

各学部でも FD 委員が選ばれ、全学の FD 委員会と連携して、授業改善を行っている。平成 27 年度後期から学期ごとに「授業公開期間」を設け、教員による相互の授業参観を大学全体で実施している。専門科目と基礎スタンダード科目の区別なく全ての授業を対象として、他の教員の授業を参観することを通じて自らの授業を見直し、意見を交換することでお互いの授業の改善に取り組むとともに、授業の進め方や学生とのコミュニケーションの取り方のノウハウ、グループワークのテクニックなどを共有することにより、大学全体の教育力を向上させることを目指している。平成 28 年度後期からは、常勤講師の科目に加えて非常勤講師の担当科目も公開対象に加え、基本的に全学部の全科目を対象に公開と相互参観を行なっている。FD 委員会では、実施準備と周知の徹底により活発な参観が行われるように促すとともに、実施後に実施状況の取りまとめを行い全学に報告している。

（ウ）学生による授業アンケート

開講される全ての科目について、学生による授業アンケートを年２回実施している。オンラインのシステムを利用して実施、集計結果は自由記述を含めて即時担当教員及び学部長、学科長、学部教務委員長から確認することができる。平成 27 年度からはアンケート実施後、アンケート結果を受けて各教員がどのように授業改善を進めるか、様式に記述して学部長に提出・報告することを義務づけている。その内容は、授業外学習の推進、学生の受講態度の改善、授業内容への興味向上、授業の運営方法、アクティブ・ラーニングの活用などにわたり、それぞれの項目の到達度についてアンケート結果から自己判定し、改善計画を提案する形をとっている。各学部長は、アンケート結果と提出された授業改善方策の資料をもとに、必要に応じて教員への指導・助言を行う。また、ソフトウェア情報学部では、アンケート結果と授業改善方策を学部教員間で共有し、各期に振り返りと意見交換を行う場を設定、教員相互の資質向上に努めている。

学生による授業アンケートの結果がそのまま教育業績や教員能力の評価につながるものではないが（指導や評価が厳しくない教科で評価が高く、厳しい科目で評価が低くなる傾向があるなど）、授業内容の見直しや授業運営の改善のための情報として重視される。教育業績や教員能力は、実際にその教員による授業・指導を受けた学生がどれだけ学力・能力を向上させたかによって評価・判断されるものであり、学生の指導情報を共有する教員間での評価が重視される。

（エ）シラバスの改善

全学統一の様式で、シラバスを書くことを義務づけている。シラバスを FD の重要な材料と位置づけ、授業目標の確認、授業計画の見直し、成績評価方法の検討など、シラバス作成作業を授業改善と教員能力の向上のための重要な機会と捉えている。毎年度のシラバス作成に当たっては、シラバスの位置付けや作成における注意点などを確認するための作成要領を配布している。作成要領では各項目に記述すべき内容や、記述の際の文言の使い方まで指示し、学生にとって分かりやすいシラバスの作成を心がけることを徹底している。また、他者

によるシラバス内容のチェックを確実にするため、予備稿を各学部の教務委員・FD 委員がチェックし、不十分なところを担当教員に指摘、訂正させている。

Ⅳ－8－③　教養教育実施のための体制の整備について

【全学】

平成 25 年度に、全学部共通の教養教育課程として多様な授業形態の科目を配置した「基礎スタンダード」を開発し導入した。本学は、これを教学改革の基軸と位置付けて、運営するための体制を毎年度改善してきたが、平成 26 年度に学長主導の教学改革タスクフォースが設置され、より円滑な運営が行われている。現在の実施体制は、目的及びカリキュラム編成を教学改革タスクフォースが担当し、教員の配置や授業運営は教学改革タスクフォースと教務委員会が連携して担うものである。教学改革タスクフォースのメンバー構成は、各学部、地域貢献センター、学習支援センター、キャリア支援チーム等の要望、意見などが適確に反映されるよう配慮されている。

キャリア教育については、教養教育の一環として、キャリアデザイン系科目の設計やインターンシップ等の企画・運営で担当教員とキャリア支援チームとが協力する体制としている。また、大学の目的・使命である「地域貢献」を実践できる人間形成に直結する地域貢献系科目では、地域貢献センターと協力して地域連携協定を活かした授業の設計・実行できる仕組みが整備され、さらに、学長裁量経費による教育研究プロジェクト制度で採択された教員には、経費の補助を受けて地域貢献実践に取り組むことができるようになっている。

専門教育と基礎スタンダードとの円滑な連携は、学長が基礎スタンダード導入当初から、学士力の養成のために専門科目の担当教員も含めて全教員が運営に協力する基本方針を示しており、全学的な見地から統括、支援がなされている。

(2) 現状の評価

以上のことから、教養教育実施のための体制の整備は適切に行われていると判断する。

(3) 将来の展望

【全学】

青森大学は、文系・理系が揃った総合大学であり、各学部の教員の専門分野のバランスと年齢構成を十分に考慮して、教員の確保に努める必要がある。高齢の教員も多く、今後、数年以内にかなりの教員の退職が見込まれるので、計画的に採用を進めていく必要がある。その際には、現在進めている学部の再編等の計画を考慮するとともに、地域社会、地域文化、地域経済、語学、観光、情報技術等の今日的な課題に対応することができるよう、また学生や地域社会のニーズに十分応えられるようにし、地域とともに生きる大学としての成果を高めていくことが必要である。

教職員研修会は、本学の教職員の資質向上・能力開発を刺激する役割を果たしており、

今後も学外の講師を招いてさらに充実させる。また、教職員を学外のFD研修等に計画的に派遣し、FDの推進役となる教職員を着実に増やす。学内においては、平成25年度に設置した「学習支援センター」と連携しながら、各教員の授業の工夫や成功事例の交流などを通して、教員の資質向上・能力開発を促す活動を組織する。さらに、各教職員が努力したFD活動を客観的に評価する仕組みを作り、青森大学のFD活動の成果を蓄積し、それを教職員が相互に参照できるように努力する。

「教養教育実施のための体制の整備」については、新たな三つの方針に基づいて、各学位プログラムの充実を目指すことを共通目標とし、教学改革タスクフォースの機能を強化すべく取り組む。具体的には、教学改革タスクフォースを中核として学内組織との役割分担と協働の在り方を見直し、組織図を作成するなどにより、実際に科目を担当する教員が基礎スタンダードへの理解と関与をさらに深めるよう改善する。具体的には、教育効果が見込めるカリキュラム体系（カリキュラム・マップ）の策定・運用や、アクティブ・ラーニングを活用した授業設計・実践等について体制を整備する。

Ⅳ－9　教育環境の整備

（1）Ⅳ－9の現状

Ⅳ－9－①　校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理について

（ア）校舎施設配置

図Ⅳ－9は、本学の校舎施設配置図を示している。大学キャンパスは一つに統合されている。校地面積が大きいので、中央に広い中庭があり、自然の中のゆとりあるキャンパスになっている。

図Ⅳ－9　校舎施設配置図（青森大学）

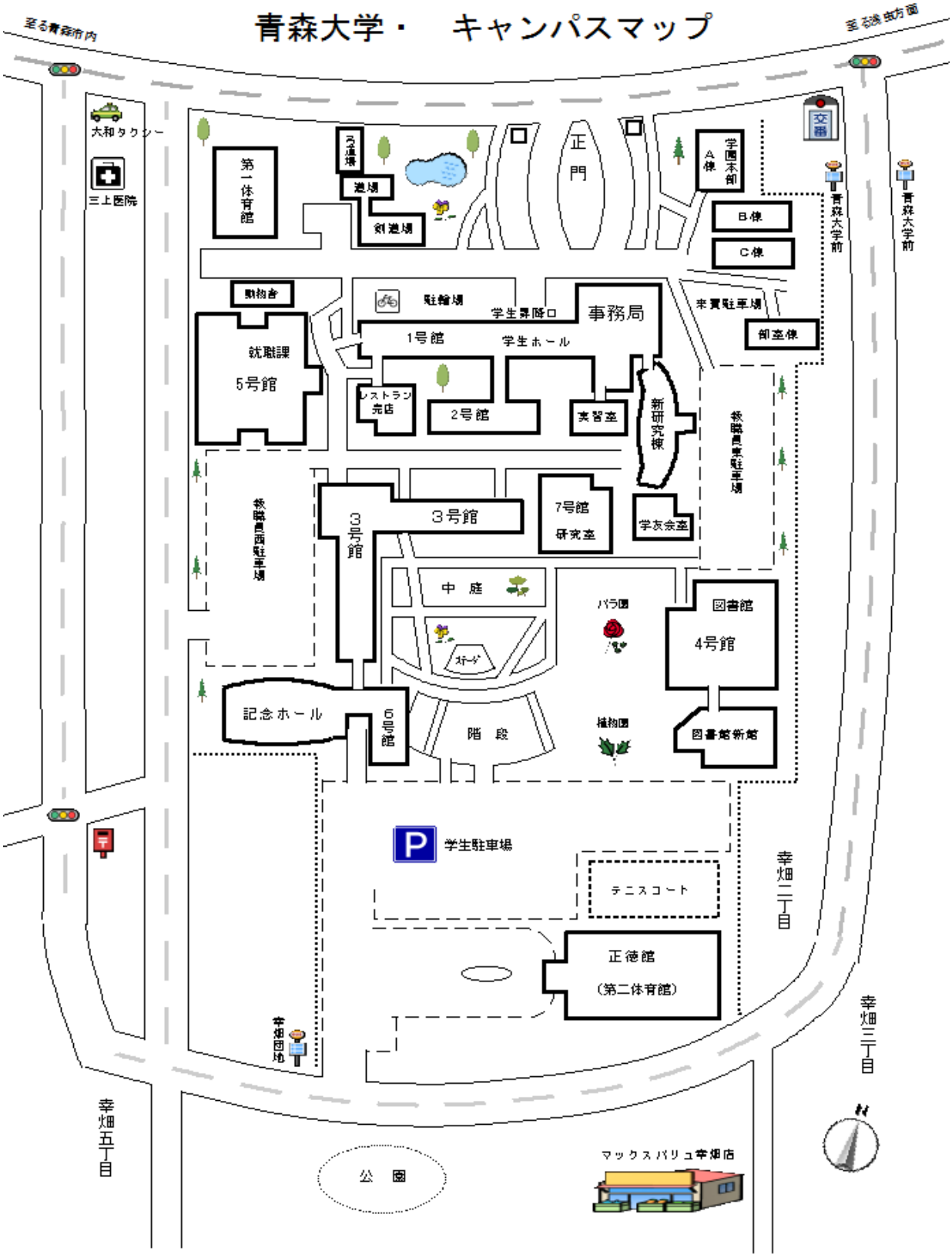

（イ）主要施設

表Ⅳ－10 は、本学の主要施設概要を示している。

表Ⅳ－10.　青森大学の主要施設概要

施設名・号館	延床面積(m²)	階数	主要施設
1・2号館	4,715	3	事務局（教務・学生課、入試課、総務課、学術研究交流課）
		2	学生ホール・介護実習室・屋内弓道場・実習室（２）
3 号館	2,855	2	事務局（スポーツ健康センター、情報教育センター、国際教育センター）・講義室（１０）・演習室（４）・学生ラウンジ
4 号館	2,760	3	図書館・音楽室・学生ホール・書庫・パソコン実習室・ 青森山田高等学校通信課程青森校　教室（４）・職員室
5 号館	8,798	6	講義室（７）・実験室（３４）・自習室（３）・研究室（薬学部・ソフトウェア情報学部）・会議室・コンピュータ演習室（３）・事務室（就職課）・学生ホール
6 号館	2,160	4	大講義室（記念ホール）・地域貢献センター、集いのスペース
7 号館	1,366	7	学長室・研究室・会議室・保健室・学生相談室・ゼミ室
８号館Ａ棟	448	3	法人本部棟　理事長室・本部長室・応接室 事務室（企画広報部・総務部・財務部）
〃　B棟	288	2	事務室（管財課・学園ねぶた会）、会議室
〃　C棟	305	2	事務室（学園百周年・青森山田サービス・青山商事）
研究棟１	204	2	研究室
新研究棟	1,061	3	研究室・会議室・応接室
図書館新館	1,054	3	閲覧室・書庫・視聴覚室
食堂棟	813	3	食堂・学生ラウンジ・売店
小　計	26,827		
第一体育館	1,386	2	事務室・体育館
新体育館 （正徳館）	3,179	2	事務室・体育館・トレーニングルーム・研究室・応接室・倉庫
屋内野球場	1,396	1	屋内野球練習場
小体育館	570	1	剣道場・柔道場・空手道場・更衣室
相撲道場	159	1	相撲道場
弓道場	97	1	弓道場
合宿所	587	2	スポーツ合宿所
教職員宿舎	427	2	蛍ケ丘ハイツ
大学ヒュッテ	428	2	雲谷ヒルズスキー場内ヒュッテ
学生寮	8,078	6	スチューデントプラザ
クラブ室	178	2	運動部クラブ室　田茂木野グラウンド内
クラブ室	554	2	文化部クラブ棟
倉庫	9	1	
貯蔵庫	16	1	
動物舎	102	1	薬学部所属
薬草園	690	1	薬学部所属
小　計	17,891		
グラウンド	59,337		野球場・陸上競技場・サッカー場
小計	59,337		
合　計	104,055		

（ウ）校地・校舎面積の大学設置基準との比較

表Ⅳ－11 は、校地・校舎面積の大学設置基準との比較を示している。校地面積は、基準上の必要面積より 7.9 倍の広さである。校舎面積も基準面積を上回っている。

表Ⅳ－11　校地・校舎面積の大学設置基準との比較

	校地面積	校舎面積
青森大学①	110, 317 m^2	26, 827 m^2
設置基準上の基準面積②	13,800 m^2	18,386 m^2
比較　③＝①÷②	7.9 倍	1.45 倍

（エ）講義室等

表Ⅳ－12 は、講義室、演習室、学生実習室、自習室などの室数を示している。

表Ⅳ－12　講義室、演習室、学生実習室、自習室

室名	室数
講義室	20
演習室	5
コンピュータ演習室	3
自習室	1
ゼミ室	4
実験室	34
実習室	3
会議室	5

（オ）表Ⅳ－13 は、附属図書館の概要を示している。

表Ⅳ－13　附属図書館

面積	2,082 m^2
座席数	226 席
図書館本館開館時間 図書館新館開館時間	平日（月～金）8:30～19:50 土曜日　8:30～16:30 平日（月～金）8:30～16:50 土曜日　閉館
蔵書数　（和書） （洋書）	141,313 冊 22,387 冊
視聴覚資料（CD、ビデオ、DVD など）	2,361 点
定期刊行物　（和雑誌） （洋雑誌） （新聞）	114 種 6 種 8 種

1）図書委員会

図書館の適正な運営を行う組織として、「青森大学図書委員会規程」に基づき図書委員会

を設置している。図書委員会は、図書館長（総合経営学部教員)、社会学部教員２人、ソフトウェア情報学部教員１人、薬学部教員１人で構成されている。

２）利用状況

平成 27 年度の図書館利用状況は、利用者総数 10,220 人（１日当たり 42.4 人)、貸出総数 1,247 冊（１日当たり 5.17 冊）である。

３）開館時間

図書館の開館時間は、本館、新館ともに午前 8 時 30 分である。閉館時間は、本館が月～金は午後７時 50 分であり、土曜日は午後４時 30 分である。新館は月～金が 16 時 50 分であり、土曜日は閉館である。

（カ）体育施設

表Ⅳ－14 は、体育施設の概要を示している。本学は体育活動が盛んであり、十分な体育施設がある。

表Ⅳ－14　体育施設

名称	面積	仕様
第一体育館	1,386.00 m^2	鉄筋 2 階建て
新体育館（正徳館）	3,179.90 m^2	〃
屋内野球場	1,396.51 m^2	鉄筋平屋建て
剣道・柔道・空手場	596.83 m^2	〃
相撲道場	158.99 m^2	木造平屋建て
弓道場	97.02 m^2	〃
グラウンド	59,336.90 m^2	1 面
テニスコート	2,012.86 m^2	3 面
クラブ室１	187.14 m^2	木造 2 建て
クラブ室２	554.02 m^2	木造 2 建て

（キ）教育研究活動の目的を達成するための施設設備等

表Ⅳ－15 に示す主要機器は、薬学部とソフトウェア情報学部が研究用に使用するものと、全学の情報教育のための機器である。

表Ⅳ－15　主要機器一覧

研究用機器

1) ルミノ・イメージアナライザー	2) 透過型電子顕微鏡	3) DNA オートシークエンサー	4) NMR
5) 小型分離用超遠心機	6) 高速冷却遠心機	7) 走査型電子顕微鏡	8) リアルタイム定量 PCR システム
9) 質量分析機	10) 蛍光偏光度測定システム	11) ルミネッセンサー	12) 超純水製造装置
13) ディープ･フリーザー（-80℃）	14) 動物飼育キャビネット	15) 全自動散薬分包機	16) 共焦点レーザー顕微鏡
17) 分離用超遠心機	18) 安全キャビネット	19) 水剤調製器	20) 散剤調製台
21）クリーンベンチ 5 台	22)吸光・蛍光プレートリーダー	23) プレートウォシャー	24) フリーザー（-30℃）
25)ショーケース（4℃）	26)旋光光度計	27)蛍光光度計	28)吸光光度計
29)ゲル撮影装置	30)HPLC（高速液体クロマトグラフィー）	31)溶出試験機	32)崩壊試験機
33)摩損度試験機	34)安息角測定器	35)ベネトロメーター	36)スブレッドメータ
37)粘度計	38)表面張力計	39)光試験機	40) ３DCG 開発用ノートパソコン
41) 3 次元スキャナー	42) 基盤加工機	43) 切削機	44) ハイビジョンプロジェクタ
45) 電気的性質測定装置	46) ロボット制御用ノートパソコン	47) X 線回折装置	48) マウス飼育キャビネット
49) 高圧蒸気滅菌機	50) バイオハザードキャビネット	51) 薬用冷蔵シューケース	52) 白衣滅菌消毒器

教育用機器

1) ドメインコントローラ１	2) ドメインコントローラ２	3) ファイルサーバー１	4) ファイルサーバー２
5) UNIX サーバー	6) 教育用ロボット開発キット	7) コンピュータ 73 台（含む教員用 1 台）（A 演習室）	8) コンピュータ 65 台（含む教員用 1 台）（B 演習室）
9) コンピュータ 57 台（含む教員用 1 台）（C 演習室）	10）プロジェクター	11) ネットワークスイッチ	

情報教育のための機器類の管理・運営は、ソフトウェア情報学部を中心に行っている。情報教育は、全学生を対象に行っているので、多数のコンピュータを備えているが、これらは、年次計画で順次新しい機種への置換えを行っている。

ソフトウェア情報学部と薬学部は、教育研究用の比較的高額の機器を揃えている。教員研究上の大きな不自由はないが、計画的な更新を図っていく必要がある。

本学では、学生向けのコンピュータ演習室を３室（A 演習室 57 台、B 演習室 65 台、C 演習室 73 台)用意し、情報リテラシー科目をはじめとする全学共通の基礎スタンダード科目での利用及び各学部の専門科目での利用を可能にするとともに、平日 23：30、土曜 17：00 まで開放して授業外学習での利用環境も提供している。アクティブ・ラーニングルームにはタブレット端末を 10 台常設し、それぞれの端末から教室内のプロジェクターに無線で接続することでお互いの画面を共有しながらグループワークやディスカッションに活用できるようにしている。図書館では図書検索用の PC を３台用意し、OPAC による図書検索を可能にしている。その他、留学生支援室には留学生利用専用の端末 PC を２台設置している。学内には全建屋に LAN を整備し、さらに学内の４ヶ所で公衆無線 LAN サービスを全学生向けに提供している。インターネットへの接続は SINET5 への接続と FLET’S サービスによる接続を並行して運用しており、コンピュータ演習室、アクティブ・ラーニングルーム、図書館を始め、学内 LAN に接続する全てのコンピュータやタブレット端末にインターネット接続サービスを提供している。

教育環境の整備については、教員や学生からの指摘や要望等を踏まえ、逐次改善を図っている。特に、学生からの要望については、学修時間・学修行動調査の際に、記述を求めており、今後の改善を進める上で役立てていくこととしている。

Ⅳ－9－②　授業を行う学生数の適切な管理について

学生一人ひとりに対して、きめ細かい指導を行うため、演習や実技科目については、原則として、１クラス当たりの人数を 30 人以内にし、少人数クラス編成にしている。これにより、学生と教員がコミュニケーションを取りやすくなり、授業の理解度向上につながっている。

(2) 現状の評価

本学の校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境は、量的には整備され、適切な運営・管理が行われているが、老朽化した施設や設備の修理や更新を進めることにより、キャンパスの魅力を高めていく必要がある。少人数クラス編成にするなどにより学生一人ひとりにきめ細かな指導ができる体制となっており、授業の学生数は適切に管理されている。

(3) 将来の展望

教育研究環境は、かなり整備されており、かつ十分活用されているが、総じて施設・設備が老朽化しているという問題がある。大学の財政は厳しいので、一度に改修することは極めて困難であるが、年次計画を立てて、優先順位の高いものから順次改修していく。特に情報教育の根幹であるコンピュータは年次計画で順次更新してきたが、今後も国の助成

事業を活用するなどにより更新を行っていく。

Ⅳ．学修と教授に関する全体の自己評価（現状の評価と将来への展望を含む）

学生の受入れについては、今後も様々な媒体を使って本学の方針及び教育内容を伝えるなどの方策を強化し、適正な人数の学生の受入れにさらに努力する。

教育課程及び教授方法並びに単位認定、卒業・修了認定等については、より体系的な教育課程を編成・実施するための新たな３つの方針の策定・運用、学生が各学位プログラムを意識しながら履修できるようなカリキュラム体系(カリキュラム・マップ)の作成・公表、ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーに基づいた科目展開ができるように積極的な IR の活用による学生の能力伸長についての可視化、アクティブ・ラーニングの一層の強化を進める。

学修及び授業の支援では、オフィスアワーのより効果的な活用、PDCA サイクルの整備による各科目の特性や学生のニーズ等に応じたシラバスや授業方法の改善、安定的に退学・休学を予防できるような早期指導のシステムの全学的な整備、スチューデント・アシスタント制度の周知と活用の促進、学習支援センターやキャリア支援チーム等の活用と利便性の向上を進める。

単位認定、卒業・修了認定については、明確化がなされているが、学修結果だけでなくその過程にも注目し、学生が主体的な学修に取り組みやすい環境整備と指導を工夫していく。同時に、学生自身が学期ごとの GPA の推移や累積 GPA を随時確認できる環境を整えて、自分自身の学修状況や成果を基にした PDCA サイクルの確立を促す。

キャリアガイダンスについては、各学部の就職指導体制とともに、就職課における就職指導、カリキュラムにおける就職関連科目において、よりきめ細かい指導に努める。特に、企業の広報及び選考活動の開始時期並びに内定日が変動している状況に対応し、就職支援体制の整備充実を進める。また、内定が得られずに卒業する学生が出た場合や、就労後に離職する学生についても、必要に応じ指導助言するなど、継続した指導ができるようにする。さらに、学外の諸団体との連携強化を図り、教育課程内の授業とその他の活動内容を充実させ、学生の社会的・職業的自立を指導するための体制整備を進めていく。

教育目的の達成状況の評価とその有効な活用については、ディプロマ・ポリシーの達成を目指す PDCA サイクルの確立に向けた改善を引き続き進める。そのため、「学修時間・学修行動調査」の拡充、シラバスと対応させた教育成果の自己点検・評価方法の開発等を行っていく。また、本学の使命・目的とする地域貢献活動を担える人材育成をさらに充実させるために、教職員とキャリア支援チーム等との協働を進めて、学内外で実施している地域貢献系科目やインターンシップ等を学生の就職力につなげるように努める。

学生サービスについては、経済面について可能な限りの支援を行っているが、学生の健康相談、心的支援、生活指導において、より有効な支援体制を整えていく。それと同時に、教職員と学生の交流の機会を増やし、学生の意見を積極的に汲み上げていく。学生の安全については、授業や学内活動に防災の視点を採り入れるとともに、避難訓練において、消防署、青森市危機管理課や NPO 法人青森県防災士会など、専門家の協力を仰いで、内容の充実に努めていく。

教員の配置・職能開発等については、計画的に採用を進めるとともに、教職員研修会をさらに充実させ、教職員を学外のFD研修等に計画的に派遣し、FDの推進役となる教職員を着実に増やす。また、学習支援センターと連携しながら、各教員の授業の工夫や成功事例の交流などを通して、教員の資質向上・能力開発を促す活動を組織する。「青森大学基礎スタンダード」では、「３つの力」の基盤づくりとなる教育内容を備えた科目を精選し、学生の資質･能力を向上させることができるよう教育方法の工夫・開発に全学を挙げて取り組んでいく。

教育研究環境の整備については、一通り整えられ十分活用されているものの、総じて施設や設備が老朽化しており、厳しい大学の財政の下、一度に改修することは困難であるが、年次計画を立てて順次改修していく。

Ｖ．経営・管理と財務

Ｖ－1　経営の規律と誠実性

(1) Ｖ－1 の現状

Ｖ－1－①　経営の規律と誠実性の維持の表明について

青森大学（以下「本学」という。）の設置者である学校法人青森山田学園（以下「本学園」という。）は、「学校法人青森山田学園寄附行為（以下「寄附行為」という。)」において、「この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い学校、専修学校及び各種学校を設置することを目的とする」と定めており、理事会が学校法人の業務を決し、理事長は法人を代表し、その業務を総理すると明記している。また、法人の業務の決定は、理事をもって組織する理事会によって行う。理事、監事及び評議員は、私立学校法及び寄附行為に従い選任されている。理事会はほぼ定期的に開催され、寄附行為の定めにより適切に運営されている。評議員会は必要に応じ年数回行われている。理事、監事、評議員はそれぞれの役割を十分に果たしており、経営の規律と誠実性は維持されている。

Ｖ－1－②　使命・目的の実現への継続的努力について

青森大学学則第１条第１項に、目的として「本大学は、教育基本法及び学校教育法に基づき、学術の理論と応用を教授研究して、有能にして良識ある人材を育成し、文化の発展並びに人類の福祉に貢献するとともに、地域社会の向上に資することを目的とする」と定めている。また、第２項においては、設置する４学部それぞれの具体的な教育目的を詳細に記述している。第３項には、大学の教育理念として３つの基本方針が示されており、これはキャンパス内１０数か所に掲示し、教職員のほか学生に対しても周知を図っている。

大学学則において大学全体のみならず学部ごとの教育目的を定めており、また、大学の教育理念を大学キャンパス内１０数か所において掲示することにより、周知を図るとともに、「青森大学ルネッサンス」を掲げ、教育改革を推進しており、使命・目的の実現への継続的努力をしていると言える。

Ｖ－1－③　学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守について

本学の寄附行為や諸規程は、「学校教育法」「私立学校法」を始めとする各種法令に則り、体系的に整備されており、必要な校地校舎や教員数についても、大学設置基準に適合しており、大学の運営は、これらの法令及び諸規程に従って行われている。

また、私立学校法や大学設置基準等法令の遵守を徹底しており、法令の改正が行われた際は迅速に対応している。

学園諸規程において各種法令の遵守が謳われており、同時に法令改正の通知を回覧する制度が確立されているため、学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守は図られている。

Ｖ－1－④　環境保全、人権、安全への配慮について

環境保全に関しては、キャンパス内に木々や植物を配し、教育・学習環境の維持を図っている。また、教職員の夏季軽装導入などにより省エネルギーの取組みを進めているが、老朽化した施設の断熱性や暖房器具の熱効率、効率的な施設利用など、課題は残されている。また、ゴミの削減などについては、分別を行っているものの、全学的な取組みはまだ行われていない。

人権については、青森大学ハラスメント防止対策規程、青森大学教職員倫理規程を設置し、学生のみならず教職員間の人権尊重に留意している。平成 28 年 11 月には、青森大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する教職員の対応指針を制定した。これらの規程等に関わる研修を行い、教職員への徹底を図っている。

安全に関しては、大学個人情報保護に関する規程の制定や大学における避難訓練の実施を通して、学生・生徒の安全確保に努めている。防災に関しては、大学が所在する幸畑地区町内会等との連携を図っている。

青森という比較的自然豊かな地域性もあり、環境保全は図られているものの、ゴミの減量や省エネルギーに向けた取組みについては、老朽化した施設の断熱性や暖房器具の熱効率の点などから、まだ発展途上にあると言える。規程を整備し、研修を行うことなどにより、学生と教職員の人権や安全の確保について配慮している。ただし、施設の老朽化による、耐震性の確保という点については、なお課題が残っている。

建物の安全性については、老朽化が進行しているため、建物設備の現状調査を行っており、中長期の営繕計画を策定する準備を進めている。耐震診断については、計画的に実施しているところであり、本学校舎 1・2 号館について行った。今後も順次計画的に実施していく予定である。また、すべてのトイレをウォシュレットへ交換するなどの配慮を進めているところである。

Ｖ－1－⑤　教育情報・財務情報の公表について

本学園では、学園全体のもののほか、全機関においてホームページが開設されており、

それぞれにおいて日々の教育活動に関する最新情報が公開されている。各現場で投稿された最新情報は学園のトップページに自動的にリンクされている。また、Facebook ページを設けて、より詳細な教育関連情報の公開を図っている。

財務情報については、私立学校法第 47 条第 2 項に基づく「学校法人青森山田学園情報公開規程」を定め、財産目録、貸借対照表、資金収支計算書、事業活動収支計算書、活動区分資金収支計算書、事業報告書、監査報告書を備え、閲覧に供している。決算情報、事業報告書はホームページを通じ広く一般にも公開している。

比較的多くの情報を公表しているが、専門的な財務諸表が公開されているに留まっているため、今後可能な範囲で、分かりやすい解説を加えるよう努力する。

(2) 現状の評価

経営の規律と誠実性の維持の表明、使命・目的の実現への継続的な努力、大学の設置、運営に関連する法令の遵守、環境保全、人権、安全への配慮及び教育情報・財務情報の公表については、全体として適切な措置が進められており、引き続き一層の改善を図っていく。

(3) 将来の展望

① 経営の規律と誠実性の維持の表明

寄附行為や各種規程の整備という点では問題ないが、定期的に周知の機会を設けるなど、より徹底した規律と誠実性の維持を図る必要がある。

②使命・目的の実現への継続的努力

大学の使命・目的の実現に向けた継続的努力は、現状において十分に行われていると言える。今後の課題としては、この努力を維持していくことと、大学の使命・目的の適切性をその都度確認することである。そのため、常に社会のニーズを注視し、必要な人材について考察を重ね、定期的に大学の方針について協議する場を持つことが必要である。

③学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守

現状に問題はないと言えるが、引き続き、法律や制度の改正を注視し、各種法令に則った学園運営を続ける必要がある。そのため、公文書の確認や研修会等への積極的な参加について引き続き力を傾注していくべきである。

④環境保全、人権、安全への配慮

教育施設の老朽化問題は早急に改善する必要がある。これには、財政的事情が大きく関連するため、補助金制度を精査して計画的に実行していくことが求められる。

⑥ 教育情報・財務情報の公表

教育情報の公表は、積極的に行われているが、広報の見地からも単に「公表」することだけでなく、より前向きな情報発信が可能な分野については早急に進める必要がある。財務情報の解説については、該当する項目の改善状況を踏まえながら、前向きに検討する必要がある。また、正確な情報を公開することが求められている公的存在であることを今一

度構成員が認識し、その上で、より健全な法人運営に努める必要がある。

Ｖ－2　理事会の機能

(1) Ｖ－2 の現状

Ｖ－2－①　使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性について

大学の目的を達成するための学校法人としての管理運営は、「寄附行為」に基づいて行われている。

本法人は、「寄附行為」により、理事会の運営方針と監事の職務等を明確に規定しており、学校法人としての適性で円滑な業務をはかるための方針が明記されている。

寄附行為では、理事定数は 10 人以上 17 人以内と定められており、平成 28 年度の理事総数は 13 人である。

平成 28 年度は、理事会を 5 回開催し、寄附行為の定めにより、予算、決算をはじめとする重要事項について審議を行っている。

理事にはそれぞれ総務担当、財務担当等の担当が割り当てられており、理事会の体制強化をはかっている。

法人の業務及び財産を監査する 2 人の監事は、外部の要職にありながら、5 回の理事会のうち、5 回はいずれか 1 人が出席しており、私立学校法及び寄附行為の定めにより、法人の業務及び財産の状況について適切な助言を行っている。

平成 28 年度は 28 人の評議員をもって組織する評議員会は、寄附行為第 18 条に記載された諮問事項に関する意見聴取等が行われており、平成 28 年度は 5 回開催された。

理事会の決定事項は、各学校に伝達され、それぞれの学校で実現するために、決められた範囲内で実施方法を決定し、それぞれ組織を円滑に運営している。

役員等の選考方法は、理事については「寄附行為第 12 条（理事の選任）」にて、監事の選任は「寄附行為第 13 条（監事の選任及び職務）」に明記されている。

役員の任期、解任・退任・補充等についても、「寄附行為」に明記されている。

(2) 現状の評価

使命・目的の達成に向けて戦略的な意思決定ができる体制が整備され、その機能は発揮されている。

(3) 将来の展望

平成 28 年度の理事構成は学内理事が 5 人、学外理事は 8 名となっている。監事も非常勤ではあるが、学校運営に有用な意見と識見を持たれた方々であり、学校法人の適切な運営への貢献を増している。理事会運営は適切に行われているが、将来的には、監事の常勤化を目指すものとする。

Ｖ－3　大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ

(1) Ｖ－3 の現状

Ｖ－3－①　大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性について

学長の提唱による「青森大学ルネッサンス」を基調とする様々な大学の改善策に着手し、学長の統率による教職員の一致協力の体制・ガバナンスは大きく改善されている。

「青森大学ルネッサンスを進めよう」（青森大学・短期大学ニュース　№22）で学長は、「青森大学ルネッサンス」の理念、手法、具体的な中身について述べているが、〈意思決定の在り方〉として、以下の 3 点の重要性を指摘している。

① 学長に集約して決定し実行する

大学に関する事項については、大学の自立性にかんがみ、学長に集約して決定し実行する必要がある。教育研究等の大学の任務に関することは、各学部等の実態や教職員の意見等を踏まえ、最終的に、学長が明快に判断できるようにする必要がある。

② 大学を支援し援助する責任を法人が果たす

青森大学を設置する学校法人青森山田学園は、大学の自立性を尊重して、大学の教育研究活動等が、学長の指揮の下で的確に行われるよう、支援し援助する責任がある。学校法人と大学とが常に意見と情報を交換して、意思疎通を緊密にすることで、設置者としての法人の責任が適切に果たされなければならない。

③ 大学と法人の役割を明確にし、健全な関係を築く

青森大学と学校法人青森山田学園は、それぞれ重要な責任を負っており、それぞれの役割を明確にするとともに、健全で建設的な関係を構築して、一体的に活動ができるようにすることが、青森大学の再興と新生にとって、そして、青森山田学園の体制立て直しにとって不可欠である。

上記の考え方を基に、「青森大学ルネッサンス」の下、大学の目的、将来ビジョンの実現のために、年度ごとの取り組むべき課題や方針について、学長が全教職員に提示している。

学長が示す課題や方針は、学長が主宰する部長会を通じ、全ての教職員の共通理解と一致協力が図られ、適確に実施されている。学長ガバナンスの体制は、副学長、学長補佐、教学改革タスクフォース、学長補佐室等により整えられ、また、各学部や各種委員会等との連携が図られている。各学部及び委員会等は、年度ごとの活動目標を設定し、学長の下で業務を遂行している。

各教員の授業科目の充実や FD 活動等も、学長の教育研究等に関する活動方針の下、各年度の活動目標を設定し、学部長の下で業務を遂行する。

本学は、学則第１条に定める大学の目的を達成するために学部、学科、付属施設等の教育研究組織を「図Ｖ－1」のように構成している。

図Ｖ－１　教育研究組織（平成 28 年度）

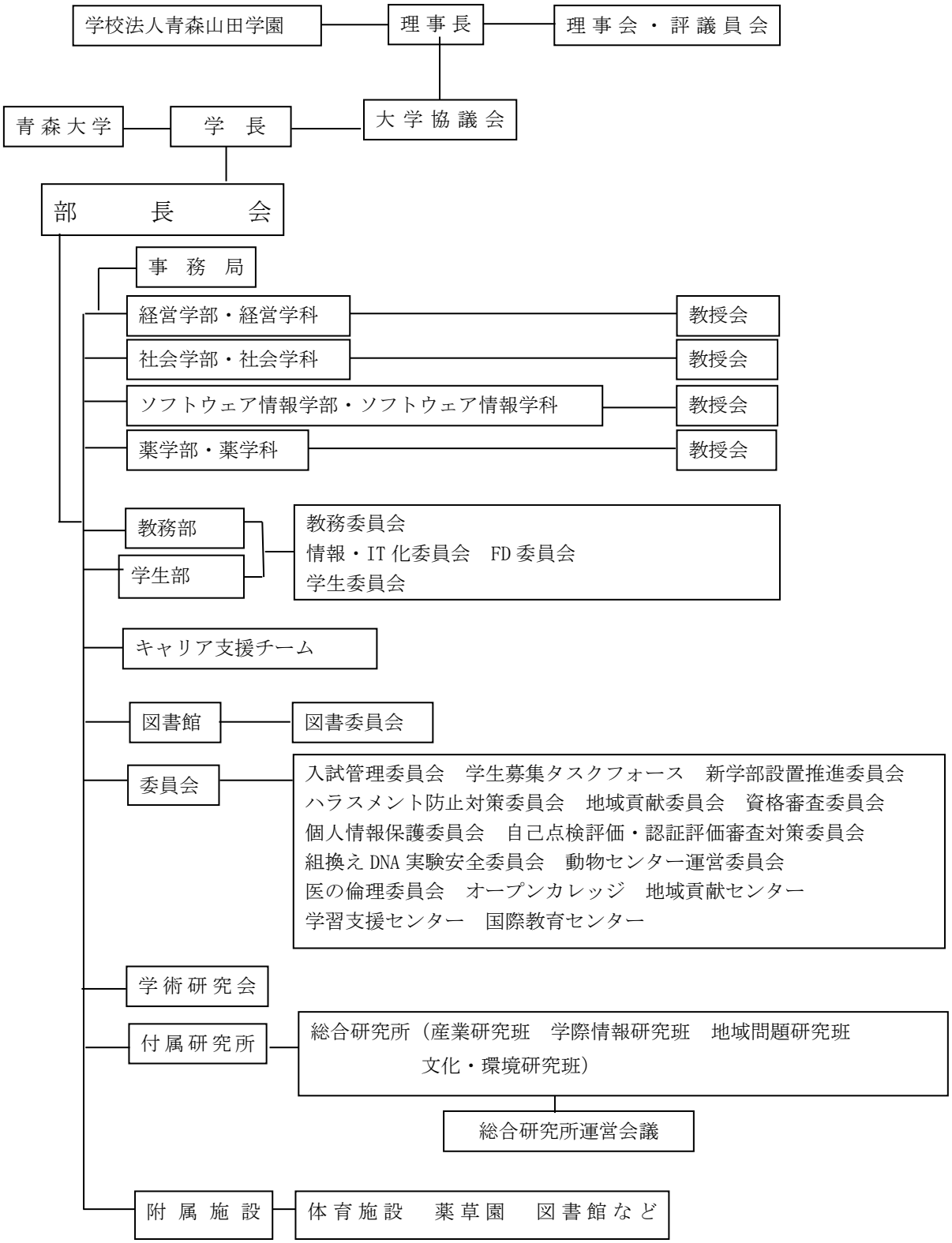

教育研究組織の運営に関することは、理事会で決議された方針に従い、学長がリーダーシップを発揮し、大学全体を統括している。大学に所属する各教員が各組織の業務を横断

的に担当することで、組織間の連携を図っている。大学の教育研究等に関わる重要事項を審議するため、学長が主宰する部長会が置かれ、必要に応じ法人からの参加を得て、全学部の協力体制により開催されている。このように、大学の意思決定組織は適切に整備され、学長等の権限と責任が明確に示され、適確に機能している。

Ｖ－3－②　大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮について

平成 24 年４月に就任した新学長の下で「青森大学ルネッサンス」を基調とする様々な大学の改善策に着手した。このような新たな共通目標の下、学長の統率による教職員の一致協力の体制・ガバナンスは大きく改善されている。

平成 24 年度に教務と事務の学長補佐をそれぞれ１名ずつ配置したのに続き、平成 25 年度は、スピード感のある学部間の意思疎通及びその円滑化を目的として「学長補佐室」を設置し、各学部の教員１名ずつ合計４名が所属して、諸課題の検討並びに必要に応じた調査・調整を実施した。平成 26 年度には学長補佐室所属の教員を 6 名に増員した。平成 27 年度には学長補佐室所属の教員を８名（各学部の教員２名ずつ）に、学長補佐を２名から４名に増員し、翌平成 28 年度には学長補佐室の教員を 10 名に、学長補佐を 6 名に増員し、教学関連事項と学生募集関連事項はそれぞれ１名の学長補佐が集中して担当することとした。これらの改革により、学長のリーダーシップの下で全学的な活動の推進役となる組織の強化を図った。

また平成 27 年度から副学長 1 人を置き、学長のリーダーシップの発揮を支援している。

さらに、大学における地域貢献の使命をより明確にすることを目的に、大学の付属機関である青森大学オープンカレッジの事務局を大学事務局の教務課の中に位置づけた。さらに、大学の管理運営の審議組織として重要な役割を担う部長会に、オープンカレッジ所長と地域貢献センター(平成 24 年度に新設)のセンター長を恒常的なメンバーとして加えた。

このほか、大学における事務作業の効率化と円滑なコミュニケーション、学生サービスの向上を目的として平成 25 年度から教務課、総務課、学生課、入試広報課を一つのスペースにまとめ、平成 28 年度には教務課と学生課を教務・学生課とした。

平成 26 年度には、全学的な教学マネジメントを的確に推進し、教学改革の PDCA サイクルを確立するため、学長が統括する組織として、「教学改革タスクフォース」を設置した。このタスクフォースは、平成 25 年度から導入された基礎スタンダード科目の全学的な運営を進め、基礎スタンダード科目と整合的に連結する専門科目を構築するなど、教学改革の推進に関し、教務委員会、FD 委員会等関連の委員会等との連携を図りつつ、大学としての必要な方針を示すなどの任務を遂行している。

学生のキャリア教育と就職支援に関しては、平成 28 年度から青森大学キャリア支援チームを設置し、学長の指揮統括の下、学生の就職を円滑に進めるための多角的な支援を、計画的に教職協働で実施している。

なお、平成 26 年 6 月に学校教育法及び国立大学法人法が改正され、平成 27 年 4 月から施行された。これに伴い、私立大学においては、学校教育法の改正に基づき、学則等の学内規則を改定することが必要となった。青森大学においては、学則第 53 条第 3 項の各学部

の教授会の審議に関する規定の改正について、各学部教授会における審議を経て、平成 26 年 11 月の部長会において審議が行われ、確認がされた。これら学則等の改正については、平成 27 年 3 月の理事会において必要な手続きがとられた。

各学部教授会は、学則の規定に基づき、学生の入学、卒業及び課程の修了等について学長が決定を行うに当たり意見を述べるほか、平成 28 年 12 月には、学長の求めに応じ、3 つのポリシーについて意見を述べるなどの機能を果たしている。

このように、年度ごとに学長の提示する課題や活動方針に基づく業務執行体制が確立されており、学長の適切なリーダーシップが発揮されている。

(2) 現状の評価

大学の意思決定の責任は学長が担っており、学長の判断を助けるための審議機関については、学長主宰による大学部長会と理事長主宰による大学協議会があり、管理部門と教学部門の連携が図られている。大学部長会は、大学の最も重要な審議機関として、月 1 回の頻度で開催している。必要に応じ、学園本部からも出席するので、法人側が学長の方針を理解して支援することができるようになっている。さらに大学協議会は、必要の都度開催され、外部の理事等と大学の学部長等による情報や意見の交換が活発に行われている。このように、意思決定のための組織は整備され、権限と責任が明確にされて、機能が適切に働いている。地域貢献委員会等の学部横断の組織が整えられ、それらの委員会等における議論を踏まえ、学長がリーダーシップをとって教学改革等について明確な方針を示し、執行できるようになっている。全学的な教学マネジメントの推進と教学改革の PDCA サイクルの確立においても、学長が統括する組織である「教学改革タスクフォース」の下で進められている。また、平成 27 年 4 月から、学校教育法の改正に伴う学則等の規則改正により、学長のリーダーシップの下、青森大学の全学的なガバナンスの体制がこれまで以上に確立されている。

(3) 将来の展望

青森大学は、少子化による入学生の獲得が困難な状況の中、学長のリーダーシップの下、「青森大学ルネッサンス」を掲げて、本学の改革と新たな魅力づくりを進めている。引き続き、大学の自立性にかんがみ、学長の統率によるガバナンス体制を整備し、全教職員が一丸となって本学の改革を推し進めるとともに、その魅力を積極的に発信していく。

Ｖ－4　コミュニケーションとガバナンス

(1) Ｖ－4 の現状

Ｖ－4－①　法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門の間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化について

管理部門と教学部門との意思疎通と連携を保つための仕組みは、以下のとおりである。

①法人と青森大学との関係

理事会、評議員会に学長のほか学部長１名（平成 26 年度から)、学長補佐１名が参画し、教学側としての意見、学園の運営全般について意見を述べている。その他、大学と理事会との連絡を密にし、大学の円滑な運営を期するために大学協議会を置いており、学園本部から理事長、本部長、関係部長が参画している。

また、学園を構成する諸機関の運営に関する情報を共有し、相互の理解を深め、協調一致して学園の目的達成を目指す場として、学園運営委員会を設けている。

このほか、理事長主宰による学園事務長会議を設け、青森大学をはじめとする各部門との連携を図っている。

法人理事会と教学組織の連携・意思疎通が図られ、協調体制が確立している。

②青森大学における管理部門と教学部門との意思疎通と連携

大学の最も重要な審議機関として大学部長会を設け、月１回の頻度で開催している。

大学部長会には、必要に応じ学園本部から関係部長も参画している。

大学部長会及び大学協議会には、大学事務局部課長が参画している。

また、大学の目的を達成するために各種の委員会を随時開催し、管理部門と教学部門の連携は密接に取られている。

このように、大学運営については、法人本部はもとより、教学側、管理運営側がそれぞれの立場から相互に連携を密にし、その目的達成のために取り組んでいる。

Ｖ－4－②　法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性について

法人理事のうち学内理事が 5 人であるが、理事会において、8 人の外部理事や監事から積極的な意見表明があり、学内理事も意見を傾聴しているため、法人と大学の相互チェック体制も整備されている。

監事 2 人は、理事会・評議員会に出席し、学園全体の運営について、意見を述べているほか、学園運営委員会、大学協議会、グランドデザイン（将来計画）委員会に参画し、学園の運営、将来計画の検討に際しての指摘、助言を行っている。

また、監事は、学園運営上の種々の課題に関し、会計監査法人と連携して、法人本部理事長等に、必要な指摘、助言を行っているほか、監査法人による会計監査に、立ち会い、必要な指摘、助言を行っている。

監事の選任及び職務については、寄附行為第 8 条に、下記のように定めている。

（監事の選任及び職務）

第 13 条　監事は、この法人の理事及び職員（学長、校長、教員、その他の職員を含む。）又は評議員以外の者のうちから評議員会の同意を得て、理事長が選任する。

2　監事は、次の各号に掲げる職務を行う。

(1) この法人の業務を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) この法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会

計年度終了後 2 ヶ月以内に理事会及び評議員会に提出すること。
(4) 第 1 号又は第 2 号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを文部科学大臣に報告し、理事会及び評議員会に報告すること。
(5) 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して評議員会の招集を請求すること。
(6) この法人の業務又は財産の状況について、理事会に出席して意見を述べること。

評議員会は、寄附行為に基づき選任された評議員により、寄附行為の定めに則り、理事会に対しての諮問機関としての役割を十分に果たしている。【資料 3－4－6】

（評議員会）

第 17 条　評議員会は、23 人以上 35 人以内の評議員をもって組織する。
2　評議員会は、理事長が招集する。
3　評議員会に議長を置き、会議のつど評議員の互選で定める。
4　理事長は、評議員総数の 3 分の 1 以上の評議員から会議に附すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求があった日から 20 日以内にこれを招集しなければならない。
5　評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ、その議事を開き議決することができない。ただし当該議事につき書面をもってあらかじめ意志を示した者は、出席とみなす。
6　評議員会の議事は、出席評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の議決するところによる。
7　前項の場合において、議長は、評議員として議決に加わることができない。

Ｖ－4－③　リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営について

①法人本部

青森山田学園グランドデザインは、社会の変化や少子化の進展に対応した学園全体の在り方、学園の将来方向についての考え方を示すものであり、評議員会、理事会、学園運営委員会、大学部長会、大学協議会などで、審議され、議論されてきている。平成 25 年度には、学園全体の教育組織の見直し検討を行い、グランドデザイン（将来構想）第 1 次基本構想をまとめ、平成 26 年 7 月 8 日開催の評議員会・理事会で承認された『経営改善計画』及び平成 26 年 8 月 20 日開催の評議員会・理事会で承認された『グランドデザイン第一次基本構想の改定の方向性』に基づき平成 26 年 12 月 12 日開催の評議員会・理事会の意向を踏まえ、理事会主導で進めることとなった。今後このグランドデザインに則り、運営を行っていくこととしている。

このグランドデザインについては、学園の抜本的な経営改善を図るため、根本的に見直しを図ることとし、平成２７年５月２２日開催の評議員会・理事会において「グランドデザイン改定基本構想」が承認された。

さらに、平成２７年９月に各校所属長よりヒアリングを行い、平成２８年９月２日の理事会において、「青森山田学園グランドデザイン―第三次基本構想―」が決定され

た。

このように、各種委員会の構成員は、大学をはじめ各部門から参画しており、学園の運営全般にわたり、各組織の意見を取り入れる体制となっており、評議員会・理事会をはじめとする各委員会では、開催に際し事前に各部門へ議案の照会を行うなど、連携が図られている。

理事長は、グランドデザインの策定・改訂やその後の実施などに関し、本部内での議論を進めるとともに、学長、校長とも随時意見交換等を行い、学園運営委員会等において方向性を確認するなど、大学の主体性を尊重しながら、リーダーシップを発揮して、法人運営を進めている。

②大学

学長は、社会の変化に対応した大学改革を推進するため、以下のような体制により、リーダーシップを発揮して大学運営を行っている。

・学長の選任、任期

経営者側である理事をも含めた選考委員会で、数名の候補者を選任し、その中から大学の教職員の投票により学長候補者を決め、理事会で審議の上選任することになっており、経営側、教学側からの意向に十分対応したものとなっている。また、任期を3年とし、大学改革などの推進を踏まえ再任を妨げない仕組みになっている。

・学部などとの協力関係

学長は、大学部長会などを通じ、自らの大学運営の方針、考え方、改革の方向性などを示しているほか、学部長等との意見交換を通じて、学内の調整や意思決定が円滑に行われている。

・教員人事

教員の採用、及び昇任については、学長が当該学部長と、教育改革の推進を踏まえた全学的視野での必要な学問分野について、協議した上で検討を開始し、選考については、学部教授会の議に基づき学長が候補者を決定、理事長と協議し決定することとしている。

・予算配分

学長は、予算編成に当たり特色ある教育研究を進めるべき事項を特定し、法人本部に対し、重点的に予算配分をするよう特別に協議している。

③大学運営へのボトムアップ

大学運営に際しては、大学部長会をはじめとして、入試、教育、研究、学生指導、課外活動、図書、就職等各種の委員会等を設けており、大学内の各組織、構成員からの意向が十分反映されるようになっており、円滑な大学運営が行われている。

(2) 現状の評価

学長のリーダーシップによる大学の主体的な意思決定を確保しつつ、管理部門と教学部門の意思疎通と連携を図り、相互の意見や情報の交換を円滑に進めるとともに、各種委員会の機能を活かしつつ、トップダウンとボトムアップの均衡のとれたガバナンス体制が構築されている。

(3) 将来の展望

意思決定の円滑化に関する課題は、次の 3 点である。

1　法人本部と大学事務局の一体化

法人運営と大学運営の連携を密にし、より一体的に行うため、事務組織の連携協力体制の強化・統合化を順次進めている。これにより、企画戦略機能の充実、建物設備の維持管理、教育研究設備備品の計画的な整備、学園運営会議などの導入による機動的・戦略的な法人運営を検討していく。

2　各種連携の強化

大学・高校の連携と接続、さらには、その前段階になる高校と中学校の連携の組織的な推進体制の確立が求められる。

3　経営戦略の策定組織

大学運営を含めた学園全体の舵取りを戦略的に進める、経営戦略を担う組織整備が望まれる。

相互チェックによるガバナンスの機能性については、内部牽制の一環として、契約発注業務の監査体制の整備が必要である。

リーダーシップとボトムアップのバランスの取れた運営に関して、学園は、財政再建をも含めた経営改善に取り組んでいるところではあるが、学長が大学運営にリーダーシップを発揮しやすくするために、全学的な視点から重点的に予算配分できる仕組みとして、平成 26 年度から設置した学長裁量経費の充実を行っていく。

Ｖ－5　業務執行体制の機能性

(1) Ｖ－5 の現状

Ｖ－5－①　権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保について

（1）業務執行体制

学校法人青森山田学園の管理運営については、「青森山田学園寄附行為」及び「青森山田学園組織事務分掌規程」に基づき、学園の全ての組織の運営が行われている。

法人経営については、「青森山田学園寄附行為」に基づき、法人の目的・事業、理事会、理事長、理事、評議員会、監事の職務、資産・会計等が適切に行われている。

管理組織については、「青森山田学園組織事務分掌規程」に、理事長をはじめとする法人本部、各部門の組織とその事務分掌を規定しており、その規定に基づき、管理運営が行われている。

青森大学については、学長、学長補佐、学部長、学科長、教員、大学部長会、学部教授会、大学協議会、教務部長、学生部長、図書館長、大学事務局長・大学事務局組織などの職務とその事務分掌が規定されているほか、教育、研究、学生指導、地域貢献などに対応する各種の委員会を設け、運営、教育・研究、学生指導等の実施及びこれらの課題に的確に対応し、その役割を果たしている。

また、青森山田高等学校、青森山田中学校、専門学校、３幼稚園については、同様に管理運営組織とその職務を規定している。

管理運営機関

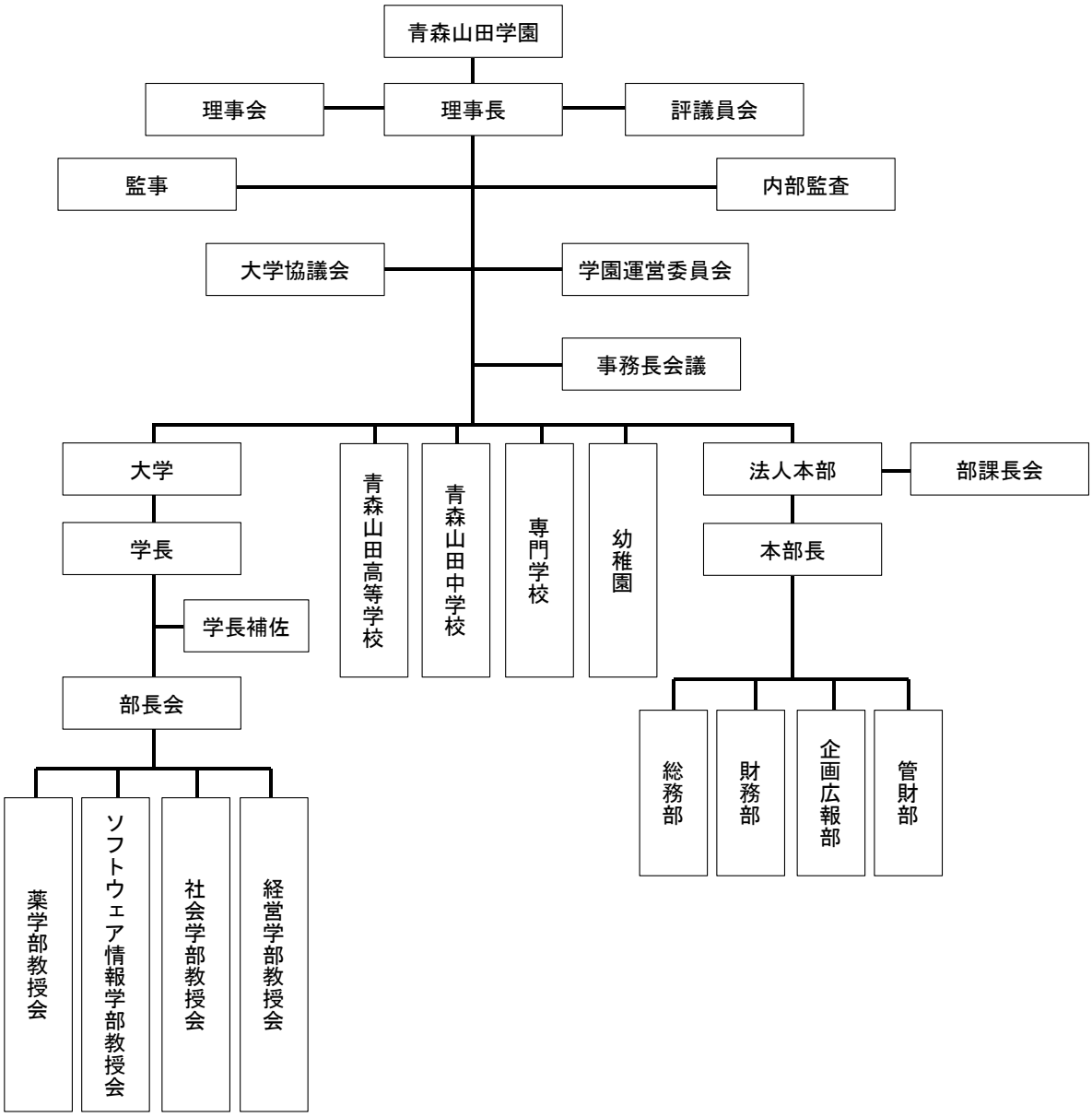

（２）権限の明確化

権限移譲規程を設け、理事長、常務理事、本部長、本部部長並びに各部門の役職員の、日常業務遂行上の職務権限に関する事項を規定し、業務の円滑かつ適切な運営を行っている。

（３）文書管理及び稟議

学園文書管理取扱規程及び学園稟議規程により、学園の全ての事業については、予算の執行をも含め、起案文書を作成し、権限移譲規程に基づき、各機関の決裁を経たうえで、実施する仕組みになっている。

Ｖ－5－②　業務執行の管理体制の構築とその機能性について

（１）法人本部

法人本部の意思疎通に関しては、部課長会議を通じて、業務の報告相談を日常的に行い、業務の方向性、その結果並びに結果を踏まえた一層の改善への取組みが常に図られる体制になっている。27 年度より大学、高校、中学、専門学校、幼稚園、自動車専攻科の事務担当者も新たに参加し、各所属の課題・検討事項を協議・決定しており連携・機動性がこれまで以上に発揮されている。

（２）大学

①学長補佐

大学運営の複雑化、教育研究の改革、競争的研究資金獲得、社会貢献、課外活動、学生指導等学長の職務は広範多岐にわたることから、その職務を補佐する学長補佐 6 名を配置し、教学関連事項と学生募集関連事項はそれぞれ１名の学長補佐が集中して担当することにより、学長の職務を機動的に果たすことができる体制になっている。

学長補佐のうち 1 人は、事務局長を充てており、事務局が一体となって学長の職務を支えている。

②学長補佐室

学長が大学運営、大学改革を進める上で、学長の意向を受けて、取り組むべき課題を調査検討し、改革方策の原案を取りまとめるため、中堅教員による学長補佐室を設けている。

③教学改革タスクフォース

学長が推進する教学改革に関し、教務委員会、FD 委員会等関連の委員会等との連携を図りつつ、大学としての必要な方針を示すなどの任務を遂行する。

Ｖ－5－③　職員の資質・能力向上の機会の確保と整備について

1　教育改革の推進や、大学運営の複雑化、専門事項の増加に対応して教職員の資質向上が不可欠であることを踏まえ、各種の研修の充実に努めている。

研修は、法人本部としては、校務員、幼稚園、専門学校を対象にした研修、大学では、教職員を対象にFDやSD､教育改革や社会貢献に関する研修､初任者研修を実施している。大学主催の研修には、他部門の職員も参加している。

2　このほかに、文部科学省、私学事業団等が主催する協議会、研究会などに参加させ、その状況は、法人本部、大学事務局に報告し、回覧している。

3　異動による人事交流、学園各機関の課題共有、機能性向上については、どのように扱うか、これからの課題である。

(2) 現状の評価

今後とも、学長のリーダーシップによる大学改革の的確な推進を支えていくため、法人と大学の権限と責任を明確にしつつ、協力的な体制を整備し機能的に実施していく必要が

あり、また、職員の資質・能力向上を的確に進める必要がある。現状においては、体制が次第に整えられ、着実に実施されているが、なお改善の努力が必要である。

(3) 将来の展望

学長のリーダーシップによる大学改革の的確な推進を支えていくため、法人と大学の権限と責任を明確にしつつ、協力的な体制を整備し機能的に実施していく必要がある。また、職員の資質・能力向上を的確に進めて、体制が次第に整えられているが、なお改善が必要である。

権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編成及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保については、職務権限の委譲による専決事項について、具体的な案件に対応できるよう簡潔明瞭な内容に改定するなど、改善すべき点も多々あることから、今後さらに充実した業務執行体制を築いていくこととする。

Ｖ－6　財務基盤と収支

(1) Ｖ－6 の現状

Ｖ－6－①　中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立について

本学園は、平成 22 年以降、厳しい経営状況に陥り、財政再建の努力を続けてきた。平成 26 年度に岡島成行理事長が就任し、新体制となって、抜本的改革を開始したことにより、平成 28 年度には運転資金に不安を残す危機的状況は脱し、自力で再建改革を進めていくステージに入っている。ただ、過去 10 数年間に及んで積み上げられてきた借入金と未払金の問題は次第に縮減されてきているが、まだ解消されてはいない。

今後は、経営、ガバナンスの双方において運営体制を軌道に乗せ、学園創立 100 周年へ向けて、一層の要員調整、コスト削減、入学者確保を三本柱とした改革を着実に進めていく。

大学においては、基礎スタンダードの充実と専門教育の改革を進めるなど、ブランドイメージを刷新する改革を推進し、優れた就職実績をベースに受験生が集まるしくみを拡充する。また連携校との連結体制、留学生や社会人の受入れ体制を強化する。

Ｖ－6－②　安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保について

本学の収入の 70%以上を占める学生生徒等納付金は、ここ 10 年間では平成 18 年度 3,627 百万円をピークとして、平成 23 年度を除いて減少基調にあり、平成 28 年度は、2,135 百万円で、ピーク比 40%の減少である。この間、大学院、短大の閉鎖等大学組織の改編が行われたこともあるが、大学における学生数の減少が大きな要因である。(18 年度学生数 1,１,914 名、28 年度 1,033 名、減少率 46.0%)

学納金に次いで比重の大きい補助金は、平成 18 年度 732 百万円に対して、平成 28 年度 765 百万円と、32 百万円増加した。補助金の帰属収入に占める比率は、平成 18 年度 14.7%

から、平成 28 年度 23.6%となっている。

本学園の収支は、学生等納付金金額が 3,000 百万円を下回った平成 21 年度以降、平成 27 年度までは消費支出比率（消費支出/帰属収入）が 100%を超過しており、逆ザヤ状況を示している。平成 28 年度は、100%を超過せずに 94.7%となっている。帰属収入額 3,239 百万円に対して、消費支出額が 3,322 百万円となり、総体として 83 百万円の不足となっている。

平成 28 年度決算においては、収入面では、学生等納付金が 2,135 百万円（前年度比 22 百万円）であり、帰属収入 3,239 百万円（前年度比△459 百万円）と、減少している。支出面では、人件費 1,727 百万円（前年度比△31 百万円）と昨年度に続き削減となり、消費支出全体では、3,322 百万円となっている。これは保証債務先の㈱エム・ケーコゥポレーション金融機関借入残高分を引当したものによる。

収支バランスの観点からは、帰属収支が、83 百万円の支出超となっており、経費削減の効果が、学納金を始めとする収入の減少に追いついていないのが現状である。

学園の現金収支を把握するキャッシュ・フロー分析の観点からは、非現金化支出である教育研究費及び管理経費の減価償却費を戻し入れた償却前帰属収支を、フリーキャッシュフローとして指標とするが、収支バランスを考えた場合、前記のとおり、学生生徒の減少が大きく影響している。教育研究経費及び管理経費も削減を行っているが、奨学費は少なからず増加しているので、バランスが崩れている状態であると言える。

このように、財務の状況は厳しく再建途上ではあるが、学生数確保の補強に努め、平成 28 年度の大学の入学者数は、248 名に増加し、さらに、平成 29 年度の入学者が 328 名になった。この上昇傾向を維持していくことにより、バランスの改善を図っていく考えである。また、平成 28 年 2 月には、665 百万円で学園の土地を買い戻し特約付きで売却したことにより、平成 28 年度以降、短期借入金を解消することが可能となり、運転資金の不安はなくなった。今後、奨学費の減少を目指しつつ、学生募集に注力するとともに、金融機関等からの支援を受けながら、「地域とともに生きる大学」として、オール青森で支えられるよう、財務運営の改善を図っていく考えである。

文部科学省の事業である科学研究費助成事業の採択件数は、本学の研究者が関わる課題の採択件数及び補助金額は大幅な増加傾向にあり、平成 22 年度は 1 件（26.0 万円）であったものが、平成 27 年度には 12 件（1419.6 万円）にまで増加し、平成 28 年度は、採択件数では 18 件、助成額では 16078 万円まで伸び、採択件数及び助成額ともに過去最高であった。学内における科研費申請のための説明会等を開催し、本学の教員が協働で科研費に申請できるよう努めている。

(2) 現状の評価

中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立及び安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保については、現状の計画をしっかりと実施していくことにより実現することが可能である。

(3) 将来の展望

中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立及び安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保については、現状の計画をしっかりと実施していくことにより実現することが可能である。

中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立については、学園をめぐる財務環境の変動を受けて、平成 26 年度に策定したグランドデザインによる業務改善計画を抜本的に見直し、金融債権者との協同のもと、実行可能性の高い中長期計画の策定を進める。その中で、戦略的な人員削減については、退職補充の厳正管理と現有教員の活用、非常勤職員の活用を積極的に進める。経費節減については、消耗品や光熱水費、旅費交通費など個別支出の内容の厳正管理を通して、平成 25 年度比で１−２割のカットを目指す。そして大学を含む学園全体の入学者数確保については、5 年後に充足率 80%（平成 28 年度現在 67%）の確保を達成するため、大学・高校・中学の連携強化に努める。

安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保については、安定した財務基盤確立の主眼として、学生数の増加を第一義的目標として定め、学園の認知度浸透を図るため、広報活動の強化を行う。併せて、経費削減策として、購買活動における競争入札を原則とし、最低３社からの見積もり徴求を条件付ける。また、金融関連費用削減のために、業者支払のサイクルを、学園の入金スケジュール（8、3 月に入金）に合わせて、現状の月次支払ベースから、半期毎支払に変更し、運転資金借入金額の圧縮に努める。これら施策を確実に実行することにより、手元現金流動性を高め、期中運転資金を外部調達に頼ることなく、学納金等自己資金にて対応できる財務体質への変換を早期に達成する。

Ｖ−7　会計

(1) Ｖ−7 の現状

Ｖ−7−①　会計処理の適正な実施について

会計処理については、「学校法人会計基準」及び本学園の「経理規程」に準拠した会計処理が適切になされている。

予算管理は、「予算管理規程」に定められた予算編成、予算管理を基とし、「経理規程」に定められた経理に関する事項を正確かつ迅速に処理し、会計システムにより経営の実態を計数的に把握し、経営活動を能率的に推進すべく処理している。

また、平常の会計処理の疑問点等は学園担当の公認会計士に随時質問し、その場で回答を受け対応している。また、毎月学園において前月処理分の証憑チェックを受けている。

Ｖ−7−②　会計監査の体制整備と厳正な実施について

年次決算及び財産状況について、内部監査として学園理事会指名による監事 2 名による監査、外部監査として、公認会計士による監査を受検している。

会計監査については、毎月学園において前月分処理分の証憑チェックを受け、その都度

指摘部分について修正を行っている。

また、監事による監査も財務状況、業務状況と、理事の執行状況の監査を行っている。決算途中の経過を 9 月に公認会計士、税理士から説明を行い、点検を受けている。また、決算の数字がほぼ固まっている 5 月には別途来学いただき、経理担当者及び公認会計士、税理士から説明を行い、点検を受けている。

監事は上記検証が終了後、不正の行為又は法令、寄附行為違反する重大な事実が認められなかったこと、計算書類が本会計年度の経営状況を適正に表示しているものと認める旨の「監査報告書」を作成し、決算案が審議される理事会、評議員会に出席し、監査報告を行った。

(2) 現状の評価

会計処理は適切に実施されており、会計監査は体制整備が行われ、厳正に実施されている。

(3) 将来の展望

会計処理は適切に行われており、会計監査の体制も整備されている。今後も決算途中の経過を 9 月に公認会計士、税理士から説明を行い、5 月には経理担当者及び公認会計士、税理士から説明を行い、監査体制の充実に取り組むものとする。

Ⅴ．経営・管理と財務に関する全体の自己評価（現状の評価と将来への展望を含む）

経営の規律と誠実性の維持の表明、使命・目的の実現への継続的な努力、大学の設置、運営に関連する法令の遵守、環境保全、人権、安全への配慮及び教育情報・財務情報の公表については、全体として適切な措置が進められており、引き続き一層の改善を図っていく。

理事会の機能については、理事長及び本部長を軸にした円滑かつ適切な意思決定を行う組織と情報伝達の仕組みを構築しながら、学内理事会や常務理事会の設置について引き続き検討する。

大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップについては、法人運営と大学運営の連携を密にするため、法人本部と大学事務局と緊密な連携により一体化を進める。また、大学・高校の連携を始めとした各種連携の推進、大学運営を含めた学園全体の舵取りを戦略的に進める。

コミュニケーションとガバナンスについては、学長のリーダーシップによる大学の主体的な意思決定を確保しつつ、管理部門と教学部門の意思疎通と連携を図り、相互の意見や情報の交換を円滑に進めるとともに、各種委員会の機能を活かしつつ、トップダウンとボトムアップの均衡のとれたガバナンス体制が構築されている。

業務執行体制の機能性については、学長のリーダーシップによる大学改革の的確な推進

を支えていくため、法人と大学の権限と責任を明確にしつつ、協力的な体制を整備し機能的に実施していく必要があり、また、職員の資質・能力向上を的確に進める必要がある。現状においては、体制が次第に整えられ、着実に実施されているが、なお改善の努力が必要である。

財務基盤と収支については、収支計画でのバランスは確保されている。今後はさらに進捗する少子化や他大学の類似学部学科増・定員増等による競争環境の激化を見据え、本学の強みである教育力の一層の強化と改組も視野に入れた学生募集戦略の充実を図ることにより、さらに安定した財政基盤の確立と収支バランスの確保を図る。

会計については、会計処理は適切に行われて、会計監査の体制も整備されており、今後も監査体制の充実及び厳正な実施に取り組んでいく。

Ⅵ. 自己点検・評価

Ⅵ－1　自己点検・評価の適切性

(1) Ⅵ－1 の現状

Ⅵ－1－①　大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価について

【全学】

本学の建学理念や大学の使命・目的は、「地域社会の向上に資することを目的とする」等の学則に示されている内容に沿って、地域のための人材育成を行うことを基軸としている。

大学独自に作成する自己点検・評価報告書は、本学の使命・目的に即した教育がなされていることを確認し、改善していくために、平成 14 年（2002 年）に 463 ページで構成される「青森大学の現状と課題－自己点検・評価報告」を作成し、本学の教育内容・財務等に関する自己点検を行った。その後、平成 22 年度に大学機関別認証評価を受審したものの、管理運営と財務の部分が不十分であるとの理由から保留となったが、平成 25 年度に再審査を受け、大学評価基準に適合していると認定された。

この平成 25 年度の再審査の受審に当たり、平成 24 年度に学長を委員長とする「青森大学自己点検・評価委員会」及び「大学機関別認証評価対策委員会」を設置し、全学体制で自己点検・評価を実施し、平成 24 年度から自己点検・評価報告書を作成することとし、大学機関別認証評価に対する実務を遂行した。

自己点検・評価報告書の内容は、各基準に関する事実の説明を行い、改善すべき点などについては、将来の計画として記載され、部長会、教授会、各委員会などで改善点などに関する対処が実施されている。

【経営学部】

経営学部の自己点検・評価は、「自己点検・評価委員会」に基づき、学部長、自己点検・評価委員が行うとともに、その改善に関すること及び認証評価に関すること等を扱っている。

学部内の教員、学内の職員からデータの提供を受けるとともに、点検評価項目を、学部

長、学科長、教務委員長、各委員会の長が分担し執筆している。評価の基準について、担当領域ごとに分担執筆するとともに、全学の視点と第三者的な視点を持って見直しを行い、自律的な評価となるように努めている。

【社会学部】

社会学部の自己点検・評価については、大学学則第１条の目的「現代社会の理解に必要な社会学を中心とした関連諸学問に関する幅広い知見を身に付け、現代社会の諸問題を深く理解し、専門的な社会調査・分析能力を持って、地域社会や国際社会が直面している諸問題を実践的に解決していく人材を育成する。また、基本的人権の尊重、権利擁護を基礎とした社会福祉の知識・技術・価値観の学びと実践を通して総合的で高度な専門知識を教授し、地域社会に貢献できる人材を育成する。」と同時に、社会学部のディプロマ・ポリシーの内容：「現代社会の理解に必要な社会学及び社会福祉学を中心とした関連諸学問に関する幅広い知識や技術を身に付け、現代社会の諸問題を深く理解し、専門的な社会調査・分析能力あるいは相談・援助の能力を身に付け、地域社会が直面している諸問題に、実践的に取り組む能力及び意欲を有する人材を育成する。」に即して、学部に課せられた校務の包括的で的確な実施が求められている。

加えて､前回の平成 24 年度の青森大学自己点検･評価報告書において記述されている（１）社会学科の以下の大きな三つのアプローチに基づき、変化する社会について理解する。

１） 地域創生の課題と問題を理解する。
２） コミュニケーションと人間心理の仕組みを理解する。
３） 学びとスポーツによる社会参加の支援法を学ぶ。

また、社会学コースの具体的な教育の目標は以下のとおりである。
１） 基礎学力の習得
２） 少人数のゼミ
３） 自分で興味が持てる科目の選択
４） 社会調査士の資格の取得
５） 教員免許状の取得

（２）次いで、社会福祉学コースの二つの目標は以下のとおりである。
１）社会福祉コース　人のつながりを育てるスペシャリストの育成を目指す。
２）精神福祉コース　こころの痛みに寄り添う専門家を育成する。

加えて、社会福祉学コースの具体的な教育の目標は以下の通りである。
１） 国家資格を持った多くの教授陣による指導の徹底
２） 国内研修の実施
３） 少人数教育による生活指導と実力アップを達成させる
４） 現場で通用する専門的なゼミの実施
５） 教員免許状の取得

こうした学則やディプロマ・ポリシーにみられる教育の目的と上記の具体的な目標に即して、社会学部においては自己点検・評価の項目を厳正かつ適正にチェックする必要があるが、平成 27 年度の社会学部の自己点検・評価委員は学部長と委員 2 名の 3 名から構成されている。

平成 27 年度における学部の使命・目的に即した各種委員会による校務が適切に行われているかどうかに関しては、事実上、社会学部教授会が現在各種委員会を点検・管理しているが、原則として定例教授会は毎月第三週の水曜日に開催され、平成 27 年度社会学部校務分掌に従って、各種委員会（教務委員会、入試委員会、就職委員会、学生委員会、学生募集委員会、図書委員会、教職委員会、情報・IT 化委員会など）の校務の報告を毎月義務付けている。このシステムに課題はあるとしても、一定程度の自己点検の機能を果たしているといえる。

【ソフトウェア情報学部】

ソフトウェア情報学部の自己点検・評価は、学則に明示している学部の目的、及び三つの方針の一つとして文章化された学部の卒業認定・学位授与の方針に即して、学部長を含む 3 名の自己点検・評価委員が中心となって行い、必要に応じて学部内の他の教員からデータの提供を受けたり、学部教員全員による「自己点検・評価会議」を開いて意見をまとめ、報告書の作成を行っている。

また、8 月を除いて毎月開催している教授会では全学及び学部の各種委員会での協議事項や学部の諸活動の報告があり、よりリアルタイムに近い点検機能を一定程度、果たしていると言える。

【薬学部】

薬学部の自己点検・評価については、学部内に「自己点検・評価委員会」を設置して、学部長、自己点検評価委員が改善すべき事項及び認証評価に関する内容等を取り扱っている。評価委員は学部内の教員、学内の職員から学部の教育研究に関するデータ提供を受け、学部長、学科長、教務委員長、各委員会長が分担・執筆に協力している。評価の基準については担当領域ごとに分担執筆するとともに、全学の視点と第三者的な視点により見直しを行い、自律的な評価となるように努めている。

一方、青森大学薬学部は、6 年制薬学部の開設に伴って義務付けられた「薬学教育評価機構による自己点検評価」を平成 30 年に受けることが決まっており、上記と同様、自主的・自律的な自己点検・評価となるようこの評価に備えるべく薬学部独自の自己点検・評価委員会を組織している。

Ⅵ－1－②　自己点検・評価体制の適切性について

【全学】

平成24年度以降の青森大学の自己点検・評価報告書は、自己点検・評価委員会（平成28年度から「自己点検評価・認証評価審査対策委員会」に改組）委員長である学長のリーダ

ーシップの下、毎年作成している。この委員会は、学内の委員会等に所属する委員で構成されており、各委員会等が担当する部分の執筆とエビデンスの収集を行っている。また、平成28年度時点で、学長ガバナンス体制を強化するために置かれている6名の学長補佐と10名の教員を配置した学長補佐室は、自己点検・評価報告書の策定に学長直属部部局として関わっており、限られた回数の委員会の開催で、本学独自の自己点検・評価報告書が策定できるような体制となっている。自己点検・評価報告書における評価基準は、およそ日本高等教育評価機構の評価基準に基づいたものとなっており、本学の使命・目的に即した自己点検・評価を行っている。

【経営学部】

経営学部では、各年度末に、各委員会において PDCA サイクルを明確に意識した、適正かつ客観的な自己点検・評価に努めている。

【社会学部】

大学の自己点検・評価委員会が必要に応じて会議を招集して開催されているが、学部独自の自己点検・評価委員会に関しては本格的に開催されていないものの、平成 27 年 10 月 28 日に社会学部エビデンス委員会を立ち上げて、第一回目の委員会を開催した。同委員会では、主な論点として、一つ目は、教授会の際には、「各員会報告にはすべて紙面で提出するように依頼する。」ことと、二つ目は、授業改善シートを年度末に書いていただき、各授業の授業改善が図られるようにしたことが挙げられる。学部の一層の改革・改善のために同委員会は緒についたばかりであるが、これを契機に本格的な自己点検委員会につながっていくことが期待される。

【ソフトウェア情報学部】

ソフトウェア情報学部では、平成19年度後期より、学部所属教員の担当する授業科目について、学生による授業アンケートの前期及び後期の中間及び期末評価（平成26年度以降は期末のみ）の集計結果（質問項目別の評価平均値、自由記述の全てのコメント）をファイルにまとめて学部所属教員全員にメールで配布している。

また、平成23年度より、アンケート結果について学部所属の教員が互いに意見を述べ合う場を設け、より一層の授業改善を組織的に目指している。

さらに、平成27年度からは、前期及び後期に学部の各教員から提出された授業改善方策の内容をまとめて学部所属教員全員に配布し、上述の意見交換会の資料としても活用している。

これらの結果を踏まえ、平成 28 年度にはカリキュラム検討のための会議を 6 月 20 日以降、数回に亘って開き、次の５項目について検討した。

①２年次からの研究室配属
②「卒業研究」のあり方
③科目名の変更
④プログラミング教育の内容
⑤対外活動のカリキュラムへの組込み

また、これらとは別に、学部教員全員による「自己点検・評価会議」を開いて学部の活動全般について点検を行っている。

さらに、8月を除いて毎月開催している教授会では全学及び学部の各種委員会での協議事項や学部の諸活動の報告があり、よりリアルタイムに近い点検機能をある程度、果たしていると言える。

【薬学部】

大学の自己点検評価・認証評価審査対策委員会については平成 28 年度時点で、必要に応じて会議が招集され、開催されているが、学部独自の自己点検・評価委員会に関しては定期的に開催されていないのが実情である。早急に、学部の将来計画を、短期と長期の課題を整理し、次年度以降における明確な達成目標を設定して解決していくという道筋をつける。

Ⅵ－1－③　自己点検・評価の周期等の適切性について

【全学】

自己点検・評価は、毎年度行われており、適切な頻度で行われていると言える。自己点検・評価報告書は、毎年度策定される青森大学事業計画及び本学の中期計画に位置づけられる 5 年計画に反映され、必要な事業が計画的に実施される仕組みとなっている。さらに、本学の経営母体である青森山田学園の経営・運営方針の基盤となっている青森山田学園グランドデザインにおける本学の事業に関する部分に反映されており、本学の自己点検・評価システムが適切に大学の使命・目的を反映できる体制・機能が整っている。

【経営学部】

経営学部では、毎年度、自己点検・評価を行い、問題を洗い出し、必ず次年度への改善へと繋げる努力を行っている。

【社会学部】

認証評価に対応した毎年度の学部独自の自己点検・評価報告が現時点で一部を除き、包括的には実施されていないことから、学部単位の自己点検・評価を毎年包括的かつ、継続的に行う必要があると思われる。

【ソフトウェア情報学部】

学生による授業アンケートの集計結果や、それに基づく授業改善方策の学部所属教員全員への配布は年に2回ずつ行っており、学部教授会は8月を除いて毎月1回以上開催している。学部の活動全般にわたる自己点検・評価としては学部教員全員による「自己点検・評価会議」を平成28年度には1回開いたが、まだ不十分であるので、大学全体の自己点検・評価と並行して、学部独自の点検・評価を定期的に行う体制を確立することが必要である。

【薬学部】

青森大学薬学部は、平成 16 年４月に４年制薬学部として開設され、平成 18 年４月には６年制薬学部へ移行した。平成 25 年度で６年制に移行して約 10 年が経過する。６年制薬学部の発足時に決定された薬学教育評価機構による全国国公私立薬系大学薬学部を対象とした「薬学教育（６年制）第三者評価」については、平成 26 年度から順次開始され、本学薬学部は平成 30 年度に、評価対象校（学部）となる。薬学部開設以降に実施した自己点検・評価は、次のとおりである。

・薬学教育評価機構 分野別認証評価（いわゆる「自己評価 21」）（平成 22 年３月）
・日本高等教育評価機構 大学機関別認証評価（平成 22 年６月）

(2) 現状の評価

平成 24 年度から毎年度、自己点検・評価報告書を作成して、PDCA サイクルを確立させるよう、努力しており、一定の成果が上がっているが、今後、教職員の共通理解の下、教学及び財務・管理運営等の全般にわたり、一層着実に計画的な改善と点検・評価の充実を図っていくことが必要である。具体的な PDCA サイクルを適切に整備することが、現実的な効果を上げるためには最も重要な点であると考えられる。

(3) 将来の展望

【全学】

自己点検・評価報告書の作成においては、エビデンスの確認と収集を着実に進めていく。学内の様々な組織等において、会議や事業等に関わる記録文書等を遅滞なく作成し、また、情報の共有を図ることを強く要請し、各委員会等の分掌としてエビデンスの収集・保管を義務づける方向で調整を進めている。また、PDCA サイクルの実施をより可視化できるように具体策を検討していく。

【経営学部】

評価の自主性・自立性及び体制の適切性は確保できている。評価の周期については、毎年実施することとしており、適切であると考えられる。改善すべき課題は、一部の教員に負担が集中していることにより、教員間の負担の均衡がとれていないことである。よって、毎年実施する自己点検評価については、学部教員一丸となって取り組む体制を構築することが求められる。

【社会学部】

さらに包括的なきめ細かい学部内の自己点検・評価を行うためには、学部独自の自己点検・評価委員会をきちんと今後は計画立案して、開催する必要があるとともに、大学全体の自己評価報告書とともに、他大学で散見されている学部独自の自己評価報告書を学部においても毎年作成して、各教職員に配布したり、外部に公表するなどの対策が極めて肝要なものになっている。外部からのできる限り厳しい評価を仰ぐためにも学部独自の自己評価報告書の作成は今後必須であると言える。

同時に、具体的自己点検・評価の項目に関しては、上記の目標に応じて、社会学部に当面必要な新しい様々な課題を設定する必要が考えられるが、課題としては、①学生募集に関する課題、②学生の授業評価に関する課題、③教員の授業改革に関する課題、④担任制導入による各学年の学生指導（修学や就職指導など）のあり方に関する課題、⑤社会福祉士国家試験や精神保健福祉士国家試験の分析と確認に関する課題、⑥学生支援サービスの観点からの課題、⑦地域貢献の観点からの学部の課題などが挙げられる。このため多種多様の様々な視座から学部の自己点検・評価を包括的に行って今後の学部の一層の改革・改善を組織的に行う必要がある。

【ソフトウェア情報学部】

学生による授業アンケート結果と各教員の授業改善方策の学部内公開及びそれらについての意見交換会、教員相互の授業参観など、授業をより良いものにするためのFD活動は他学部に先駆けて行ってきた。また、高校生のインターンシップ受け入れや課題研究の指導など、高大連携活動にも力を入れている。このような活動を含め、学部の活動を全体として点検・評価するための学部「自己点検・評価会議」の開催回数を増やし、学部の改革に繋げていけるようにすることが必要である。

【薬学部】

学部の具体的な自己点検・評価の項目に関しては、薬学部の抱える様々な課題を設定して教員間での改革意識の共有化を進める必要がある。これはFD活動の一環として取り組むべき問題である。学生募集、基礎学力向上対策、授業評価・授業改革、学生指導、薬学共用試験及び薬剤師国家試験対策、薬学実務実習対策、地域貢献など、取り組むべき課題は多い。このため、幅広い観点から学部の自己点検・評価を行って、学部の一層の改革・改善を組織的に行う必要がある。

Ⅵ－2　自己点検・評価の誠実性

(1) Ⅵ－2の現状

Ⅵ－2－①　エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価について

【全学】

本学においては、平成24年度より自己点検・評価報告書を毎年度作成しているが、2年目の平成25年度の重点目標の一つに、根拠となる資料等が揃っているか否かの点検があった。このため、平成25年度の報告書の作成から、自己点検・評価委員会でエビデンスの有無の再確認を徹底することを依頼した。エビデンスに基づかない自己点検・評価は、透明性の有無だけでなく、本学の改革の流れや成果にも大きく影響を及ぼすからである。平成26年度の自己点検・評価報告書においては、エビデンスが不備な部分については早急に改善するとともに、エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価を目指した。平成27年度以降の自己点検・評価においても、その姿勢は変わらない。特に、平成28年度の自己点検・評価報告書の作成においては、「自己点検・評価シート」を作成して各部局に配布

した。シートでは、報告書本文とエビデンスが併記できるようになっており、これまで以上にエビデンスに基づいた点検・評価が実現した。

【経営学部】

経営学部では、エビデンスに基づく評価の重要性について認識を高め、評価を実施し始めた。その結果、少しずつではあるが、評価の基礎となるデータ確認と分析を通じ、従来よりも明確な根拠に基づく評価となり、透明性が確保されたと理解している。

【社会学部】

平成 22 年の自己評価報告書の学部の面においてはおおむね合格したとはいえ、様々な情勢の変化などから、社会学部としても、今後は、さらに時代に合わせた改革の観点から見直すべき点は早急に見直して、とくに学生募集や就職先の質の向上や授業内容の改革などの目標を一層高めていく学部を目指すため、様々なシステムを再構築していく努力が必要である。このため、学部内の会議に関しては議事録などをこれまで通り残してきたが、さらに一層エビデンスの真価を認識して、精度の高い自己点検・評価をしていくことから、学部内の会議のエビデンスの収集に一層努めていかなければならない。

【ソフトウェア情報学部】

当学部内の各委員会では議事録あるいは会議メモなどの形で活動記録を残すようにしており、自己点検・評価にも役立っている。

一方、学生や保護者との面談報告、あるいは学生募集のための高校訪問の報告などは、その都度、学部のメーリングリスト宛に送られるが、後になって必要な情報を捜し出すのは面倒な場合が多い。そこで、このようなメールを登録して情報を共有するとともに、検索などが可能な学部専用のデータベースサーバを平成 21 年度に設置して運用している。

これらのような、文書化された資料を活用し、できるだけ透明性の高い自己点検・評価を目指すようにしている。

【薬学部】

本学においては、日本高等教育評価機構による認証を受けることができたが、薬学部は平成 18 年度に始まった薬学 6 年制に伴う別の評価（薬学教育評価機構による評価）を受けることになっている。薬学教育評価機構が行う認証評価は、平成 25 年度から順次開始され、平成 31 年度に一巡する。本学の場合、平成 30 年度に評価対象校となる。日本高等評価機構の評価基準と若干異なる内容のものもあるが、基本的には類似の評価項目も多い。したがって、学部としては来るべき薬学部の評価に備える必要もあり、様々な観点から見直すべき点は見直して、設定された目標にかなった学部を目指すシステムを再構築していく必要がある。

Ⅵ－2－②　現状把握のための十分な調査・データの収集と分析について

【全学】

上記のⅥ－2－①と同じく、関係する組織及び教職員の協力の下、現状把握のための十分な調査・データの収集と分析を行うことを徹底し、作成に当たっている。

【経営学部】

経営学部では、正確なデータ収集に尽力した。データの正確性は確保されている。

【社会学部】

現状把握のために学部内の各委員会のデータの蓄積に関しては、主に毎月実施される学科会議において各種委員会の報告を義務付けているが、ここである程度の委員会により報告書が提出されて、学科会議においてチェックが行われているものの、今後一層の各種委員会による十分なデータの収集と分析の拡大を行う必要があるといえる。

一方、学生による授業アンケートについては、半期毎に実施していて、その結果は各授業担当者にフィードバックされている。加えて、平成 27 年 10 月に立ち上がった「社会学部エビデンス委員会」により、原則として各教員が選んだ授業科目の「授業改善シート」を年度末に提出することになったので、FD 改革の一環といて有効なエビデンスになるものと考えられる。さらに、可能であれば、IR（Institutional Research）機能を運営するプロジェクトチームを立ち上げ、今後十分なエビデンスを各委員会により蓄積して、データの収集・分析を緻密に行うなどの対策が必要となっている。

【ソフトウェア情報学部】

ソフトウェア情報学部では毎年 4 月に新入生を対象とした独自のアンケートを実施しており、入学の動機、学部の教育に期待すること、将来の進路など、学部の教育目的の見直しや学生募集の方針立案に資する情報を収集して分析結果を学部全教員に提供し、学長にも報告している。

また、新入生に対しては、全学共通の英語基礎力テストとは別に、学部で数学基礎力テストを実施し、数学系科目の教育のためのデータとして活用している。

【薬学部】

学部において把握すべき事項が多岐にわたり、学部運営の現状を示すデータを系統的に収集できていない。学部内の各種委員会に対して、これまで以上に明確な年次計画の具体的な策定とデータの収集・分析を義務付ける必要がある。

Ⅵ－2－③　自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表について

【全学】

青森大学は、平成２４年度、毎年度の大学の活動について自己点検・評価報告書を作成するとの方針を決め、それ以来、報告書の作成作業を青森大学自己点検評価委員会（平成

２７年度からは「青森大学自己点検評価・認証評価審査対策委員会」の下で進めている。平成２４年度以降の「青森大学自己点検・評価報告書」は、大学のホームページに載せており、学内で共有するとともに、社会に向けて公表している。

【経営学部】
評価結果は、経営学部の教職員が閲覧できるようになっており、その概要を、学部教授会等で報告され、学部内での共有が図られている。

【社会学部】
平成 22 年に自己評価報告書を作成し提出したが、日本高等教育評価機構による認証評価を受けることができなかった。自己点検・評価報告に関しては今後単年度に作成することを前向きに検討する必要があり、平成 24 年度より、毎年、自己評価報告書をメールで全教職員に配信し、学内で共有しているとともに、ホームページで公開も実施している。

【ソフトウェア情報学部】
本学の自己点検・評価報告書は、本学のホームページにおいて公表しており、学内の全教員及び学外の誰でも閲覧が可能となっている。

【薬学部】
自己点検・評価報告に関しては、今後単年度に作成することを前向きに検討する必要があり、平成 24 年度より、毎年度、自己評価報告書を冊子として全教職員に配布し、学部内で共有し、ホームページ等で発信している。薬学部としても、学部ホームページを活用して、単なる報告ではなく、これまで以上に具体的で平易な文言を使った学部の現状の情報発信に努めていく必要がある。

(2) 現状の評価

自己点検・評価報告書については、根拠となる資料等を収集・分析し、客観性があり、透明性の高いものとなるよう、全学の一致協力体制を図りながら、作成し、学内共有と社会への公表が行われている。ただし、今後、さらに、大学の様々な活動についての調査を深化させ、より適切なデータの取得に努めるなど、エビデンスを明確にしていく努力が必要である。

(3) 将来の展望

【全学】
平成 28 年度の自己点検・評価報告書は、過去の報告書作成における、エビデンスをはじめとする現状把握のためのデータの不備を点検し、十分かつ透明性の高い自己点検・評価報告書の作成を目指した。今後も、教職員全ての一致協力により改善工夫し続けていくとともに、自己点検・評価の公表を通じて地域から信頼され、地域再生の中核としての役割

を果たすため、改革を継続していくことが必要である。

【経営学部】
各部分の委員（担当者）がデータに基づいて分析、改善策を提案している。今後は、前年度の評価結果をできるだけ早期に取りまとめることが課題となる。

【社会学部】
平成 24 年度より、毎年、自己評価報告書をメールで全教職員に配信し、学内で共有しているとともに、ホームページで公開も実施しているが、この体制を維持しつつ、透明性の高い自己点検・評価を行っていくことが地域社会から期待されている。

【ソフトウェア情報学部】
基礎スタンダード科目及び専門教育科目の両者について、教育の効果がどれだけ上がっているかを正しく評価し、今後のカリキュラム改革に繋げていく必要がある。

【薬学部】
今後も薬学部特有の問題点の改善を目指してシステムの見直しを行う努力が必要である。学部の自己点検・評価委員会で、短期と長期的（目標）計画も立案・公表し、年度末に成果等を検証すること、つまり PDCA サイクルがうまく機能し、大学全体はもとより学部内の迅速な改革が進むようにする必要がある。

Ⅵ－3　自己点検・評価の有効性

(1) Ⅵ－3 の現状

Ⅵ－3－①　自己点検・評価の結果の活用のための PDCA サイクルの仕組みの確立と機能性について

【全学】
青森大学は、現在、大学の将来像、学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針等を一層明確にし、全学的な教学マネジメントを確立しつつ、改革を推進している。自己点検・評価についても平成24年度から毎年実施し、その結果を全教職員に公開している。また、平成26年4月に、学長を中心とする全学的教学マネジメントを確立し、教学改革のPDCAサイクルを機能させるため、学長が主導する「教学改革タスクフォース」を設置した。一方で、学長が主宰し、学部長、各委員会の委員長等が参加する本学の部長会は、全学的な教学マネジメントについての最も重要な審議機関である。このため、「教学改革タスクフォース」、部長会、各学部教授会、各種委員会等が相互の連携と分担を効果的に行うとともに、教員一人ひとりが、様々な改善・導入に際し、検討や実施の過程に参画し、自らの教育等の業務の点検、改善を行うとともに、大学全体の教育の質の向上のための改革のサイクルを推進している。

【経営学部】
自己評価運営委員会において、各委員会の報告書をまとめ、自己評価結果の活用を行う予定である。
PDCA サイクルが効果的に実現でき、評価から改善までの筋道を更に強く打ち出せるよう、務めていかなければならない。

【社会学部】
青森大学では、自己点検・評価の結果を部長会に諮った後、関係委員会に報告し、学内の教育水準の一層の向上と、活性化に資するための方策を早急に考えて、実行に移しているところである。これはある程度これまで実績を果たしてきたといえるが、平成 27 年 10 月に立ち上がった「社会学部エビデンス委員会」により、原則として各教員が選んだ授業科目の「授業改善シート」を年度末に提出することになったので、FD 改革の一環といて有効なエビデンスになり、少しずつ授業改善が行われつつあるものと期待している。さらに本学部にとって、次に重要な課題は、学生募集の問題であって、入試課で入手したエビデンスをもとに毎年学生募集の取り組みを改善していく必要があるだろう。
なお、やや細かい点になるが、大学にとって重要なカリキュラム面においては、青森基礎スタンダードと専門科目と整合性を今後どう取るのかが大きな問題になるとともに、大学全体と学部のカリキュラムのあり方もバランスよくまとめていかなければならないと考えられる。

【ソフトウェア情報学部】
ソフトウェア情報学部では、種々の会議において日常的に諸活動を点検し、改革に繋げるよう努力している。全学的に毎年度行う自己点検・評価の結果は学部教員にも十分に周知されているが、それを組織的に活用する仕組みは確立されていない。

【薬学部】
薬学部の場合、自己点検・評価や認証評価の結果については、教員が学部内外の各種委員会のいくつかに関わっていることもあって全教職員に周知されているため、組織における課題や検討状況について情報が共有される環境にある。このような共通理解の下に、学部における課題等の改善に向けた対応が行われている。
各種委員会が所有する情報は、学部長や学部教授会に集約されて学部の運営に有効活用できる状態にある。関連部署における検証結果を新たな取組みへ反映させる場合、現時点では、明確な PDCA サイクルの仕組みについて、整備の余地はあるが、対応ができる体制は一応整っていると判断する。

(2) 現状の評価

現状においては、教学を中心として大学改革を積極的に進めているものの、PDCA サイクルの仕組みについては、十分な確立に向けて一層の努力が必要である。自己点検・評価の結果については、適確に活用し、PDCA サイクルをより強固に確立できるよう、改善を進める。

(3) 将来の展望

【全学】

現在様々な部署で行われているPDCAサイクルと自己点検・評価を連携させることが必要である。

【経営学部】

経営学部では、自己点検評価・報告書の完成後、次年度以降に向けた改善方策の検討を、これまで以上に意識的に行う。

PDCAサイクルに留意し、目標・計画との結びつきを明確に策定するよう努める。

【社会学部】

大学と学部においての毎年の自己点検・評価を行う必要性があることから、それに対応したきめ細かい体制づくりを行い必要がある。具体的にはすでに述べたとおり、IR に関するプロジェクトチームの立ち上げるとともに、自己点検・評価委員会の学部の将来的な計画も立案して、様々な蓄積したデータを解析して、PDCA サイクルがうまく機能して、学部もとより大学全体の迅速な改革が進むようにする必要がある。

【ソフトウェア情報学部】

全学的に毎年度行う自己点検・評価の結果を組織的に活用する仕組みを確立することが必要であり、そのためには学部独自の「自己点検・評価会議」の開催回数を増やすことによって対応したい。

【薬学部】

点検・評価結果の学部運営への反映は、概ね機能していると判断しているが、PDCA サイクルに基づいた明確なチェック体制、当該年度の学部としての目標の設定・計画の立案などついては、平成28年度時点では、制度として確立されていないのが現状である。前年度（あるいは前回）自己点検・評価結果に基づき、翌年度における学部の実施計画案を策定し、それを再び検証していく体制を構築していく。

Ⅵ. 自己点検・評価に関する全体の自己評価（現状の評価と将来への展望を含む）

平成28年度の自己点検・評価報告書は、関係する部局等の担当者が協力して作成したものであり、今後とも、各部局間の連絡調整を充分に行っていく必要がある。多くの教職員が熱意をもってとりまとめに参加して、大学の活動を振り返りつつ、将来の展望を考えながら、記録を確認し、記述することができたが、平成29年度以降の自己点検・評価報告書の作成に当たっては、本年度の反省を踏まえ、さらに改良されたものにしたい。このような過程を続けていくことにより、PDCA サイクルを確立し、大学の教育研究等の質の向上を進めていく必要がある。

Ⅶ. 地域とともに生きる大学

教育基本法第 7 条に規定されているとおり、社会貢献は、教育、研究と並ぶ大学の第三の使命である。本学が平成 24 年度より取り組んでいる「青森大学ルネッサンス」の考え方では、「地域とともに生きる大学」を改革の基本としている。そこで、本章では、平成 26 年度における本学の地域貢献活動への取組み状況、評価及び将来展望について記載する。地域貢献活動は、教育、研究、社会貢献を含むすべての大学の活動に関わるものである。

本学における地域貢献に関する事項について審議するのは、平成 24 年に設置した地域貢献委員会であり、同委員会の審議事項は、次のとおりである（青森大学地域貢献委員会規程 第 2 条)。

(1) 地域社会と連携して行う教育研究に関すること。
(2) 産学連携その他地域の団体、企業等と連携して行う教育研究に関すること。
(3) 高大連携その他高等学校等と連携して行う教育研究に関すること。
(4) オープンカレッジ、生涯学習講座その他生涯学習活動に関すること。
(5) 図書館その他大学施設の開放に関すること。
(6) 社会人特別入試、科目等履修生の受入れその他社会人の受入れに関すること。
(7) 付属総合研究所が行う地域貢献に資する研究等に関すること。
(8) 第 7 条に基づき設置する地域貢献センターに関すること。
(9) その他本学における地域貢献のための活動に関すること。

以下の記述では、審議事項(1)～(8)に沿う形で項目を設定している。

Ⅶ－1　地域社会と連携して行う教育・研究・社会貢献活動

(1) Ⅶ－1 の現状

Ⅶ－1－①　地域社会との連携・協力関係の強化について

本学は、これまでに青森市、平内町、青森県教育委員会、中小企業家同友会、青森商工会議所等と連携協定を締結し、その関係を深化させている。次に示すのは、平成28年度に締結した連携協定であるが、今後は、協力関係をさらに強化するとともに、新たな連携協定締結に向けた準備を進める。

・青森市と避難所施設使用に関する協定締結

本学第二体育館（正徳館）を有事の際に避難所として運用する。

・特定非営利活動法人青森県消費者協会との連携協定締結

消費者生活に関わる専門的人材育成のための消費者教育や消費者フォーラムへの出張講義等を行うことで連携を強化する。

・青森明の星短期大学との連携協定締結

学生の交流、共同研究などを活発化させるとともに、教職員の交流を密にすることを目的としている。

Ⅶ－1－②　地域社会と連携して行う教育・研究・社会貢献活動の充実について

「高校生科学研究コンテスト」開催（青森県教育委員会との連携事業）

第4回高校生科学研究コンテスト（青森大学主催、青森県教育委員会共催、青森県高等学校文化連盟後援）は、平成28年12月18日（日）に本学で開催され、県内10の高校から121名の生徒が参加し、引率の教員は15名にのぼった。各校とも十分に準備をした上で発表に臨んでおり、日頃の研鑽の成果を競い合う充実した内容のコンテストであった。今回のコンテストの特徴として、普通科高校、工業高校、商業高校、農業高校からそれぞれ参加申し込みがあり、本コンテストが県内の幅広い高校から受け入れられつつあることを実感した。今回はサイエンス部門とテクノロジー部門合わせて32件の応募があり、前年の30件を上回る結果となった。発表も前年同様二つの会場を使うパラレルセッションで実施し、A会場では、主に物理、天文、数学、地学、工学分野の発表をソフトウェア情報学部の教員が審査を担当、B会場では、主に生物、化学、生活・食品分野の発表を薬学部の教員が審査した。審査委員に選ばれた教員は、例年全員が事前に担当会場で発表予定の全ての発表要旨に目を通し、質問点をあらかじめ整理した上で審査に臨んだ。

平成28年度青森市まちなかフィールドスタディ助成金事業

夜店通り商店街における「夜店まつり」支援事業

本事業は、青森市中心商店街の一つである夜店通り商店街で毎年行われている「夜店まつり」への誘客と課題の抽出を目的としたものである。誘客活動の一環として、ポスター、チラシを作成し、市内各所で配布、掲示した。また、当日は来街者へのアンケート調査を実施し、課題の抽出を行った。なお、12月22日には、同事業の報告会を実施するとともに、「夜店まつり」に関する新聞を発行した（第９、10号）。

「まちなか展覧・発表会」

社会学部の田中を中心に、本学の地域貢献活動に関するプレゼンテーションや福祉に関する展示・疑似体験コーナーを設置した。

平内町との連携事業

平内町との包括的連携協定に基づき、「第２回ひらないのお月見」を開催した（平成28年９月17日）。平内町の方々、本学教職員及び学生が一体となって、企画、運営を行った。

平成28年度青森大学教育・研究プロジェクト採択事業

平成28年度で３回目となる学長裁量経費から支援する青森大学教育研究プロジェクトは、本学の教育研究等の推進及び魅力向上に資する取組みに支出される競争的資金であり、平成28年度は11件が採択された。とりわけ、地域貢献に係る事業は、以下の4件である。

（教育改革部門）

「地域貢献活動と連携した授業展開の実践試行ならびに学生への効果の検証」

代表：櫛引素夫（社会学部教授）

「青森いきいき脳健康プロジェクト“高齢社会対応”地域密着型青森大学のブランディング」

代表：大上哲也（薬学部教授）
「企業及び業界研究を通じた学生の就業意識の向上プロジェクトー活きた経営学の体得ー」
代表：中村和彦（経営学部准教授）

（研究推進部門）
「北東北地域における光学産業の発展プロセスー技術移転と地場企業の創出を中心にー」
代表：沼田郷（経営学部教授）

新幹線フォーラム「北海道新幹線は青函圏をどう変えるのか」

青森大学付属総合研究所（所長・崎谷康文学長）と社会学部・櫛引研究室は平成28年1月28日、青森市の新町キューブで、新幹線フォーラム「北海道新幹線は青函圏をどう変えるのか」を開催した。函館商工会議所の永澤大樹氏と、北海道・木古内町の「道の駅　みそぎの郷　きこない」の浅見尚資氏が、地域政策や観光対応に関する基調講演を行ったほか、櫛引素夫教授が、北陸新幹線との対比や、青森・函館・北斗市の市民意識調査について報告した。

平成28年度　地域貢献賞

平成28年度青森大学地域貢献賞を発表した。応募件数は増加傾向にあり、平成28年度は9件の応募があった。

最優秀賞：新体操を活かした地域貢献活動（観光、健康）　〈青森大学新体操部〉
優秀賞：めざせ！鍋横綱コンテスト まちなか巡業　〈青森大学経営学部沼田チーム〉
優秀賞：大学生観光まちづくりコンテスト2016青森ステージ　〈経営学部プロジェクト演習チーム〉
優秀賞：夜店通り商店街における支援事業　〈経営学部沼田チーム〉

第４回青森地域フォーラムの開催（平成29年２月18日）

本フォーラムは、平成28年度の青森市と平内町を中心とする自治体、諸団体との連携協定に基づいた地域連携活動及び地域貢献活動の報告会であり、地域貢献活動に携わる教職員、学生をはじめ、多くの地域の方々の参加を得て開催した。

青森大学の教育の説明と意見交換の会（平成 29 年２月 24 日）

青森商工会議所と青森大学とは、連携協定を締結し、様々な連携協力事業を行っているが、青森大学の教育の方針や各学部の教育、カリキュラム、就職状況などについて、青森大学の学長、学部長、学長補佐等が、青森商工会議所の会員企業のうち、観光、健康福祉、金融、情報、建設など各業種を代表する経営者 12 名の方々（アンケートは 36 社に配布）に対し、説明を行い、意見交換を行った。このような会を行ったのは初めてであり、企業の方々からは青森大学の前向きな改革の努力がよく分かった、大学との連携をさらに図っていきたいなどの活発な意見があった。

(2) 現状の評価

地域と連携して行う教育・研究・社会貢献活動は、質、量ともに充実してきていると評価できる。一方で、本学が蓄積してきた知見を十分に発揮できていない分野も存在し、この点が今後の課題である。

(3) 将来の展望

地域と連携して行う教育・研究・社会貢献活動は、質、量ともに充実してきていると評価できる。一方で、本学が蓄積してきた知見を十分に発揮できていない分野も存在する。このため、教職員それぞれに対し、地域社会との連携をより緊密化し、教育・研究・社会貢献活動をさらに活発化させることができるよう、具体的な活動について提案し、また、協力して体制を整えるよう、啓発していくことが必要である。また、地域社会の諸課題に対し、より学際的な取組みの実践が課題となろう。

Ⅶ－2　生涯学習活動

(1) Ⅶ－2 の現状

Ⅶ－2－①　生涯学習事業の開催について

オープンカレッジ

青森山田学園創始者である山田きみは、学校教育とともに家庭教育と社会教育に力を注ぎ、女性の教養講座を発端に地域の生涯学習にも貢献した。昭和 52 年には本格的な生涯学習を推進する機関として「青森大学文化センター」が発足し、平成 2 年以降は本格的な生涯学習の常設機関である「青森大学オープンカレッジ」市民大学講座（以下「市民大学講座」という）として、大学の研究・教育の成果を広く一般に公開してきた。

平成28年度の市民大学講座は、4月から12月にかけて学内外の講師を招き、全20回のプログラムを行った。平成28年度の市民大学講座登録会員数は45名、同プログラムへの参加者数は延べ765名であった。

このような事業のほか、青森商工会議所との連携による「まちなかキャンパス」、「学びの森市民セミナー」、「第４回青森地域フォーラム」を開催するなど、生涯学習事業の充実を図っている。

平成28年度開講の市民大学講座は以下のとおり。

	開講日	テーマ	講　　師
1	4 月 15 日	終戦直後の民主主義教育	前青森大学経営学部教授平井卓
2	5 月 13 日	人工知能の考え方　―最近の話題を巡って―	青森大学オープンカレッジ所長・教授　堀端孝俊
3	5 月 20 日	心の健康～ストレスとコミュニケーション	青森大学オープンカレッジ副所長・教授　船木昭夫

4	6 月 3 日	日本の天妃（てんぴ）と台湾の媽祖（まそ）との関係	青森大学オープンカレッジ副所長・教授　江川静英
5	6 月 10 日	NHK 連続テレビ小説「あさが来た」のモデル「九転十起の女性実業家広岡浅子と幕末の豪商たちの奇跡」	青森大学経営学部長・教授 森宏之
6	6 月 24 日	効果的コミュニケーションと傾聴へのすすめ	青森大学経営学部准教授　石塚ゆかり
7	7 月 8 日	ねぶたの起源と歴史	元青森県郷土館学芸課長・青森ねぶた祭審査委員長　成田敏
8	7 月 15 日	世界から注目される田んぼアートと村づくり（講話とトーク）	田舎館村長　　鈴木孝雄
9	7 月 22 日	野外学習～岩手県北上市みちのく民俗村・サトウハチロー記念館を訪ねて	現地学芸員
10	8 月 26 日	中高年の健康体操	青森大学名誉教授　雨森輝昌
11	9 月 2 日	いきいきとした脳をたもつために	青森大学薬学部教授　大上哲也
12	9 月 16 日	［青天の霹靂］の育種に携わって	青森県産業技術センター藤坂稲作部部長　須藤充
13	9 月 23 日	私の履歴書～人生を楽しく生きる	前青森市男女共同参画プラザ「カダール」館長　白井壽美枝
14	10 月 14 日	ルーマニアと青森～国際結婚	青森大学経営学部非常勤講師アポスト・ミハイ
15	10 月 21 日	野外学習～鰺ヶ沢と北前船の歴史・文化遺産	現地学芸員
16	10 月 28 日	叙情歌を楽しむ	青森大学ｿﾌﾄｳｪｱ情報学部准教授白岩貢
17	11 月 4 日	青高同級生が語る～　寺山修司と沢田教一	青森高校同級生小林孝雄
18	11 月 18 日	取材を通じて～私が出会った素敵な人	ＲＡＢ女子アナウンサー　秋山博子
19	11 月 25 日	三内丸山～土偶と集落（世界遺産登録へ向けて）	青森県企画政策部世界文化遺産登録推進室長　岡田康博
20	12 月 2 日	日本の文化の特性について―連続性と受容―	青森大学学長　　崎谷康文
		修了式	

Ⅶ－2－②　地域で開催される生涯学習活動への協力について

平成28年度は2回の学びの森市民セミナー（第７回：本学、第８回：青森明の星短期大学）を開催した。本セミナーは、4年前から、学生が相互に訪問し合い連携を深め、また、地域住民の生涯学習にも貢献することを目的として、春と秋の２回、両校で交互に開催している。本学では青森大学基礎スタンダード科目である「学問のすすめ」の授業として１年生全員に参加を義務づけている。

■第7回学びの森市民セミナー

5月28日

「毒と薬と人間　―薬毒同源―」

船山 信次氏（日本薬科大学薬学部教授　元青森大学工学部生物工学科教授）

約230名が参加（青森明の星短大からの参加は引率を含め約20名）

■第8回学びの森市民セミナー

10月29日

「86歳になって思うこと」

吉田 豊氏（弘前大学名誉教授　弘前大学元学長）

約150名が参加（本学からの参加は引率を含め約35名）

スマートフォン教室開催

平成 28 年 9 月、幸畑団地地区まちづくり協議会との共催で、地域住民の方々にスマートフォンの機能や使用方法、留意点などを本学教員及び学生が指導した。この活動は、まちづくり協議会からの要望を受けて開催したものである。

図書館開放

本取組みは、大学が所蔵する文献及び資料を地域の方々にも利用していただくための社会貢献活動の一環である。

本学の生涯学習活動は発展途上にあるものの、地域住民の要望に応える形での学習機会の創出が可能となりつつある。今後は、こうした諸活動を充実させていきたい。

(2) 現状の評価

本学の生涯学習活動は、オープンカレッジをはじめとし、着実な実績を積み上げてきていると評価し得る。また、本学が立地する幸畑団地との連携も多岐に及び、活発化してきていると評価できる。

(3) 将来の展望

本学は、生涯学習事業の一環として、オープンカレッジを開校し、その内容をより実践的、魅力的なものとするよう配慮している。また、青森商工会議所との連携によるまちな

かキャンパス、学びの森市民セミナーを開催するなど、生涯学習事業の充実を図っている。今後は、より多彩な生涯学習の機会を提供することが課題である。

本学の生涯学習活動は発展途上にあるものの、地域住民の要望に応える形での学習機会の創出（スマートフォン教室）が可能となりつつある。今後は、このような諸活動に関しても充実を図る。

Ⅶ－3　大学施設の開放

(1) Ⅶ－3 の現状

Ⅶ－3－①　大学施設の積極的な開放について

① 図書館の一般開放

本学の図書館利用に際しては、事前の連絡を必要とせず、カウンターにて利用票の記入を行うのみで、所蔵資料を閲覧できるよう手続きの簡素化を図っている。貸出についても運転免許証などの提示のみで可能となっている。平成 26 年度は延べ 32 人、平成 27 年度は延べ 78 人、平成 28 年度は 25 人（※2 月 22 日時点）の一般利用があった。

② 幸畑地区まちづくり協議会との連携

積極的に施設の貸出を行っている。具体的には、中庭及び体育館を中心にスノーフェスティバルやフリーマーケット、夏休みラジオ体操、合同避難訓練、ねぶた制作・運行などを行っており、多面的な地域連携を図っている。

③ 施設の外部貸出

体育館及び教室の貸出については、使用目的などを確認し、積極的に行っている。体育館については、中体連卓球大会やバトミントン大会、バスケットボール大会など２６種 36 日の開放、教室は宅地建物取引主任者資格試験など 19 種 26 日間開放しており、地域貢献の一助を担っていると言えよう。

(2) 現状の評価

本学の大学施設の開放は、図書館、体育館を中心に行われており、社会に開かれた大学として地域に浸透しつつあると評価できる。

(3) 将来の展望

本学図書館の一般開放については、大学図書館という性質上、研究を目的とした専門書が多数を占め、この点を活用した取組み等を行うことで貢献したい（例：ねぶた関連資料など）。

幸畑団地地区まちづくり協議会との連携については、住民の参加型イベントや住民の要望に合致した取組みなどを多く開催し、活動をより活発化させていきたい。

Ⅶ－4　社会人の受入れ

(1) Ⅶ－4 の現状

Ⅶ－4－①　社会人の積極的な受入れについて

本学では「社会人特別入学試験」を実施している。高等学校などを卒業後、社会人としての経験があり、新しい知識や技術について学び直したい、また人生をさらに豊かにするために、生涯学習を続けたい社会人の方を対象に実施している。大学などを卒業している方については、編入学を認める場合もある。平成 28 年度は、３名が同制度を利用して入学している。

(2) 現状の評価

本学の社会人受け入れに関しては、不十分なものであると言わざるを得ない。大学の魅力を社会に広く発信し、社会人の受け入れに努めたい。

(3) 将来の展望

本学は、社会人の受入れに力を注いでいるものの、入学者実績としては不十分である。同窓会など地域社会に向けて広報・宣伝活動を積極的に行うとともに、本学が有する知見、魅力を社会に発信し、各学部の専門性、独自性を高めることで入学者増につなげたい。

Ⅶ－5　学内体制・環境の整備

(1) Ⅶ－5 の現状

Ⅶ－5－①　学内組織体制の整備について

地域貢献の総合企画、調整を司る組織は「地域貢献センター」である。本学は、平成 24 年 10 月に学長を委員長とし、各学部の教員により構成される「地域貢献委員会」を発足させ、地域との窓口として平成 25 年 2 月に地域貢献センターを設立し、地域貢献に積極的に取り組んでいる。

大学の規則である「地域貢献委員会規程」は、「第 7 条 委員会の目的を円滑かつ適切に達成するため、青森大学に地域貢献センターを設置する。地域貢献センターは、次の業務を行う。 (1)青森大学における地域貢献のための活動についての総合的な企画及び調整に関すること。(2) 青森大学における地域貢献のための活動についての内外からの相談、問合せ等に応じ、助言し支援する」と規定している。

地域貢献を総合的に調整する学内組織体制は整備されている。同センターは本学の様々な地域貢献活動に関する調整や内外からの地域貢献に関する問い合わせや要請に応え、支援を行っている。

Ⅶ－5－②　学生・教職員に向けた普及啓発について

平成 26 年度から青森大学基礎スタンダード科目として、１年次の「地域貢献基礎演習」及び２年次の「地域貢献演習」をカリキュラムに加え、教育課程を通じた地域貢献意識の啓発、実践に努めている。

また、地域貢献活動の普及・啓発を目的とし、青森大学地域貢献賞の表彰を行っている。平成 27 年度の地域貢献賞の表彰は、平成 28 年 4 月 27 日に行われ、最優秀賞に「新体操を活かした地域貢献活動」新体操部など、8 団体を表彰した。さらに、平成 28 年度の地域貢献賞の表彰は、平成 29 年 4 月 28 日に行った。

カリキュラムにおける地域貢献科目の設置は、学生が地域貢献の意義を認識する上で重要な役割を果たしている。また、地域貢献賞の表彰は学内の多様な活動を積極的に奨励することを示す点で意義があり、地域貢献活動に取り組んでいる学生の励みとなっている。

近年における学内外で多様な地域貢献の取組みには目を見張るものがあるが、活動をさらに広げ、貢献の質を深めるために、現状に満足することなく、学生、教職員に対する啓発の充実に努める。

Ⅶ－5－③　情報の収集と発信について

情報の収集については、地域連携を締結した自治体、公共団体等との様々な連携活動を通じて、地域のニーズを把握し、情報を収集している。

情報の発信については、様々な連携活動について各種メディアへの広報活動を行うとともに、連携自治体の広報媒体などによる発信に努めている。また、大学の広報媒体である「大学ニュース」、大学ホームページにおいても地域貢献活動について積極的に発信している。

(2) 現状の評価

平成 24 年の地域貢献センター発足、規定の整備以後、社会貢献活動の体制は充実してきていると評価できる。また、より積極的な社会貢献活動を実践するための環境も整いつつあると評価できる。

(3) 将来の展望

本学の地域貢献活動を更に広げ、質を高めていくためには、地域貢献センターが総合的な企画を立案し、地域貢献活動を牽引する役割を更に強化し、改善していく必要がある。また、学生、教職員に対する啓発を充実するとともに、新たな方策を地域住民とともに検討する必要もある。

地域貢献に関する情報収集、情報発信は、以前に比べ、格段の進捗を見せているが、学内外でインターネットや新たな媒体の利用、開発を進め、一層の情報収集、発信方法を探索することが必要である。

Ⅶ. 地域とともに生きる大学に関する全体の自己評価（現状の評価と将来への展望を含む）

本学の地域とともに生きる大学としての諸活動は、質、量ともに充実してきている。また、本活動に参画する教職員数も顕著に増加している。また何より、青森市、平内町を中心とする関係自治体、青森商工会議所や中小企業家同友会などの関係諸団体、地域住民との連携が顕著に強化されつつある。

青森大学教育研究プロジェクト、青森市フィールドスタディー助成事業への参画に代表されるように、研究・教育・社会貢献活動を連動させる試みの成果が上がりつつある。このような活動をさらに強化充実し、活動を支援していく体制をより強固なものにしていくことが今後の課題である。さらに、本学の情報収集力を高め、本学が有する知見を地域課題に対して有効活用していきたい。

Ⅷ. 学生中心の大学

Ⅷ－1　方針・学習支援センター

(1) Ⅷ－1 の現状

Ⅷ－1－①　方針について

「学生中心の大学」は、崎谷学長が平成 25 年度に提唱したもので、前章の「地域とともに生きる大学」とともに、本学が掲げる二つの大きな方針である。提唱以来、様々な機会に「学生中心の大学」が取り上げられており、カリキュラム改善や学修環境整備の指針として用いられ、教職員全体にも浸透している。

教職員間の共有を強める機会として、昨年度までに引き続き、夏季教職員研修会「青森大学の改革の成果を検証し、改革を継続し、発展させるために」と冬季教職員研修会「青森大学のブランド力の向上－研究活動の推進を中心に－」の中で、学長提言・成果報告・ワークショップの形で取り上げられている。

「学生中心の大学」の機能を推進する組織として、規程に「『学生中心の大学』としての青森大学の教育機能の高度化」を謳っている学習支援センター（平成25年9月設立）と、教学改革タスクフォース（平成26年4月設置）があり、どちらも学長が主導している。教学改革タスクフォースでは、今年度は、３つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）の改定と、来年度の学部共通カリキュラム（青森大学基礎スタンダード科目）を取りまとめた。

Ⅷ－1－②　学習支援センターについて

学習支援センターは、「学生中心の大学」としての本学の教育機能の高度化を図るべく、平成25年7月に設置を決め、同年9月に規程を策定して10月に運営委員会とセンター会議を順次開催し、活動を開始した。開設の目的は、学生の便宜を図ることだけではなく、教職員が学生の学習を支援する活動を通して、学習支援のノウハウを蓄積・共有して、本学の

教育力をさらに高めることである。

平成 28 年度は、5 月 20 日に第 1 回運営委員会を開催し、次の 4 事業を行うこととした。また、運営委員会に引き続いて開催した第 1 回センター会議において各事業の担当センター員を確定した。

(a) 学習相談窓口の設置、学生支援の実態調査と今後の体制検討
(b) IR の推進
(c) 学内他組織との連携
(d) ミニセミナーの実施

事業(a)、(b)の詳細については、以下の節で説明する。事業(c)、(d)は学内諸組織との連携を念頭に置き、事業(c)には、地域活動、資格取得・就職・進学支援、留学生支援、IT による授業支援、図書館などの利活用推進が含まれている。

(2) 現状の評価

アクティブ・ラーニングの重視など、学習者中心の教育へのパラダイム・シフトへの対応や、昨今の社会情勢の中でたくましく生き抜くために必要とされる主体的な学びの姿勢や意欲を学生達に身につけさせることが、学内外から求められている。これらに応えるには、固定化された従来の大学観に固執せず、意識変革が教職員にも学生にも求められる。「学生中心の大学」は、この意識変革の方向性を端的に示すフレーズであり、今後も教職員と学生に間で浸透・共有を強める必要がある。

学習支援センターの各事業は、従来より実施してきたものを実態に合わせて選択・合理化して確定したが、活動実態としてはより充実が必要なものや、連携が効果的に取れていないものがほとんどとなっている。

(3) 将来の展望

変化が激しく、個々の能力が大きく問われる社会状況においては、学生一人ひとりが変化に対応できる実践力を身に付けることが重要であり、今後も、本学では、学生を中心に据え、学生の目線に立って、学生が真の力を身に付けていけるよう、教育の内容や質を向上させる。そのためには、今後も「学生中心の大学」という方針の具体化・運用体制の整備・カリキュラムや授業の改善・課外活動の充実・学修体制の整備等に、着実に取り組む必要がある。

来年度以降は、事業を決めるときだけでなく、事業の具体化・実行の段階でも、限られた教職員間で効率的に進められるよう工夫を取り入れたい。

Ⅷ－2　教学面での IR の推進

(1) Ⅷ－2 の現状

Ⅷ－2－①　教学 IR の推進について

前年度に引き続き、学習支援センター内の「IR 推進室」が、学長補佐室やその他の学内組織と協力して、学生向けと教職員向けに以下の調査を実施し、集計・分析を行った。

(学生向けの調査)
・平成 28 年度前期「学修時間・学修行動調査」
・平成 28 年度後期「学修時間・学修行動調査」
・平成 28 年度「学生生活満足度調査」
・「青森大学学生を対象とした 18 歳選挙権に関するアンケート」
(教職員向けの調査)
・学生支援に関する調査

「学修時間・学修行動調査」に関しては、次節で詳しく述べる。
各調査とその分析結果は、次年度以降の学習支援センターや学内諸組織の活動計画立案に活かせると考えている。
学内外の状況に応じてIR活動を推進させるよう、文部科学省や日本私立大学協会の情報をチェックするとともに、私立大学情報教育協会の講習会への参加も行っている。

Ⅷ－2－②　学修時間・学修行動調査について

例年同様、前期と後期それぞれの終了時に、「学修時間・学修行動調査」を実施し、分析結果を教職員向けに配信した。調査項目は前年度とほぼ同じとし、全学部・複数学年の学生向けに抽出調査を実施し、前期は 231 名、後期は 302 名の回答を得た。

(2) 現状の評価

「学生生活満足度調査」や「学生支援に関する調査」など、本年度より新たに調査を実施することができた。今後は、本学の実態を把握して今後の内部質保証につなげるため、調査の内容や方法を改善していく必要がある。
学修時間・学修行動調査に関しては、これまで各学部・学年の最低基準回答数が少なめであり、今後、調査の精度を上げるべく回答数の増加などを図る必要がある。

(3) 将来の展望

大学の IR 活動に関しては、全国的に活発となっており、本学も実態把握や計画策定のために、今後も情報収集や調査・分析の活動を推進する必要がある。

この目的に沿うよう、現在 IR 推進室で行っている調査以外にも、事務局や学部・委員会などで実施されている調査を把握し、整理していく。

Ⅷ－3　学修環境の整備

(1) Ⅷ－3 の現状

Ⅷ－3－①　アクティブ・ラーニング推進の施設・設備の改善について

本学では、授業や演習及び授業外でのアクティブ・ラーニングを推進するため、平成 25 年度より次の設備を整備してきた。

平成 25 年度：集いのスペース
平成 26 年度：アクティブ・ラーニング教室
平成 27 年度：図書館ラーニングスペース

これらの設備は、文部科学省の「私立大学等教育研究活性化設備整備事業」への申請・採択を経て整えてきたものである。
今年度も同事業への申請・採択を経て、自分自身を振り返り個人としてまた相互的に知識や技能を確かめることを目的としたワーキングブースを整備した。

Ⅷ－3－②　学習相談窓口について

昨年度に引き続き、学習支援センターの事業の一つとして、学生相談窓口を開設した。今年度からは学生委員会が行ってきた「学生カウンセリング」を含め、35 回の窓口を開設し、延べ 14 名の学生が利用した（1 月までの実績)。
また、昨年度の利用者数が少ないことから、相談の需要を把握するための「学生支援に関する調査（上述)」を教職員向けに行い、次年度以降の窓口設置体制の検討に活かすこととしている。

Ⅷ－3－③　学生参加の場づくりについて

昨年度まで、学習支援センターの事業として、次の二つを行ってきた。

(a) ミニセミナーの実施
(b) 熟議・ワークショップの実施

(a)は学生が自身の体験を他の学生に伝える等、気軽に情報伝達や共有を行う場として実施してきたものであり、(b)は本学が志向する「学生中心の大学」と「地域とともに生きる大学」へとつなげるために、学部や学年をまたいだ学生同士の議論・交流の場を設ける活動である。

いずれも地域貢献センターや就職課と協同で実施してきたが、今年度は同様の活動をキャリア育成科目の中で実施するなど、学習支援センターの事業としては行えなかった。

Ⅷ－3－④　学修環境の IT 化推進について

平成 25 年度に立ち上げ、教員参加拡大のための勉強会を実施した、オープンソースの学習支援システム Moodle を、今年度も継続運用した。

また、学修ポートフォリオ機能などを備えた学習管理システムの導入や、今年度より学生向けにサービスの提供を開始したマイクロソフト社の Office365 の機能を複数の授業で試行するなど、IT 化を推進させるための活動を行った。

さらに､授業や授業外での学修で活用するための学生向け無線 LAN 環境の整備を開始し、今後利用範囲を広げることとしている。

(2) 現状の評価

アクティブ・ラーニングに対応した設備は順次整ってきており、今後も、これらの設備がその目的に照らして十分に利活用されるよう、実態調査や活用促進を進める。

学習相談窓口の設置に関しては、学修やキャリア設計に関する問題を抱えた学生や、障害を抱えた学生向けの対応が必要と考えられることから、「学生支援に関する調査」の結果を踏まえ、学習支援センターや各学部・事務局としての対応体制を整える必要あると考えている。

学生参加の場づくりについては、学生同士の協同を盛んにし、他者とともに目標達成に向けた活動をする意義は大きいと思われることから、これらの活動を効果的・効率的に行っていく必要があると考えている。

最後に、IT 化推進に関して、学生一人ひとりが自身の到達度を把握して学修を進めていくために、学習管理システムの構築や導入、及びこれらを使用するためのネットワーク環境の整備などが必要と考える。

(3) 将来の展望

アクティブ・ラーニング推進のための施設・設備は段々と充実しており、今後は利用実態を把握と利活用推進のしくみ作りを進める。

また、学習相談窓口を始めとした学生サポートや、学生同士の協同を推進するための活用も、実態調査を踏まえ、学内の諸組織と連携しながら効果的・効率的な体制づくりと運用のしくみ作りを行う。

さらに､IT を用いた学修環境の充実に関しても､システムの構築･導入を図るとともに､利用環境の整備を進める。

Ⅷ. 学生中心の大学に関する全体の自己評価（現状の評価と将来への展望を含む）

「学生中心の大学」としての本学の機能強化は、教職員のみならず学生の参画も含めて、本学構成員全体で取り組むべき活動であり、学習支援センターがその活動を推進する役割を担っている。また、教学改革タスクフォースが、カリキュラムとの接続、教員の教育スキル向上、事務局の機能強化、学生募集との連結、IRの導入等、土台づくりや本学の他機能と接続させる構造となっている。また、アクティブ・ラーニングの設備整備も進められている。

このように、組織を設置し事業を教職員が分担するしくみ作りと環境整備は、ここ数年で進められてきているが、

- 「学生中心の大学」というパラダイムが教職員間で共有しきれていない
- 同様に、「学生中心の大学」というパラダイムが学生達に浸透していない

という状況も見受けられる。

今後は、３つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）に対応するためのしくみ整備や、教育課程の体系化などを通して、

- 具体的な活動レベルで教職員が「学生中心の大学」を理解する
- 教職員が「学生中心の大学」の機能に照らして現在行っている活動を評価し、別々に行っている活動を一本化させるなどの効率化や、限られたリソースの中での優先順位づけなどの精選を行う
- 科目の体系化や授業での説明・体験を通して、学生が「学生中心の大学」の目的を理解し、自らの学習観の醸成やキャリア構築を行う

ことにつなげる必要がある。

Ⅸ.　研究活動の活性化と教育

Ⅸ－１　研究推進の基盤整備

（1）Ⅸ－1 の現状

Ⅸ－1－①　研究活動の活性化について

教員の研究成果は、主として各分野の学術誌に加えて「青森大学付属総合研究所紀要」（後述Ⅸ－２）、「青森大学研究紀要」（平成 24 年度まで「青森大学・短期大学研究紀要」）に発表される。「青森大学研究紀要」は、毎年３回発行されており、平成 28 年度末で通巻 127 号となっている。この紀要は、学部の教員と学生代表から構成される「青森大学学術研究会」が発行している。また、各学部においては、教員研究発表会や学生研究発表大会（卒

業論文や実習の発表）が実施されるなど、各分野において教員や学生による研究発表会を公開で開催しているので、教員は他学部の教員や学生の研究成果を知ることができる。これを基にして、学内でしばしば共同研究グループが組まれる。また、本学では「青森大学ニュース」を毎年２回発行している。このニュースには教員の教育研究活動が掲載されており、青森大学の教員・事務職員全員と後援会員（学生保護者）に広く配布され、大学ホームページにおいて公開される。したがって、教員の教育研究活動は、学内外に公表されている。

また昨年度に続き、平成 28 年度も、学長裁量経費による「青森大学教育研究プロジェクト」が、本学教職員を対象に公募された。公募されたのは教育改革プロジェクトと研究推進プロジェクトの 2 部門である。公募要領は以下のとおりである。

１．募集対象となるプロジェクト

次の二つの部門について、本学の教育研究等の魅力向上に資する内容のプロジェクトを募集する。

・教育改革部門

・研究推進部門

２．対象となる者

青森大学教職員。個人又はグループ（代表者を定める）により応募できる。

３．期間

平成28年度中に完成するプロジェクト。

４．補助金額

1件あたり概ね20～50万円程度とする。

５．応募方法

別紙の応募用紙に記入の上、提出窓口（事務局総務課）に提出するものとする。

６．プロジェクトの選定

１）応募があったものから随時審査し、選定する。

２）認められたプロジェクト担当者は、認められた補助額の範囲内において、経費支出の手続きをとるものとする。

３）プロジェクト担当者は、学長からの求めに応じ、進捗状況を報告し、また終了したときは報告書を提出しなければならない。

７．プロジェクトに要する経費は、予算に措置された学長裁量経費又は青森大学ルネッサンス基金の中から支出するものとする。

公募の結果、12 件の申請があり、審査の結果、教育改革部門 3 件、研究推進部門 8 件の計 11 件が採択された。採択された教育研究プロジェクトは以下のとおりである。

「平成 28 年度青森大学教育研究プロジェクト」

教育改革部門		
1	プロジェクト名	企業及び業界研究を通じた学生の就業意識の向上プロジェクトー活きた経営学の体得ー

	研究代表者	中村和彦	共同研究者	森宏之
2	プロジェクト名	地域貢献活動と連携した授業展開の実践試行ならびに学生への効果の検証		
	研究代表者	櫛引素夫	共同研究者	沼田郷、坂井雄介
3	プロジェクト名	青森いきいき脳健康プロジェクト（“高齢社会対応”地域密着型青森大学のブランディング）		
	研究代表者	大上哲也	共同研究者	※参加者多数のため申請書参照
研究推進部門				
4	プロジェクト名	食品成分の生活習慣病予防効果に関する研究		
	研究代表者	益見厚子	共同研究者	岩船裕志（薬学部５年生） 佐藤伸（青森県立保健大学教授）
5	プロジェクト名	細胞内寄生性細菌に対するインターロイキン-33 が誘導する自然免疫細胞活性化作用の解析		
	研究代表者	福井雅之	共同研究者	
6	プロジェクト名	キラルスルホキシドを用いた２点不斉アルドール反応の開発		
	研究代表者	中北敏賀	共同研究者	鈴木克彦、植木章晴
7	プロジェクト名	ノシセプチンやその代謝物による記憶機能制御に関与する分子メカニズムの解明		
	研究代表者	三輪将也	共同研究者	上家勝芳
8	プロジェクト名	生物学的応用を指向した集積型ルイス a タンデムリピートの合成		
	研究代表者	植木章晴	共同研究者	鈴木克彦、中北敏賀
9	プロジェクト名	後発医薬品のメーカーによる品質差異の比較検討		
	研究代表者	井沼道子	共同研究者	三浦裕也
10	プロジェクト名	バキュロウイルスベクターを用いたガンワクチン開発とガンに対する効果の解析		
	研究代表者	水谷征法	共同研究者	水野憲一、木立由美、阿部一生、五月女雄一、筒井 志帆（薬学部５年生）
11	プロジェクト名	北東北地域における光学産業の発展プロセスー技術移転と地場企業の創出を中心にー		
	研究代表者	沼田郷	共同研究者	

採択されたプロジェクトについては、平成 27 年 12 月 21 日に、青森大学教育研究プロジェクト成果中間報告会が、平成 28 年 3 月 30 日には、青森大学教育研究プロジェクト成果最終報告会が開催された後、最終報告書としてまとめられた。このプロジェクトの成果を踏まえ、採択された教職員は、必ず科学研究費に応募することになっている。

Ⅸ－1－②　研究費支援の充実について

本学が各教員に提供する研究費は、次の表に示すとおりである。実験系と非実験系で異なるが、職位での相違は助教及び助手を除いて存在しない。この個人研究費は、平成 20 年度から現在の額に減額された。

表Ⅶ－１　平成 28 年度の単年度研究費

学	経営学部・社会学部	薬学部

部	ソフトウェア情報学部					
	実験系		非実験系	実験系		非実験系
	教授・准教授・講師	助教助手	教授・准教授・講師	教授・准教授・講師	助教助手	教授・准教授・講師
計	210 千円	175 千円	140 千円	280 千円	175 千円	140 千円

Ⅸ－1－③　外部研究費等の獲得について

表Ⅶ－２　科学研究費獲得状況（平成 28 年度）

①　平成 28 年度新規採択状況

本学研究者	研究テーマ	今年度補助金額	助成区分・期間
（研究代表者） 経営学部 石塚ゆかり准教授	日台韓の口コミ行動に関する対照 研究－医療と観光サービスに対する評価を中心に	1,820,000 円 直接経費 1,400,000 円 間接経費 420,000 円	基盤研究（C） （平成 28～30 年度）
（研究代表者） 経営学部 吉川昌則教授	アルペンスキーにおける高速ターン技術の実滑走計測・解析と定量的評価	2,730,000 円 直接経費 2,100,000 円 間接経費 630,000 円	基盤研究（C） （平成 28～30 年度）
（研究代表者） 社会学部 中村和生准教授	初等・中等教育における「自然（現象）の科学的理解」の相互行為分析	1,713,400 円 直接経費 1,318,000 円 間接経費 395,400 円	基盤研究（C） （平成 28～30 年度）
（研究代表者） ソフトウェア情報学部 紅林亘助教	一般化位相縮約理論が拓く生体リズム現象の予測と制御に向けた新展開	1,560,000 円 直接経費 1,200,000 円 間接経費 360,000 円	若手研究（B） （平成 28～30 年度）
（研究代表者） 薬学部 中田和一教授	航空需要に対応する海上設置型ローカライザの設置条件に関する研究	832,000 円 直接経費 640,000 円	基盤研究（C） （平成 28～30 年度）

		間接経費 192,000 円	
（研究代表者） 薬学部 大越絵実加准教授	薬を創る薬剤師	直接経費 344,000 円	ひらめきときめきサイエンス（平成28 年度）
（研究代表者） 社会学部 澁谷泰秀教授 ソフトウェア情報学部 小久保温准教授	高齢者の認知機能の相違とエゴ･ネットワークに現象する特殊詐欺脆弱性リスクの解明	458,120 円 直接経費 352,400 円 間接経費 105,720 円	研究代表者 秋田県立大学 渡部諭教授 基礎研究（C） （平成 28～30 年度）
計	7 件	8,053,520 円	

② 平成 28 年度新採用教員の科研費獲得状況

本学研究者	研究テーマ	今年度補助金額	助成区分・期間
（研究代表者） 薬学部 岡島史和 教授	pH 環境を感知する OGRI 受容体ファミリーの作用機能と生体機能 （転出元の大学からの継続研究）	1,950,000 円 直接経費 1,500,000 円 間接経費 450,000 円	基盤研究（B） （平成 27～29 年度）
計	1 件	1,950,000 円	

③ 前年度からの継続研究（科研費）

本学研究者	研究テーマ	今年度補助金額	助成区分・期間
（研究代表者） 薬学部 大越絵実加准教授	口腔癌がん幹細胞の標的治療（抗 CD44 療法）後に誘発される多剤耐性化の解明と克服	780,000 円 直接経費 600,000 円 間接経費 180,000 円	基盤研究（C） （平成 26～28 年度）
（研究代表者） 経営学部 沼田郷教授	日本と台湾における光学産業の成長と連鎖	390,000 円 直接経費 300,000 円 間接経費	基盤研究（C） （平成 26～28 年度）

		90,000 円	
（研究代表者） 経営学部 渡部あさみ講師	先進諸国におけるホワイトカラー労働者の労働時間管理	650,000 円 直接経費 500,000 円 間接経費 150,000 円	若手研究（B） （平成 26～28 年度）
（研究代表者） ソフトウェア情報学部 小久保温准教授 （研究分担者） 社会学部 澁谷泰秀教授	郵送調査とWeb 調査のハイブリッド調査から完全Web 調査への移行に関する研究	353,600 円 直接経費 272,000 円 間接経費 81,600 円	基盤研究（C） （平成 26～28 年度）
（研究代表者） 経営学部 岩淵護准教授 （研究分担者） 経営学部 中村和彦准教授 堀籠崇准教授 松本大吾講師	取引費用モデルを活用したクラスターネットワーク形成と地域活性化に関する実証的研究	780,000 円 直接経費 600,000 円 間接経費 180,000 円	基盤研究（C） （平成 27～30 年度）
（研究代表者） 社会学部 澁谷泰秀教授 （研究分担者） ソフトウェア情報学部 小久保温准教授	高齢者の生活の質を維持・向上させる自動的心理プロセスに基づいた認知習慣の研究	1,235 ,000 円 直接経費 950,000 円 間接経費 285,000 円	基盤研究（C） （平成 27～29 年度）
（研究分担者） 社会学部 澁谷泰秀教授 ソフトウェア情報学部 小久保温准教授	社会学的知見に基づく Web 調査の代表性の分析	781,300 円 直接経費 601,000 円 間接経費 180,300 円	研究代表者 奈良大学 吉村治正教授 基盤研究（C） （平成 27～29 年度）
（研究分担者） 社会学部 櫛引素夫教授	人口減少期の都市地域における空家問題の解決に向けた地理学的地 域貢献研究	507,000 円 直接経費 390,000 円	研究代表者 広島大学 由井義通教授 基盤研究（B） （平成 27～29 年

		間接経費 117,000 円	度）
（研究分担者） 社会学部 澁谷泰秀教授 柏谷至教授 櫛引素夫教授 田中志子准教授	人口減少社会の外国人統合政策～青森県における外国籍者の事例 から～	208,000 円 直接経費 160,000 円 間接経費 48,000 円	研究代表者 青森公立大学 佐々木てる准教授 基盤研究（C） （平成 26～28 年度）
（研究分担者） 社会学部 中村和生准教授	精神障害者の当事者研究場面の相互行為的構造:エスノメソドロジーによる解明	390,000 円 直接経費 300,000 円 間接経費 90,000 円	研究代表者 三重県立看護大学 浦野茂教授 基盤研究（C） （平成 26～28 年度）
計	10 件	6,074,900　円	

表Ⅶ－３　その他の研究助成金（平成 27 年度）

本学研究者	研究テーマ	今年度補助金額	助成財団・期間
（研究分担者） 社会学科 柏谷　至　教授	地域に資する再生可能エネルギー事業開発をめぐる持続性学の構築	＊年度別配分額未決定	
社会学科 佐々木てる　教授	青森地域ねぶたの現在とその可能性	393,000 円	青森学術文化振興財団 （平成 27 年度）
社会学科 佐々木てる　教授	2015 年度Ｇ科目助成金 科目「社会調査実習」	300,000 円	社会調査協会 （平成 27 年度）
社会学科 櫛引 素夫　准教授	北海道新幹線開業に伴う青森地域の変化の検証準備と提言事業	784,000 円	青森学術文化振興財団 （平成 27 年度）
薬学科 清川 繁人　教授	陸奥湾を回遊するイルカの生態に関する研究	480,000 円	青森学術文化振興財団 （平成 27 年度）
（研究分担者） 薬学科 鈴木 克彦　准教授	探針修飾 AFM による UGGT の立体構造解析	4,056,000 円 直接経費 3,120,000 円	研究総括 伊藤幸成 （独立行政法人理

		間接経費 936,000 円	化学研究所） 契約期間： 平成 27 年 4 月 1 日 ～平成 28 年 3 月 31 日
（研究代表者） 薬学科 大上 哲也　教授	中高生対象セミナー 「ミクロの世界へ」	279,000 円	子どもゆめ基金（独立行政法人 国立青少年教育振興機構）
（研究代表者） 薬学科 大上 哲也　教授	中高生対象セミナー 「薬剤師をやってみよう」	208,000 円	子どもゆめ基金（独立行政法人 国立青少年教育振興機構）
計	8 件	6,500,000 円	

平成 29 年度に向けて科研費に応募した状況は、下記に示すとおりである。

平成 29 年度科学研究費補助金応募者一覧（研究種目別）

研究種目	学部	No.	氏名	研究課題名
基盤研究 (C)	経営学部	1	沼田　郷	光学産業の国際移転と展開　「日・台・中」を中心に
		2	堀籠　崇	地域包括ｹｱｼｽﾃﾑの展開と新たな病院ｶﾞﾊﾞﾅﾝｽの可能性に関する研究
	社会学部	3	櫛引　素夫	整備新幹線開業効果の事前予測と事後評価に関する地理学的基礎研究及び地域貢献
		4	藤　公晴	「環境教育」と「持続可能な開発」の相関と ESD の社会的受容に関する国際比較調査
		5	長内　直人	社会福祉士養成の相談援助実習指導者におけるｽｰﾊﾟｰﾋﾞｼﾞｮﾝの現況に関する一考察
	ｿﾌﾄｳｪｱ情報学部	6	小久保　温	Web 社会調査を用いた潜在的認知概念（意識的認知の死角）の測定に関する研究
	薬学部	7	永倉　透記	生体内ﾓﾉｱﾐﾝによる生体調節機構破綻は慢性不定愁訴のﾄﾘｶﾞｰか？
		8	植木　章晴	集積型ﾙｲｽａﾀﾝﾃﾞﾑﾘﾋﾟｰﾄの合成および生物学的応用研究

		9	大越　絵実加	口腔癌の多剤耐性化におけるがん幹細胞の役割とその克服への治療戦略
		10	上家　勝芳	食品の含硫化合物の抗酸化・抗炎症・抗がん作用
		11	福井　雅之	栄養成分を用いた副作用の少ない癌細胞増殖抑制法の開発
挑戦的研究（萌芽）	薬学部	12	大上　哲也	認知症ﾄﾞﾗｲﾊﾞｰの早期発見の指標に関する研究
		13	岡島　史和	脳虚血傷害にpH感知性受容体は関わっているか～受容体欠損ﾏｳｽを用いた解析
		14	鈴木　克彦	１分子修飾探針を用いた原子間力顕微鏡による糖ﾀﾝﾊﾟｸ質の立体構造解析
		15	益見　厚子	生活習慣病予防機構の解明
		16	水野　憲一	青森型疾病の要因となる脱髄性神経疾患の新規治療法の開発
若手研究（B）	経営学部	17	松本　大吾	我が国外資系企業租税負担削減行動の実証的研究－飲食ｻｰﾋﾞｽ業を中心に－
	薬学部	18	中北　敏賀	ｷﾗﾙｽﾙﾎｷｼﾄﾞを用いた２点不斉ｱﾙﾄﾞｰﾙ反応の開発
		19	水谷　征法	Ｇﾀﾝﾊﾟｸ質共役型受容体GPR19発現型ﾊﾞｷｭﾛｳｲﾙｽによるｶﾞﾝﾜｸﾁﾝの開発
		20	三輪　将也	ﾉｼｾﾌﾟﾁﾝやその代謝物による記憶機能制御に関与する分子ﾒｶﾆｽﾞﾑの解明

応募者は17名で、基盤研究（C）が８名、挑戦的萌芽研究が５名、若手研究（B）が４名であった。

（2）現状の評価

大学からの個人研究費については、増加していないが、科学研究費等への応募が増えている。本学の研究者が関わる課題の採択件数及び補助金額は増加傾向にあり、平成22年度は１件（26万円）であったものが、平成26年には11件、平成27年度は12件、平成28年度は18件となり、助成額では1,607.8万円まで伸び、採択件数及び助成額ともに過去最高

となり、教員の研究意欲が高まっている。今後とも、研究意欲が高まり、研究活動が活性化していくよう、支援の充実が必要である。

(3) 将来の展望

各学部ともに厳しい研究環境の中で研究を行っている。既に行われている教員の授業や校務に関する負担を少なくする努力が継続的に行われるべきである。そのことにより、教員が外部研究資金の獲得に向けて時間を割くことができるようになる。今後の課題は、科研費の取得件数を増やすことである。その方策として、学内及び学外の研究グループの構築を推進し、科研費に申請するとともに、科研費に申請した研究内容の一部などを活用して、研究助成などを公募している公益財団などへの申請件数を増やすことが必要である。

今後は、カリキュラム内容の見直しによる各教員の担当科目数の削減により、研究書の刊行、研究論文の執筆、研究学会や県、市町村、商工会議所等の委員活動の拡大・充実が期待できる。また、関係の企業、県の機関等との共同研究を積極的に進め、学生の教育に活かしていくことが重要である。

Ⅸ－２　青森大学付属総合研究所

(1) Ⅸ－2 の現状

Ⅸ－2－①　青森大学付属総合研究所の趣旨・理念の明確化について

青森大学は、教育研究及び社会貢献活動を通じ、社会の進展に貢献することを使命とする。大学は学問の府であり、研究活動を活発に行い、人類の知的財産の充実と経済社会の進展に貢献しなければならない。教員が研究活動を積極的に行うことは、学生に対する教育を常に刷新していくためにも不可欠である。青森大学は、設立当初から教員の研究環境の充実に努めてきた。

青森大学付属総合研究所は、平成 7 年 4 月に設立された。青森大学付属総合研究所は、昭和 43 年度設立の青森大学附属産業研究所をはじめ、その後順次設立され、活動を続けていた同地域問題研究所、同雪国環境研究所、同考古学研究所、同学際情報研究所を統括し、研究所相互間の連絡、調整を行い、調査研究の向上を図るとともに、各研究所が有する固有の専門性を学際的に結集させて一層の研究進展を図ることを目的としていた。

以後、各研究所の連絡調整を図るとともに、毎年、研究会を開催し、また、機関紙「研究年報」を年１回刊行してきた。

平成 22 年 3 月に、青森大学付属総合研究所以外の研究所は廃止され、翌年 4 月から、付属総合研究所の研究班に組織された。

Ⅸ－2－②　青森大学付属総合研究所の充実について

平成 25 年 4 月からは、青森大学付属総合研究所は、産業研究班、地域問題研究班、学際情報研究班及び文化・環境研究班により組織されている。青森大学付属総合研究所は、人

文科学、社会科学及び自然科学にわたる総合的又は学際的な研究を行い、あわせて総合研究所に置かれた各研究班の機能を統括することを使命としている。

平成 26 年 3 月、青森大学付属総合研究所の研究発表会を行うとともに、研究年報を復刊し、誌名を改め、継続することとし、電子ジャーナルとして「青森大学付属総合研究所紀要」(15 巻 1 号) を発行することとした。以後、発行を継続し、平成 28 年度分は 18 巻 1 号、2 号となった。本学としては、発刊を続けている「青森大学研究紀要」に加え、新たな研究成果の発表の機会となるものであり、本学の研究活動の活性化と学問の進展に資することを期している。

(2) 現状の評価

青森大学付属総合研究所は、平成 25 年度に入り、新たな体制整備を図り、以後、毎年電子ジャーナルとして紀要を刊行するなど活動の活性化を進めている。

(3) 将来の展望

平成 24 年度から、青森大学は、「青森大学ルネッサンス」を掲げ、「地域とともに生きる大学」として、地域貢献活動の充実強化を進め、さらに、「学生中心の大学」として、学生の主体的能力を引き出すことができるよう、教育改革を進めている。このような改革のためにも、研究活動の充実は必須であり、科学研究費等外部資金の確保等の努力を続けている。

青森大学付属総合研究所の活動は、これら地域貢献活動や教育改革を積極的に進め、支援するための重要な役割を担う必要がある。今後もこのような活動をさらに充実強化していくことで趣旨・理念に合致するよう努力していく。

Ⅸ－３　研究活動の地域・教育への還元

(1) Ⅸ－3 の現状

Ⅸ－3－①　研究活動の地域への還元について

（1）まちなかキャンパス

昨年に続き、連携協定を締結した青森商工会議所との連携事業として、「まちなかキャンパス」を実施した。本事業は、大学の公開講座を中心市街地の公的施設を会場に開催するもので、連携協定を締結した 5 大学がそれぞれ取り組んでいる。平成 27 年度の講師や講演の演題は、以下のとおりである。

・5 月 31 日　講師：和合亮一（詩人・高等学校教師）

テーマ：和合亮一講演会・福島に生きる、福島を生きる

～大震災後の福島の現状と詩の朗読～

（2）出張講義

平成 28 年度の出張講義は、派遣教員は 13 名、全体の講義開講は 25 回となっている（依頼機関 は 18 機関）。

№.	依頼先	講義日	氏名	学部	講義テーマ
1	あおもり若者プロジェクトクリエイト	平成28年 2月27日	櫛引素夫	社会学部	新幹線が地域に与える影響につ いて
2	あおもり若者プロジェクトクリエイト	平成28年 3月13日	櫛引素夫	社会学部	北海道新幹線開業を生かしたまちづくり
3	青森市沖館市民センター	平成28年 4月23日	中田吉光	経営学部	元気アップル体操
4	藤崎町福祉課健康係	平成28年 6月3日	藤林正雄	社会学部	改めて『聴く』を学ぶ
5	青森県立浪岡高等学校	平成28年 6月24日	清川繁人	薬学部	陸奥湾を回遊するイルカ
6	青森県立浪岡高等学校	平成28年 6月24日	角田均	ソフトウェア情報学部	ゲーミフィケーション～ゲームの力で世界を変える～
7	あおもり健考会	平成28年 9月6日	上田條二	薬学部	漢方について
8	クラ・ゼミ青森篠田校	平成28年 9月10日	鈴木康弘	社会学部	幼児・児童の発達について
9	青森菱友会	平成28年 9月15日	三浦裕也	薬学部	先発品と後発品の上手な使い分けについて
10	クラ・ゼミ青 森篠田校	平成28年 9月24日	鈴木康弘	社会学部	ABA応用行動分析について
11	黒石市企画財政部企画課	平成28年 10年4日	櫛引素夫	社会学部	地域防災をどう向上させるか
12	（公社）青森県不動産鑑定士協会	平成28年 10月14日	櫛引素夫	社会学部	新幹線ネットワークを考える
13	クラ・ゼミ青森篠田校	平成28年 10月15日	船木昭夫	社会学部	SST・指導者の研修
14	クラ・ゼミ青森篠田校	平成28年 10月17日	船木昭夫	社会学部	障がい者差別解消法
15	五戸町教育委員会	平成28年 10月26日	大上哲也	薬学部	いきいき脳健康教室
16	青森市立佃中学 校	平成28年 11月9日	大上哲也	薬学部	いきいき脳健康教室
17	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構青森支部	平成28年 11月10日	船木昭夫	社会学部	カウンセリング

18	青森市中央市民センター	平成28年 11月16日	水野憲一	薬学部	医薬品の効くしくみ
19	青森市学校保 健会	平成28年 11月22日	船木昭夫	社会学部	メンタルヘルス・SST
20	岩手県立久慈東高等学校	平成28年 11月25日	藤林正雄	社会学部	人間関係で悩まないために
21	青森市中央市民センター	平成28年 12月2日	上田條二	薬学部	身近な民間薬
22	一般社団法人日本産業カウンセラー協会東北支部	平成28年 12月3日	船木昭夫	社会学部	青森県内事業所におけるメンタルヘルスの現状と課題、対策について
23	独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構	平成28年 12月7日	岩淵護	経営学部	コンプライアンスに関する様々な問題事例とその対策
24	青森市中央市民センター	平成28年 12月13日	大越絵実加	薬学部	医薬品以外の薬学分野
25	NPO法人ほほえみの会	平成28年 12月19日	船木昭夫	社会学部	対人援助のためのケースカンファレンスの方法

（３）青森地域フォーラム

本フォーラムは、平成 28 年度の青森市と平内町を中心とする自治体、諸団体との連携協定に基づいた地域連携活動及び地域貢献活動の報告会であり、地域貢献活動に携わる教職員、学生をはじめ、多くの地域の方々の参加を得て開催した。

Ⅸ－3－②　研究活動の教育への還元について

Ⅸ－3－①に示されたとおり、地域に向けた様々な研究活動や地域貢献が平成 28 年度に実施された。本学の教員が積極的に地域を研究のフィールドととらえて、その研究成果を社会に還元しているが、このほかにも本学の教員は授業やゼミ活動の中で、地域を対象にした学問内容や地域貢献活動を盛り込むことで、学生に地域を知り・学ぶことの重要性を教授している。学生も自らの足で地域に出かけていき、調査をしてデータを集めることで自らの学習や研究に役立てている。本稿で個別に列挙することは困難であるが、おおまかに区分すると郊外住宅地あるいは中心商店街活性化に関わるもの、地域の文化に関わるもの、観光に関わることなどでいくつかの取組みがみられる。

平成 28 年度においてはそれぞれの教員が各自の担当する授業で、独自の方法や考えで実施してきた。そのような状況は、研究の活性化とともに、本学の目指す地域とともに生きる大学とも合致するものであるが、一方では、まだ全学的な取組みとはなっていない。全学的な取組みが実現できるよう、カリキュラムや教育体制の構築の創造が重要となってく

る。

(2) 現状の評価

研究活動の充実・活性化に伴い、その活動の成果が教育へ還元され、また、地域へ還元されつつある。今後、一層の工夫・改善を進める必要がある。

(3) 将来の展望

平成 26 年 1 月及び 3 月に青森市及び平内町との包括的な連携協定の締結がそれぞれなされ、平成 28 年 3 月までに 3 回の青森地域フォーラムが開催された。また、学内では大学と地域の協働の場である「集いのスペース」が平成 26 年度から順調に稼働しており、本学の研究活動と地域及び教育との連携が円滑に行われる体制づくりがなされてきた。これらを基盤として、研究活動の活性化と、地域・教育への還元は、さらに進んでいくことになると考える。特に教育への還元においては今後、カリキュラムに新設された地域貢献に関わる演習の中で、学生とともに積極的に地域に出かけていき、調査研究ができる体制づくりを行うべきである。

Ⅸ. 研究活動の活性化と教育に関する全体の自己評価（現状の評価と将来への展望を含む）

青森大学は、「青森大学ルネッサンス」を掲げ、「地域とともに生きる大学」として、地域貢献活動の充実強化を進め、さらに、「学生中心の大学」として、学生の主体的能力を引き出すことができるよう、教育改革を進めている。このような改革のためにも、研究活動の充実は必須である。

教育研究推進の基盤整備については、現在の教員の研究環境の整備改善と、学内及び学外の研究グループの構築の推進などにより、科研費の獲得件数を増やすことである。

青森大学付属総合研究所については、地域貢献活動や教育改革を積極的に進め、支援するための重要な役割を担い、さらに充実強化していくことが求められる。

研究活動の地域・教育への還元については、平成 25 年度に整備された様々な基礎部分をもとに、本学の研究活動と地域及び教育との連携がスムーズにいく体制づくりをより強化していく必要がある。そのためには、カリキュラム改革を中心とした教育体制の整備と施設・設備等教育研究環境の刷新・充実が急務である。